

目次

-
- 巻頭エッセイ 「潮目を変える『怒り』を」 ……八田 英之 1
- 特集：「共済は生き残れるか？」**
- 座談会「共済と保険業法改正」
押尾直志、本間照光、安部誠三郎、住江憲勇、山田浄二、司会：石塚秀雄 2
- 労山インタビュー「自主共済は保険業法適用除外に」
……斉藤義孝、川嶋高志 20
- 論文「共済事業の現状と改正保険業法」……………相馬 健次 27
- 資料「ヨーロッパの共済運動の特徴」……………石塚 秀雄 33
- 論文「CSRとグローバリゼーション」……………佐藤 誠 37
- 論文「『社会的排除との闘い』の担い手としてのイタリア『社会的協同組合』」
……田中 夏子 47
- 第1回地域シンポジウム
「モンドラゴンから学ぶ非営利・協同組織の運営問題」
……角瀬保雄、石塚秀雄、坂根利幸、山内正人、高柳新 51
- エッセイイギリス便り「『非営利・協同』の“母国”で暮らして～『いのちとくらし』を考える～」……………杉本 貴志 77
- 文献プロムナード⑭「看護と福祉」……………野村 拓 80
- 研究所ニュース……………32、76、79、84
- バックナンバー……………85
- 入会申込書

潮目を変える「怒り」を

八田 英之

本日、2006年5月17日午前、衆議院厚生労働委員会で「医療改革法案」の採決を自民・公明が強行した。

介護保険と同様に療養病床の長期入院は給食と部屋代を保険からはずす、医療費の自己負担は70～74才が2倍の2割に（一定以上の所得があれば3割）、75才以上はすべてのお年寄りから保険料を取り立てる特別の制度に、という高齢者医療の改悪である。

さらに療養病床は38万床を15万床に削減する。そして特定療養費制度を保険外併用療養費に改める。

これらは1996年以来厚労省が言ってきた「医療改革」の総仕上げであり、日本の医療はこれが成立するなら間違いなく新しい段階にはいることになる。

これに先立って診療報酬の史上最大の引き下げがおこなわれた。療養病床は病床削減を先取りするかのように2割から3割の減収になった。紹介患者加算は廃止された。「2階に上げてハシゴははずす」ような改訂、「いやいやこれが命綱と垂らされたロープにすがりついて上り始めたらそれを切ったようなもの」、医療関係者の怒りは激しい。

民医連の多くの法人では2006年度の予算が作れないところがある。さまざまな対応（療養病床を一般に戻す、新7：1看護の取得、DPC、在宅療養支援診療所などなど）をし、一時金3ヶ月にしても大幅な赤字予算になるところもかなりある。

この医療改悪、参議院で廃案に追い込むためにさらにたたかわねばならないが、国民の中へこの問題の重大性をまだまだ知らせきってはいない。

最近千葉であった選挙では、応援演説で「これ以上の医療費削減は今でもやせすぎている人が命がけのダイエットをするようなもの」（このたとえば近藤教授から拝借）、混合診療は、「内科も外科も歯医者さんと同じになる。いい入れ歯の材料があるけど保険がききませんがどうしますか、と言われるのと同じに、ガンにとっても良く効く薬があるけど保険がききません、どうしますかといわれた本当に困るのではないのでしょうか」（このネタ元は石原廣二郎先生）とやったら、そばで聞いていた人はよくわかったと言っていたが。

それにしても日本人はおとなしすぎるのではないか。千葉県社保協で介護保険の食事代と部屋代の保険外しの影響を調査した。「負担増のために退所した人がいた」という施設が9、「滞納者がいる」のが26、なのに利用者から寄せられた意見では、「大変だ」が27、「仕方がない」が50。確かに決まってしまう「仕方がない」のだが。

それでも確かに潮目は変わりつつある、格差社会はどれほど覆い隠そうとしても明らかにならざるを得ない。ヨーロッパの新自由主義の「危機」は、国民の側から見れば希望である。

（はったふさゆき 千葉県勤労者医療協会副理事長）

特集：共済は生き残れるか？

「共済問題座談会」共済と保険業法改正

出席：押尾直志（おしおただゆき、明治大学商学部教授）

本間照光（ほんまてるみつ、青山学院大学経済学部教授）

安部誠三郎（あべせいざぶろう、全商連共済会副理事長）

住江憲勇（すみえけんゆう、全国保険医団体連合会会長）

山田浄二（やまだじょうじ、全日本民医連共済副理事長）

オブザーバー：岩川修（保団連事務局次長）、橋本光陽（保団連事務局）、伊藤淳（民医連共済顧問）

司会：石塚秀雄（研究所主任研究員）

司会 当研究所では『いのちとくらし』第6号（2004年発行）の座談会に本間先生をお呼びして、共済問題について議論をしています。またホームページの「海外の非営利・協同情報」にはヨーロッパ各国の共済史や『共済組合』という翻訳が載っています。このように当研究所も共済問題にこれまでも一定の関心を持ってきました。

今回、保険業法改正が4月に施行されて、これはアメリカからの要求が非常に強いと感じます。アメリカの原文を見ますと、共済というのはカッコで共済（Kyosai）とされているんですが、insurance cooperativesと書いてありまして、これは明らかにアメリカの保険会社が日本に入りたいということがあると思います。この中で政府が言います無認可共済、私どもが言う自主共済が非常に危機に直面しているということは、皆さん重々ご承知だと思います。

これにどういう対応をしていくのか、あるいは保険と共済の住み分けと言いますか、自主共済がどのように自分たちの存続のための理論武装をしまとまって事に当たっていくのかということをお本日の大きなテーマにさせていただけたらと思います。

それでは、さっそく、明治大学の押尾先生からお願い致します。

●保険業法と共済問題の経過

押尾 私は2005年10月29,30の両日にわたりました



小樽商科大学で開催された、平成17年度日本保険学会大会の共通論題の報告者として報告の機会を与えられました。共通論題は「いわゆる『無認可共済』問題の総合的検証」というテーマで、5名の報告者が報告

を行いました。ご承知のように、2006年4月1日から改正保険業法が施行されましたが、その施行を前にいたしまして改正保険業法の問題点とその改正に至った「無認可共済」問題をどう捉えていくのか、こういう立場から法律論、特に立法論、経済論あるいはディスクロージャ問題等、それぞれの立場で報告が行われました。

私は「無認可共済」問題につきまして、すでに日本保険学会では1960年代に共済問題に関して一定の共通認識が得られていますので、保険行政は当然、業法の改正に際してこうした日本保険学会の共通認識ないしは理論的な蓄積ならびに共済団体のこれまでの半世紀にわたる実践的な蓄積を十

分考慮した上で、この「無認可共済」問題をどう扱うのか、そういう審議をすべきであったという問題意識に立って報告させていただきました。

日本保険学会では、日本の共済問題(あえて「共済」問題と申し上げますが)について、なぜ「共済」問題が発生したのか、こういう観点から理論的な研究を積み重ねてきております。日本の場合は保険業法で「保険株式会社」と「保険相互会社」にのみ保険業の免許を与え、組合組織の形態を認めなかったのです。

戦後間もなく金融制度調査会に、賀川豊彦をはじめとして保険経済学者、保険法学者などが委員として参加し、組合保険を保険業として認めるべきかどうかという議論をしましたが、結局、保険業界の強い反対の下で組合保険は実現しませんでした。その過程で協同組合法が制定され、その中に共済に関する規程が設けられ、日本の協同組合保険は共済として事業を行い、発展せざるを得なかったという背景があるのです。極めて法的でないし政治的な背景があったわけです。

こうした経緯と、われわれが生活する資本主義社会におきまして、協同組合保険は歴史的必然性をもち、現実には協同組合保険が存在していることから、保険会社に対する行政のあり方と協同組合保険に対する行政のあり方は、政策的に異なった多元的な政策であるべきであるという共通認識が日本保険学会ではすでに1960年代に得られています。

この点から考えますと、協同組合保険はわれわれ労働者、農林漁業者、中小業者など国民諸階層の生活に関わる不安に対する生活保障のためのしくみとして歴史的な必然性をもっているにも関わらず、日本の場合は政治的、法的な問題の中で組合保険としての発展の道を閉ざされ、共済事業として事業を行わざるを得なかったのです。それゆえに「共済」を「協同組合保険」として見ていくべきであるという共通認識に至っているのです。また理論の正当性を裏付けるように共済事業の発展が今日まで続いていますし、バブル崩壊後は長引く構造不況の下で国民の生活が非常に苦しくなり、社会保障、税金等が見直され、そうした不安の中で生協の共済も発展してきました。

しかし、他方、国民の多くは保険ないし共済に

についての正しい知識をまだまだ十分持ち合わせていません。そういう中で「無認可共済」問題が出てきたと考えられますし、また、規制緩和政策の下で民間の保険事業は監督下でありながら、生保7社、損保2社が破綻しています。したがって、国民の保険事業あるいは保険行政に対する不信感が「無認可共済」事業の発展の背景にあったであろうとも考えられますし、いま一つは保険業界、特に外資系の保険会社の役員を務めた人たちとか代理店をやっていた人たちが、実は「無認可共済」事業の仕掛け人であったということから、共済事業を安易に立ち上げ、共済を利用しながら無認可事業をここまで増加させ、さまざまなトラブル、問題を起こしてきたのだらうと考えます。

実態は総務省の2004年に実施されました『根拠法のない共済に関する調査 結果報告書』を丹念に読みますと、無認可保険業者だということがはっきりとわかります。したがって、当然、行政は保険業法を改正しなくてもその時点で、つまり90年代後半にすでに無認可共済業者に対して保険業法違反で規制することができたはずですが、それを放置してきた責任は問われます。こういう問題意識で、私の場合は「協同組合保険」と「無認可共済」とは性格も歴史も機能・役割もまったく異なっているという内容の報告をしたのです。

今回はそういう形でこの4月から保険業法が改正施行され、根拠法のあるなしだけで規制を加えようという内容になったのですが、その過程で民主的な組合員の連帯、相互扶助のための自主共済までが規制の対象になってきているということで、非常に残念な思いをしています。実は業法の改正作業が総務省の調査報告書が出て2、3カ月の間に済まされてしまい、昨年の4月21日に開催された第162回国会の参議院の財政金融委員会に提案され、そこで承認されたのです。

その時の答弁に立った当時の伊藤金融担当国務大臣は、契約者保護あるいは公正な競争条件という点に鑑みて、一定の規制を課すことは必要であるということ、また今回新設した少額短期保険業者制度を5年をめどに見直し、同時に既存の保険会社制度、制度共済、労働組合共済等を含めて、幅広い観点から共済制度全体のあり方を検討して

いくという答弁をしています。したがって、その限りでは行政の狙いは「無認可共済」問題のプロセスで、むしろ既存の共済事業をどう取り込んでいくのか、どう規制していくのか、イコールフットイングに立った規制をしていくのかという認識に変わってきたのではないかということも含めて問題提起をしました。

司会 共済保険の歴史の流れから、現在の保険業法の改正までの経緯と全般的なお話をさせていただきました。内容につきまして質問、ご意見等はのちほどということで、次に本間先生にお願いします。

本間 確かに本来は無認可保険問題、無認可保険商法の問題だったわけですが、それが無認可共済問題に置き換えられ、保険業法が改定されたわけです。問題が別のものになってしまったということです。そしていま、認可、無認可を問わず共済全般を規制しよう



という動きになっています。とても乱暴な経緯がある。その経緯そのものがいまの日本の政治、行政、経済、社会の現状を浮き彫りにしているということです。そういう状況の下で協同の運動と事業、共済の重要性そのものもまた浮き彫りになってきたということです。

無認可保険問題が無認可共済問題にすり替わっていったのですが、それぞれの思惑の中でそういうふうになっていきました。あえて言いますと、いわゆる自主共済といわれる共済の側にも甘さがあったのではないかと私は思います。というのは、これは「業者」の問題であって、自分たちの問題ではないという意識だったのではないのでしょうか。もちろんその通りなんですけど、しかし、問題がすり替わっていくという恐れを含んでいたということです。そういう力が働いている現状への認識の甘さがあった。

ところで、今回の問題で多様な共済が日本の社会に根づいている、このこともまた浮き彫りになってきました。私なんか認識していた共済の他

にもたくさん共済、例えば障害者、知的障害者の団体、さらにまた労山なども含めた多様な共済が広がっている。そのことで自分たちの生活と仕事を支えているということです。そのこともまたはっきりしたということです。ですから、認可とか無認可とか、自分たちの団体の利益とか、それを超えた問題が、今回の規制問題にはある。

自分たちの共済をどうやって発展させるかということはもちろん大事なことです。そのためにも国民的な課題ととりくみ、自分たちの問題とともに、それを超えた問題に思いをはせながら共済を運営していく、そして広げていくことが大事だろうと思います。

押尾先生は共済団体の大同団結を、という訴えをしていますが、私もいまそれが真に求められていると思います。そのためにも共済理論をきちんと持つということです。私は日本の保険や共済の問題の根っこに、保険理論と共済理論の問題があると、ここ数十年にわたって主張し続けているんですが、今回の問題を見るとまさしくそうであったなと思います。私は、それまで長いこと埋もれていた小林北一郎（1899-1844）さんの「歴史的範疇としての保険」論の遺稿を集めることから、保険研究を開始しました（本間照光・小林北一郎〔芝田進午監修〕『社会科学としての保険論』1983年、汐文社）。理論が遠いところにあり、学者などに任されるのではなくて、それでは済まされない共済の現場、そしてそれを運営する立場からも理論の問題に取り組むことが求められています。

問題の根本に、そういう意味で共済理論の欠如があり、また欠如させた運営があるということです。その弱さがいまの問題、無認可保険商法が、無認可共済等に置き換えられてしまった。そして、いや、問題は違う、共済の問題ではなくて保険の問題なんだということで跳ね返すことができなかったということです。理論の問題については後でまた触れたいと思います。

司会 共済が保険にとりこまれてファシズム的に抑えつけられるという状況がきていると思います。

次に、実際に共済事業をやられてこられた全商連のホームページを見ますと、かなり熱心に共済問題について意見を出されているようですが、今

回、この保険業法改正と全商連の共済の関係、またその歴史に触れてお話しいただきたいと思います。

●全商連共済は保険ではない

安部 全商連共済会は今から22年前に、全商連の



助け合い運動の理念を具体化するという中で、民商そのものは営業とくらしを守る組織ですが、実際にいのちと健康を守るという分野で助け合うにはどうしたらいいかという議論になりました。それまでもそれぞれ

の県組織では、保険会社などと提携していた時代もあったんですが、まさに保険的要素が強かったんです。これを全商連として助け合いの組織を作ろう、ということで今から22年前に、全商連組織の中の組織として「全商連共済会」が作られたわけです。

創立時には11万人で出発したんですが、現在は32万人の組織になっています。これは民商会員が強制的に共済会に入るという規約にはなっておりませんので、自主的に入っていただくということで、現在は民商会員の70%の方が共済に加入者しております。

この22年間、のべ102万人の加入者に690億円の共済金が支払われました。共済会費はひと月1,000円ですが、1人1,000円で集めた共済会費のうち、昨年の決算でも90%が共済金などとして支払われ、残り10%が運営費などです。まったく利益は生まれていませんので、ほぼ完璧に近い助け合いの組織だということです。

この間まったくトラブルがなくて運営をしてきたわけですが、改正保険業法が適用されることによって実際問題、どういうふうに対応していくかがいま問われているわけです。これまで、とりくみが遅れておりましたが、今年に入りまして懇話会に参加されている団体の皆さんと一緒に国会行動をしたり、あるいは全商連として独自に要請行動も行ったりしています。

しかし、まだまだ全面的な運動というふうには

なっておりませんので、これをどう進めるかということで、3月には全商連の理事会、そして4月には全商連共済会の理事会を開きまして、まさにこの問題の「適用除外」を実現していく。つまり法律を適用させない、その運動を徹底して貫こうということで、それぞれ各県あるいは地方の民商組織に署名用紙と署名をするための説明リーフ、パンフレットも作成しています。その点ではまだ出発点に立ったところですが、これはとことんやり抜こうということで、特に9月末までに特定保険業者の届出をしなければいけないことになっておりますので、それまでに多くの署名を集めてぶつけようと考えております。

実際問題、今年の4月から2年の間に、少額短期保険業者、あるいは保険会社として株式会社または相互会社という選択しなければいけない。この登録につきましても、この間の理事会でだいぶ意見がありまして、本当に登録しなければいけないのかどうか。罰則もあるようですが、これも法廷闘争も含めてやり抜く必要があるのではないかと。国会前での座り込みなど、いろんな運動の仕方も提起されました。しかし、2年の間にさらにその辺の選択も考えながら、実際に少額短期保険業者として登録した場合にどういうふうになるかということも含めて、いま検討しているところです。

ひとつご紹介しておきますが、皆さんもすでにご存じかと思いますが、2005年12月に公表された政省令（案）に対して関係者がいろいろ質問しているわけですが、その中で金融庁が答えているわけです。

その中の一つとして「団体の構成員の死亡、入院、出産、結婚等に際し互いの弔意や祝意を表す目的で、常識の範囲内の低額の給付を支払うために、その財源となる金銭を会費等に含め徴収している場合があるが、これは保険業法第2条でいう保険に該当しない、と考えて差し支えないか。また上記以外の場合でも、弔意や祝意を表す目的で常識の範囲内で低額の金を支払う場合も保険に該当しないと考えると差し支えないか」という質問が出されたわけです。

これに対して金融庁は「個々のケースにより判断されることとなりますが、一般論としていえば、慶弔見舞金の給付については、その給付を行うこ

とが社会慣行として広く一般に認められているもので、金額としても社会通念上妥当な範囲内のものであれば、保険に当たらないものと考えられます」ということでありますから、そっくり保険業法から適用除外となるかどうか分かりませんが、そういう面からいきますと私どもの共済はこうなっています。

長寿祝金が5万円、結婚、出産祝金が2万円、安静加療見舞金が5,000円です。入院見舞金が1日3,000円、死亡弔慰金は20万円となっておりますから、そういう面で総合的に考えるとかなり金融庁の回答に対応するのではないかと考えて、この辺についても今後交渉していきたいと思っております。

司会 適用除外の運動をするという、一つの現実的な戦略と共済の解釈についてどうやってロジックを立てていこうかという、興味深いお話をいただきました。

次に保団連の住江先生からお願いします。

医療、社会保障充実のための共済

住江 まず、1月19日の懇話会主催のシンポジウムに、本間先生、押尾先生に全面的なご協力をいただいて、成功裡に終わって、後の運動に大きく寄与したと、改めて両先生に厚くお礼申し上げます。それ以前からもご指導いただいていたことを合わせてお礼申し上げます。

私どもの共済制度というのは、団体の活動目的というのは、一つは国民の医療、社会保障制度を充実・発展させることと、もう一つは地域での医療機関としての経営を守る。この二つでございまして、ですから第1の目的のため、すなわち医療改善運動に、社会保障改善・充実運動に参加していただく会内の世論を大きくする、そのためにも、また地域の医療機関としての経営を守る、そういう立場にとって共済の問題については会員拡大、

組織の発展を最大限保障する一つの方策として大きく位置づけております。

実は35年前に発足したわけですが、そのきっかけはご承知のように医療機関は日銭が勝負でございまして、診療報酬も2カ月後に入ってくる状態で、その先生が傷病で休診されることは、現金収入が途絶えることで、神奈川の先生がそういう事態に陥って生活保護を申請するという事態になりまして、そういうことでこの制度が発足にむけてとりくみが開始された。先程来おっしゃっていますように会内での民主的、主体的な運動としてさまざまな活動を通して、健全に運営してきているところであって、なんの会員に瑕疵を作ることなく35年の実績をつくり、今日に至っています。

そういう制度をこの度の保険業法の改悪によって、国民の切実な努力すらも、改革要望書にもありますような日米の生保会社の要求に基づいて、こういう制度改悪をされることについては、またそれにただただひた走る金融庁の、昨年国会審議を無視した、それも逸脱した金融庁の独断専行の国家権力の、国民の真面目な健全な努力すらも国家権力が介入して奪いとられることは本当に怒りと、大きな国民生活の危惧を覚えるものです。

4月1日施行されたわけですから、具体的に会員のいままで通りの制度に対する信頼と保障内容をどう継続するための方策はないのか、一つの制度存続に向けたとりくみと、もう一つは国民の社会保障があらゆる部面で改悪、奪い去られていく中で、せめてもの自己責任を果たそうと健気な国民の努力があらゆるところでなされている。私どものようなこういう、非常に切実な国民の、先程紹介にありました知的障害者、また小児がんのハートリングのところに見られる、もっともっと切実な国民の財産を守るという闘いと、二つの運動をいま全力を挙げてとりくみを強化していこうという姿勢に立っています。

司会 まさに保険業法改正が医療、社会福祉の国民のいのちと暮らしを守るというところに非常に大きな影響を与えてきていると思います。

民医連も医療活動を行っているわけですが、当面するいろいろな問題等含めまして、山田さんをお願いします。

山田 全日本民医連共済の副理事長で政策委員長



をしていまして今回の問題の責任者ようになっていきます。皆さんには大変お世話になっています。私どもは6月に全国総会をやっていますが昨年の総会議案には保険業法のことはふれられていません。総会後に保

険業法問題、共済規制問題に直面しまして、勉強しながら皆さんと一緒に運動を進めて来ました。昨年の日本保険学会ものぞかせていただき、その時押尾先生のお話をお聞きし、その後本間先生をお招きした学習会も機関として開催し、本日ご出席の保険医会の先生方や全商連の皆さんと運動して来ました。独自に金融庁交渉にも取り組みました。この6月に総会が来ますのでなんとかそれまでに、運動と現実の対応の両方について方針を決めなければならないと考えています。

皆さんからもありましたように、今回の問題は明らかにモグリ保険を規制するところから始まって、自主的共済を規制するというスリカエが行われた事に非常に大きな憤りをおぼえます。従って私たちの運動の基本は、自主共済を守ること、踏み込んで言えばいろんな団体の自主的活動を守ること、その自主活動の中に共済のような経済活動もあるということを認めさせていく大事なたたかいだと思います。このことを真正面に据えて、適用除外のための政省令を作らせる、というのが基本方向になるのではと思っています。

押尾先生も本間先生もおっしゃいましたように、立法趣旨は明らかなので、その立法趣旨を金融庁がしっかりとらえて政省令を作ればいいことです。法律が出来る過程の国会論議からも、自主共済を認める政省令は理にかなっており、このことをみんなで押していかなければ、と思います。

私たちの共済活動をご紹介しますと、保団連や全商連のみなさんの共済とはちょっと変わっています。私たちは“三層構造の助け合いと癒しのネットワーク”と表現しています。三層構造の一つは全日本民医連共済です。文字通り今回の保険業法の問題で一番ターゲットになるかなと思います。全国組織で約49,000人の職員が漏れなく加入

することになっています。給付は死亡共済金と災害見舞金でこれ自身の掛金は月600円ですからそう大きくなく、全国でも年間約3億5千万円の規模です。しかも、全商連さんの共済とは対照的に掛金のうち40%くらいしか給付にまわっていません。残りは“助け合いと癒しのネットワーク”の癒しの部分、文化スポーツ活動や心身の健康を守るための学習会などに充てています。そういう組織だということを職員全体でわかりあっている組織です。死亡と災害のお見舞いの部分のスタイルは保険に似ていますが、全体としては保険ではありません。三層の二つ目は都道府県ごとに民医連の共済組織があります。これは各県の自治を尊重していますから様々な活動形態がありますが、多くは産休や病休の休業見舞金の共済を行っています。三層構造の三つ目は法人ごとに、医療生協・医療法人・公益法人・社会福祉法人など様々な法人が加盟していますが、すべての法人に共済組織があります。これはいわゆる社内共済として根拠法のある共済でありまして、病気の時の医療助成や勤続功労金とか冠婚葬祭の給付をしています。

この三つの共済があって、職員としては一つに見えているという組織です。全日本の共済は1972年に出来ました。民医連の創立はレッドパージを受けた方々が力をあわせて作ったところも多く、退職金制度もなければ健康保険に入っていない先輩もいた時代です。このような時代の死亡弔慰金には大きな意義がありました。そんなところから始まった共済ですが、30年以上の歴史を持ち、法人単位・県単位・全国単位の共済活動が、職員にとっては一本の“助け合いと癒しのネットワーク”になっている組織です。これを保険だといわれると大変な違和感があります。

保険業法規制の対応についても、法人単位・県単位・全国と分けて整理していかなければ、と思っています。

司会 ありがとうございます。皆様一言ずつお話をいただきましたが、次からフリートークということでオブザーバーの皆さんにも発言していただきたいと思っています。

押尾先生が大同団結をしなければいけないとおっしゃったことは、大事なことだと思います。実

態を見ますと、労山（日本勤労者山岳連盟）のご意見では、もちろん適用除外ということは戦術的にやるけれども、「自分たちは共済ではない、基金である。つまり登山家たちのいやしと山登り、そういう危険のためのいろんな相互扶助なのだ」というお考えもありました。

少額保険に何年かしたらしてしまうというのが政府の考えでしょうが、それに対して、保険ではなくて共済であるとか、あるいは共済そのものでもなくて、基金であるという主張も出てくるようなので、その辺を含めまして、いろいろ問題点が出されたと思いますが、適用除外ということの場合は、たとえばそれは無認可共済の規定になるんですか、それともどういう存在になるのでしょうか。押尾先生いかがですか。

●共済も保険技術を使う

押尾 保険業法の第2条に保険業の定義があります。96年4月に施行された改正業法ではじめて保険業の定義を盛り込んだのです。でもその時の改正内容では、協同組合の共済については一言も触れていませんでした。

今回は、「無認可共済」を規制するという目的の法改正でしたが、適用除外とする根拠法のある共済を保険業の定義の条文中に列挙したのです。その最後に、「根拠法のある共済に準ずるもの」という規程があって、当然、今日参加されているような団体などは、その範囲で十分適用除外になるはずですし、そうすべきだと思うのです。もし、それを実際に運用しなければ、何のためにそうい

う規程を設けたのか疑問に思わざるを得ないです。それが一つの問題。

もう一つは、今申し上げたような経過で、根拠法のある共済が実は協同組合法や労働組合法などに基づいているにもかかわらず、保険業法の中に取りこまれたということです。これは昨年、4月21日の参議院財政金融委員会の時の金融担当国務大臣の答弁の中で、今後5年をめぐりして、保険会社制度、制度共済等を含めた全体のあり方を検討していくということがはっきり示されたのです。

先程本間先生がおっしゃいましたように、「無認可共済」業者を規制するという当初の目的から、実は協同組合法や労働組合法に基づく共済事業をも保険業法と同じような内容で規制していこうという狙いがはっきりと読み取れると思います。

今、司会の石塚さんからご紹介があった労山の問題ですが、なぜ共済を協同組合保険と考えるかについては先程申し上げたとおりです。ただ、そうは言っても70年代以降、特にオイルショックを契機にしまして、日本の福祉国家制度は大きく転換されて、社会保障をかなり大幅に切り捨てる、見直す方向になったのです。

それ以降、協同組合以外でもさまざまな団体で、社会保障の貧困からなんらかの形で組合員の生活を守るために自主的に共済活動を始めたのが今日に至っていると思います。

ですから、基本的には共済＝協同組合保険と考えるべきですが、今日では共済事業をめぐる環境が変化し、「協同自治組織における保険」と広くとらえていくべきだろうし、それが共済運動の一定の発展段階を示すものと考えられます。



ただ、共済事業、共済団体といえども市場経済、市場原理のもとで事業を行っているわけですから、事業基盤が市場原理にかなうものでなければ、やはり保険事業との競争のもとで組合員の生活を守ることができず、徐々に保険会社に駆逐されていかざるを得ません。

共済団体は保険技術、あるいは経営のノウハウ等を批判的に摂取し、学んでいくことが多いと思います。前近代的な、原始的な共済は近代的な保険技術、保険の仕組みに則った共済にとって代わられていくでしょうし、また、保険事業にも駆逐されていくと考えますと、事業内容、あるいは共済の仕組み、技術も改善していかざるを得ないだろうと思います。

ただ一方は営利目的のために保険事業を行い、他方は保険の仕組みそのものを、私の指導教授は「保険一般」という表現を使っていますが、私は「保険の仕組み」と理解して、給付と反対給付、つまり掛金と共済金の数学的対価関係等を基本にし、それを協同組合、あるいは協同組織で民主的に非営利で組合員間の相互扶助のために、実践していく、これが共済事業だろうと思うのです。

ですからやはり共済事業としてのあり方を改善していかなければいけないし、同時にそれは協同原理、協同組合原則などに基づいて民主的に連帯の精神に基づいて運営していかなければならなりません。これまでの活動でそういう点があるいは欠けていたところがあったのかもしれませんが、まだ歴史が浅くて、事業運営の面でまだまだ保険会社、あるいは既存の大手の共済団体に学ぶところがある中小の共済団体が多いと思います。

たまたま保険業法の改正という政治的、法的な課題を突きつけられましたから、これから共済事業としての改善、あるいは運動としてのあり方を考えていかなければいけないのではないかと思います。

住江 運動とも関連しますが、本来的には社会保障の発展によってこんな制度自主共済をしないでもいいような社会が理想ですが、しかし、自主共済といえどもあくまで保険原理そのものでして、運営の中でそういう保険原理主義的なことはありますけれども加入者のために最大限の努力を

各団体自治のもとでされているわけです。しかしこういう制度にすら参画できない、一方ではそういう現実もあるということを踏まえて、だからこそ既存のそういう現実的に取り組まれている団体の自治のもとで健全に行われていることを守り発展させるという立場が必要ですし、そのためにもこういう国民の財産を一方的に保険業法の改定によって奪いされることについて押尾先生、本間先生、最大限努力をいただいています、そういうことからすれば本当に法律家的な、そして法学的な面からの発言を私どもは大いに期待します。実はそういうことも期待して日弁連などにも交渉にも行ったこともあるんですが、なかなかそういうところでのとりくみは無関心です。保険学会とか、経済学会とか、そういうところとの法学家とか法律家集団とのアプローチ、また共同した取り組みについても現実的な今の動きを、その辺についてちょっとお教え願いたいのです。

押尾 昨年の日本保険学会の報告者の中に、法律的な立場から二人の方が報告しました。そのうちの一人は日本生命に所属し法務を専門に担当している実務家研究者という立場の方です。

彼の考え方は非常に明確でして、同じ保障・補償を同じ約款・仕組みに基づいて事業を行っている以上は、同じ法律で規制するのが当たり前だという前提で、あくまでも現象的、表面的な契約関係、あるいは契約内容に基づいて取り引きが行われているわけだから、同じ立法政策のもとに規制するのが当然だという立場なのです。

つまり保険と共済が同じ仕組みであっても、それを運営している母体がいっただいどういう事業であり、どういう性格で、どういう役割・機能をもって事業を行っているか、というところはまったく度外視してしまって、あくまでも現象的にその契約関係に基づいて共済契約と保険契約が実質的に同じ内容であれば、同じ法律で規制するのが当然であるし、共済契約であっても、さまざまなトラブルが生じていてそういう共済契約におけるさまざまな事例についても、保険契約に関わる事例と同じような事例でそれを参考にしながら司法的に判断をしているわけだから、同じような規制をすべきだという主張なのです。

それに対してわれわれは少なくとも、それを運営している運営母体そのものの性格が大事であって、一方は不特定多数を対象に営利を目的にして事業を行っていて、他方は保険の仕組みを、この保険の仕組みというのはなにも保険会社だけが独占できる保険技術ではありません。保険技術というのは自然科学の成果があって、同時にそれを実際の事業に活用するだけの社会、経済の発展があってはじめて事業として確立できたのです。

ですから今日のようにほとんどの国民が保険に加入し、保険で生活保障の手だてを講じている、つまり私は保険が「社会化」していると考えなのです。保険はわれわれ国民の生活を支える重要な手段であるし、したがって保険制度のあり方についても、われわれは積極的に改善し、あるいは自分たちの生活に役立つように提言していくべきなのです。でもそれまで長い間保険会社の経営姿勢をただし、問題提起をしてきたにもかかわらず、行政も十分な対応をしない。保険会社も契約者のほうに向けた経営に改善しなかった。反国民的、反社会的な経営行動をとってきたわけですから、そういう反動が自分たちの手で、自分たちの生活を守らなければいけないという社会運動としての共済運動に発展してきたのです。

そういう歴史的な経過だとか、背景については一切度外視して、あくまでも現象的に同じような法的な仕組みに基づいて事業をしているのだから、同じように規制するのが契約者保護にも通じるといふ立論です。その辺のところからわれわれは声を大にして共済事業を守っていかなければいけないと思っています。

●アメリカや保険業界からの圧力

本間 昨年10月の日本保険学会で生命保険業界の報告者は無認可共済を保険業法の改正によって規制して外堀は埋まった。次は内堀だというふうなことを公言していました。つまり認可、無認可を問わずすべての共済を埋めるんだ。

アメリカと日本の保険業界のマーケットを拡大するために、無認可保険問題を利用したという批判に耐えられるのかという私の質問に対しては、「マーケットを拡大して何が悪いのか、何が問題

なのか」と答えました。その方個人というよりは保険業界の意向だろうと思います。日本の保険業界であり、さらにはというよりもむしろアメリカの保険業界の利益があって、それをアメリカ政府が日本の政府に要求し、日本の保険業界もそれに乗り、ということで現在の問題が起こっているわけです。

いまの共済の規制の問題の背後に、保険理論と共済理論の問題があるんですね。というのは商法や保険法の通説で、その通説は客観的には保険業界の利益を代弁するような性格が強いわけです。共済というものは小規模で非近代的非合理的なものである。そういう理解にたっているんです。

そうでない大規模で近代的合理的なものについては、これは規制するべきである。というスタンスです。これは何十年も変わっていない。今に始まったことではない。ですからそういう立場で保険も共済も形式だけで判断する。保険や共済の歴史的、社会的な認識というものを欠いているわけです。形式論であって、非社会的、非歴史的な認識である。そういう理論で何十年もきているわけです。

私や押尾先生は、歴史的な範疇として保険も共済もあり、本来、保険論は歴史的な科学であるという認識です。ですから、古くからギルドなどの共済がありましたし、日本でも明治以前からすでに鉱夫の間でも友子制度がありまして、やがて、保険の海の中で、しかし保険を最も必要とする人々が保険から締め出されていく。それから利益追求の業界の下で、本来の保険補償が成されていない、ということなんです。

そういう矛盾の中から労働者、農民、市民、そして協同組合や労働組合そして広く協同自治組織による自前の助け合いとして共済が生まれてきた。これは世界史的にそうですし、日本においても明治時代に労働組合ができる前に、労働組合期成会ができました。その時にすでに日本の労働者の中に、そして社会の中に共済制度が盛り込まれてくるんです。実際に実施もされている。現在の農協など協同組合の前身である産業組合が大正時代に保険経営の要望を出したりしますが、戦前は、保険業法の下で法的には共済がずっと認められなかったわけです。保険業界とその意向を受けた行政

の圧力で認められなかった。

戦後、共済という形で実質的な協同組合保険、あるいは協同自治組織による保険として開始された。これは何も狭く協同組合に限ったことではない。皆さん、今日ご参加の諸団体も含め、あるいは障害者の団体の方々も含めて協同組合ではないけども、協同自治組織による運営をしているわけで、きちんとした民主的な運営がされてきているわけです。あわせて、広く協同組合保険としての実体があります。

そういうものが戦後ずっと日本の社会に根を下ろしてきた。それは日本だけではなく、世界史的な流れだということです。実際、社会保障が後退する中で、ますます自前の助け合いとしての共済が重要になってきています。

ところが、社会保障や医療をはじめとした社会保障全般を保険のマーケットに投げていく営利化、市場化していくという政策がとられた。そういう政策の下ではますます自前の助け合いが必要であるにもかかわらず、自前の助け合いである共済そのものもマーケットに投げかえしていくということになっています。そうすると日本の国民生活は成り立たないことになってきます。仕事も生活も成り立たない。国民の利益に反することをやっているんですね。それを消費者保護の名前でやっている。

本来ならば消費者を本当に保護するということになれば、消費者自身による消費者主権、これが不可欠です。ところがそれを認めない。今あるものですら無くしていく、という圧力をかけているわけです。結局、消費者保護の名前で保険を買うか買わないかの自由だけ。人々を顧客の立場に限定する。そういう圧力が高まっているわけです。これでは共済だけではない、日本の社会そのものが成り立たないということです。

ですからまともな政治をする、これは右だって左だって構わないんです。どんな立場であろうが、まともな政治をする、あるいはきちんとした国民に責任を持つ行政をするということになれば、今の金融庁の立場ではいけないということなんです。乱暴な問題の置き換えがされている。

自主的な共済を保険業法から適用除外させるということは当然のことです。しかし、より根本的

には保険業法改定の経緯と内容が非常に大きな問題を持っているわけです。ですから保険業法を再改定させることが必要です。

実際、1996年に保険業法が57年ぶりで改定されたんですが、その後保険会社がバタバタと倒れていく。そして次々に保険業法を改定してきたんです。57年ぶりに改定され、さらに、小細みに何度も再改定を繰り返してきた。ですからこのたびの2005年の保険業法改定も、根本のところから元に戻す必要がある。

共済が将来どういうふうにあったらいいのかは、きちんと戻してから議論すべきです。今のままだと日本という国も、金融庁や保険行政そのものも成り立たないことになります。国民ではなく、アメリカと日本の保険業界の代理人として行動しているということになれば、行政としては成り立たない。経緯をみればまさに代理人として行動していると言わざるをえない。是非資料として経緯をあとづけて載せていただきたいと思います。アメリカの保険業界とアメリカ政府がシナリオを書き、日本の保険業界がそれに合流していつているわけですが、日本の業界がそれでうまく立ち行くかどうかは別です。1996年の金融ビッグバンそして日米保険合意後、97年から次々と日本の保険会社が破綻していった先例があります。過去に学ばない金融庁と保険業界は、それを繰り返し兼ねない。

司会 アメリカの要望書の英文を見ると、*cooperatives* はやはり今ご説明にあったように、協同組合だけではなくて、協同組織が入っている。ただ一見して矛盾があるのは今度の保険業法の最初に不特定、特定というような区分をして網をかけて、最後にどちらか選びなさいよと言って、少額とか普通の保険会社になる。それは不特定、特定のワクをはらっていいんだよ、というとなのために不特定、特定という区分をしたのか矛盾が出てくる。この法律につきましては、皆さんに資料としてお送りしましたヨーロッパのものだと、いろんな考え方があります。

たとえば保険業法の中に、「共済」という項目を入れて、それで別途独自の規定をすることも可能だと思うんです。これはアメリカの文書を読む

と、最初の文では可能かと。そういう戦術もとれるかなという気がいたします。ロジックをどうたてるかが大変、保険業法に飲み込まれて共済が消滅することを避けるためにどんなことをしたらいいのか理論的にはポイントになるのかなという気が素人的にしています。

本間 共済全般のよりどころとなる法、個別の法律などではなくて、そういうよりどころがあったほうがいいことは確かなんです。しかしそれをどういうものにするのかでまったく違ってきます。共済を規制し、あるいは許さないという立場なのか、それとも自前の共済を日本の社会にきちんと根づかせていき、そのことで国民生活を守っていくという立場なのかで、同じ共済基本法という名前を使ったとしても、まったく違ったものになってしまう。そのことは大いに議論をされたらいい。

しかし今、問題になっているのは、保険業法そのものの中身の問題です。それについてはまず旧に復させる、ということが大事です。適用除外をさせるのは当然のことですが、まず法律そのものに矛盾があって、これは国民生活を成り立たなくするような内容を持っているわけですから、旧に復させることがまず必要です。

実際、経緯に若干触れますと、国民生活センターに寄せられた消費者からの意見では、マルチ商法的加入方法で加入させる共済を自称している、そういう団体についての相談だったんです。大半は業者の信用性やマルチ商法的加入に対する問い合わせである、ということを国民生活センターが報告している。

それを受けていろんな動きが出てくるわけですが、当初金融庁は2003年6月30日に出した「根拠法のない共済について」で、「根拠法のない共済は保険業の免許を受けた保険会社ではないことから、当庁の監督下になく」と言っている。そのうえで「共済とは、一定の地域または職域でつながる者が団体を構成」、つまり特定ということなんです。「根拠法のない共済が、不特定のものを対象に共済事業を行っている場合には、保険業法違反」である、と言っている。ですから金融庁のこの認識に立つならば、共済というのは地域や職域

でつながっている特定な者を構成するものであり、共済という名前を使っている、不特定を対象とする場合には、無認可保険業で保険業法違反だと言っているんです。ですからこの通りきちんとすればよかったです。これをしなかったということです。

不特定多数に対する無認可保険業者の問題を、共済を自称する業者を含めて共済は特定者を対象とするものだ、というふうには保険業法の改定でしてしまっただけです。そうすると不特定に対する保険商法が問題になっていながら、特定に対する共済の問題に変わってしまい、不特定に関する問題が消えてしまった。これは説明がつかない。

当初のアメリカの保険業界やアメリカ政府の年次報告の要求を、裏付けてしまった。ですから、今回の保険業法改定は無理がある。

非営利の共済を守ろう

山田 今の本間先生のお話にある「保険業法の再改定を求める運動」というのは、本当は一番本筋の運動だと思います。

今回の保険業法改定の最大の改悪ポイントは、これまで不特定対象のものだけを保険と定義していたのに、特定対象についても保険とすることにしています。これを元に戻すことは世論にも支持されることだと思います。「なんでそんな共済まで規制する必要があるか」「特定者の人たちが助け合いでやっている共済が、これまでどんな被害をもたらしたことがあるか」の主張は一般の感覚ではないでしょうか。

ただ、この特定性のあるものを保険の範疇から除いていただく、というのが一番いいのですが、その運動の実現性はどうか、というのが大事ですね。

私も最初に保険業法の問題に突き当たった時は、いくらアメリカと日本の金融資本が第三分野の保険を拡大したいと思っても、私たちのような共済活動が規制されるとは思いませんでした。どう考えても保険会社と相互会社が専業で進める営利活動が保険ですから、私たちのような非営利の世界には関係ないのではないかと思います。そういう認識については反省もしていますが。

昨年日本保険学会に参加した臨場感から危機

感が大変大きくなったのが実情です。話はそれますがこの学会は大変後味の悪いものでした。歴史的・社会科学的に論を進めるまじめな研究者の皆さんも多い一方で、今度の保険業法を推進する側の参加者は実に品位に欠けるものがありました。この保険学会の中で推進者の方々の話を聞いて、大変な事だなと実感したわけです。一番驚いたのは、彼らが「今回の改定を契機に、協同だとか、構成員自治だとか、そのような考え方を葬り去るんだ」といっているんですね。ここに本質があるんだなど。そうでないと私たちのようなところが規制されるわけがありません。実際法律が出来てからのたくさんのパブリックコメントに対しても金融庁は完全に紋切り型の意見切捨ての対応です。このことも今回の改定の本質をあらわしていますよね。こうした点を見ていると今度の保険業法のねらいは、私たちのような無認可共済がターゲットというより、いわゆる協同組合保険としてわが国で力を持っている認可共済、根拠法のあるJA共済・生協の共済・中小企業事業協の共済について、やはり数年後には市場に開放させるんだ、という意図が強く感じられます。

今のところは私たちのようにあまり力のない自主的団体が保険業法に抵抗していますが、やがてそれらを含めた大きな運動になる可能性があります。ですから、私たちも再保険や認可共済など様々な手立ても考えては行くとしても、本筋のところで、非営利セクターの事業活動・経済活動を守っていく運動、個々の自治を大切に守っていく運動が必要だろう、と思います。

安部 協同の関係で保険業法そのものについても、今の内容についても随分お話しがりましたが、実は私ども民商・全商連は“組織として共同事業はおこないません”という一文が「民商・全商連運動の基本方向」にあるんです。一般に30万人近い団体でありますから、たとえば、共同で仕入れようとか、建築を共同してやろうとか、そういうふうなケースはかなりあるわけです。これは厳に戒めて、そういうのは駄目だということになっておりますから、当然共済会も“事業活動ではない”ということを確認しているわけなんです。

話が変わりますが、全商連が全商連共済会を発

足させたのは、社会的経済的に劣悪な状況におかれている中小業者が互いに助け合うためです。毎年会員で100人近い方が自殺されています。集団健康診断を民医連のほうで援助いただいておりますが、この中でも大変中小業者は健康破壊が進んでおります。

たとえば一つの例ですが、健康不安があるという人が全体の健康診断を受けた人の中の63.9%が健康不安ということになっておりますし、なかなか景気が大変で病気になっても病院にかかれない、かからないそういう事態です。死亡弔慰金を支払ったうち、初診から1カ月以内に亡くなる方がおよそ30%います。初診から1年以内で亡くなる方は50%を超える。だから集団健診をちゃんとやりましょうという提起はしていますが、非常に健康破壊が深刻になっています。

同時にそういう劣悪な状態の中で、民商会員として、共通の仲間としてお互いに助け合おうということのできたわけですが、文字通り全商連が責任を持って、全商連共済会を運営するという一方で、まさに全商連運動と不可分の関係にある、ということを確認しました。

日本国憲法は第21条で「集会結社、および言論その他の一切の表現の自由を保障する」と定めているわけです。当然、全商連は憲法で認められた団体で、その運動と活動は憲法によって保障されている。

ですから保険業法を理由にした全商連共済会への規制と干渉が行われるのであれば、これは全商連そのものへの規制と干渉だ、という位置づけなんです。ですからこれは当然憲法が保障する集会結社の自由を侵害する憲法違反だということで、この点を明確にして運動をしていこう。つまり具体的な改正保険業法の適用除外という問題と合わせて、団体そのものに対する規制と干渉がこの中に含まれているのだという立場でこの問題をわれわれは取り上げていこうと思います。

なぜかといいますと、この保険業法で少額短期保険業者を選択するということになりますと、保険募集人を登録しなければならないとか、保険計理人のいろんな審査が必要だということも入っておりますし、準備金もかなりの金額で用意しなければいけないなど、いろんなことが含まれている

わけです。そうするとやはり全商連の組織そのものの全貌が明らかにさせられることにつながる。こういう問題を含んでいるということです。さらに民商の会員が共済会への加入を呼びかけていますが、これも全部登録しなければいけない。決算、経理の内容についてかなり明らかにしなければいけない。そういう法律になっていますから、これによって憲法による保障が侵害される。こういう重大な問題を含んでいるんだということで、この点を大いに学習をしながら、そういう立場でも運動を進めていこうというふうにしております。

司会 金融庁などの役所に説明をする時に、営利保険に比べて非常に社会性がある、いろいろな国民の生活福利に安い保険料とか、保険会社でカバーされないところをやっていますよ、という説明の仕方が一つあると思います。国民の社会的福利に役に立ちますという憲法の法律的な表現のようなことですね。

今、安部さんがおっしゃられたように、憲法の基本的な結社の問題という言い方でロジックを立てるのも大事なことだと思うんです。

フランスの例を見ますと、保険法と共済法があります。共済法は今いろいろ議論がありました、特定多数と特定の違いや営利と非営利の違い、民主的運営をするのかしないのか、社会的リスクのどこをカバーしているのか、ということですね。

これは専門の先生方に聞かないとわかりませんが、多分、民医連共済のように三層構造のような、つまりある部分では保険もやっているし、ある部分では癒しの活動もやっている、というので一律に保険か共済かという分け方をしなければいけないし、また重なるところもあるし、どういうふうに相手を説得していくか。あるいは保険業法の矛盾点とかをちゃんと説明してやっていくかが問われているのではないかと。

●適用除外の運動を

押尾 これまで日本の「共済」問題と冒頭に申し上げましたが、欧米諸国と日本の場合、根本的に性格を異にして、やはり本来協同組合で、あるいは協同自治組織の下で行うべき保険を共済とい

う名称あるいは範疇の中で行わざるを得ないような状況にしてしまったというところから、「共済」問題が発生してきているのです。

ところが、保険行政や保険業界は当初は共済事業の発展に対しては、これは明らかに共済の範囲を逸脱するものである、先程本間先生がおっしゃっていましたが、共済というのはあくまでも小規模で慶弔見舞金程度のものに押し込めようとしたのです。やはりヨーロッパもそうですが、共済運動や労働運動をどんなに規制し弾圧しようとしても国民の生活権を守る社会運動ですから、これを完全に封じ込めようというのは、無理なのです。

そのつど公権力は、それを体制側のほうに取り入れようとしたり、規制を加えようとしたりする歴史であったとフランスの共済組合に関する論文の翻訳を拝見しながら、そういう印象を持ちました。

共済運動というのは、労働運動と非常に近い関係にあって、労働者、勤労者、国民の生活そのものを守る運動として、やはり一定の社会的な地位を得、また行政もそれを認めざるを得なくなった経緯がありますので、日本の「共済」問題と非常に性格を異にすると思います。

現在の状況を申し上げますと、本間先生は保険業法の改正を撤回させるべきだという主張でもっともだと思うのですが、金融庁は何をしようとしているかと言いますと、商法の中の保険に関する規程を商法から取り除いてしまつて保険契約法としてまとめようという方向を進めつつあります。ですから行政はそういうふうにして徐々に保険業そのものの定義を曖昧にしつつ、共済のほうにも網をかけようという狙いのように読み取れます。

そして行政のよって立つ立場というのは、今回の無認可共済問題がそうだったのですが、結局消費者保護あるいは公正な競争条件を確保するという、これはアメリカから強く要請されたという石塚さんのご指摘の通りだと思いますが、しかし、消費者保護と言いながら、監督行政は間接的な消費者保護の政策を採っている。消費者保護の立場というのは、消費者基本法です。この中を見ると、消費者の主権が明確に位置づけられていないのです。あくまでも事業者を規制することで間接的に消費者を保護する一方で、消費者にも一定の自己

責任的な役割を求めていく。さらに90年代以降、規制緩和が進む中で、消費者の自己責任は非常に大きくなってきています。

そういう中でさっきお話に出ていたように、今のままで共済に関する法規定を新たに行政が設けていくといっても、本当に共済運動を進めている組合員、国民の側に立った共済の保護規定になるのかどうか。その辺が一番心配ですし、何よりも消費者行政に消費者の代表が参画できない、直接施策に意見を反映させるシステムが確立されていない以上、今の状況ではとても行政にそれを期待することは難しいと思います。

特に国家は自らの権威と結びついた法的なカテゴリーだとか、施策をどんどん導入してきますので、今回の保険業法の改正もやはり無認可共済問題を放置していて、自らに責任の矛先が向いてきたと判断して、非常に短期間の間に拙速に法改正をすすめてしまった。無認可共済業者はロードサービスだとか、カーエレクトロニクス商品などの会員を対象にして共済を売り特定の共済団体だ、共済事業だという論理でしたから、自分たちの生活を守る組合員の公平な連帯の集団的な共済運動ではないわけですし、その事実が明白であるにも関わらず、こういう形で保険業法の改正を進めてしまったし、そういう点では今の状況の中で、ヨーロッパの共済組合法のような根拠規定を得られるかどうか懸念があります。

司会 それは難しいですね。中古家電品の法律が撤廃された時に、坂本龍一という人が旗振りをしてそれでやった。消費者が自分たちで、国家の規制とかをやらないのが本来的な規制緩和ではないか、ということを坂本龍一が言って、中古市場は実質守られたんですが、何かそれに似たようなキャンペーンが自主共済側でできればとてもいいなと思っています。

岩川 オブザーバーですが、発言させていただきます。直接今までのお話にお応えした内容になるかどうかわかりませんが、この間、金融庁など、いろいろな団体に行って、たくさんを感じることがありましたので、紹介させていただきたいと思います。



先程からお話がありますように、今起きている問題は、自分たちが現実に行っている事業としての共済に対する重大な干渉、攻撃がかけられているという問題ですね。理論とかそういう

ことではなくて、まずやっていることそのものを否定されるという範囲に留まらず、運営している団体の活動そのものに対する問題です。

それから先程ご指摘がありましたように、自分たちの生活権や憲法に関わる問題。非常に幅広い問題だと思うんです。果してそこまでの問題としてとらえきれていたのかどうかと言われると思うんです。しかし、金融庁等にこの間、要請を重ねてきますと、非常に驚くことに、毎回ひどいことを言われます。

4月1日の法施行直前の最終盤になってきますと、「契約の相手方が特定か不特定か、営利か非営利か、といったことに関わらず、およそ保険の引き受けを行うものについては、その契約者を保護し、健全な運営を確保するために必要な規制の対象にする」。「あなた方は立派な共済といわれるものを運営していることを、私たち（政府・金融庁）は十分に評価しています」。というような言葉を使いながら、「将来に渡って、この契約者を保護するために、われわれ（金融庁）の基準、つまり新保険業法に則って運営をすべきである。ですからあなた方は保険会社になってください」。こういう言い方をするわけです。保険会社は何百万件という契約があるということですから、自主的な共済の加入者数そのものを比較しても、まったく話しにならないわけです。保険会社の保険料については、自分たちの営利部分をオンコストしているのですから、そういうものと共済の掛金や仕組みを全く同列にしか見ない、政府の側の問題がここにはあるわけです。ところがこの間、先程の中古家電のお話の例にあったように、自分たちの生活に関わる問題だと気づきはじめて運動した時には、もう法施行直前という状況が作られています。

もう一つ考えなければいけないのは、先程、押

尾先生、本間先生がおっしゃられたように、「5年以内の見直し」という問題。これは非常に重要です。他の法律に特別の定めがあるものというのが新保険業法本則第2条の第1項にあって、これが制度共済として新保険業法から除外されています。これと区別して、あえて労働組合を含んで同条第2項で「適用除外」とするものが列挙されたわけです。労働組合団体については、労働組合法に則って、制度共済と全く同じ、そういう権利の下で運営をしてきたという認識があるわけです。

ところが今回は適用除外になったので、「とりあえずよかったな」と思われた方もいらっしゃるようですが、最近はいろんな労働団体に行きますと、これは非常に重大な問題だと。われわれが労働組合運動として取り上げないということは、これからの活動にも非常に大きな影響を及ぼすし、重大な問題だ。したがって根拠法がないと言われていたあなた方だけではなくて、一緒になって運動をしなければいけない、とそういうふうな状況になってきています。

それから5年以内の見直しの問題は、これはもう一つ問題があって、少額短期保険業者を育成する5年間で重なる問題があるのかと思います。国会答弁で、先程紹介しました営利か非営利か云々という話の流れの中で、立派な共済が運営されている、知的障害者の互助会のことだとか、私たちの団体も取り上げられたわけですが、「そういう方々は適用除外にはしないけれども、しかしながらきちんと新制度に円滑に移行でき得るように、われわれ（政府）としてはできる限りのことをしたい」と述べています。その上で、提示されたのが、なんと相手方とする者の総数が5,000人以下の小規模な団体については、供託金等については、本来1千万円のところを500万円でもいいですよ。これを7年間やりましょうなどと言っています。具体的に何を言っているかという、これは、少額短期保険業者の経過措置であって、少額短期保険業者が相手方とできる一つの保険契約は100人以下ということが決められていますから、自分たちが自主的に運営してきた団体の共済を少額短期保険業者に置き換えて、その中で自主共済を展開することはなかなかできないという話しです。相手方とする者の総数が5,000人以下の小規模な団

体への配慮なるものは、見方を変えれば、政府・金融庁が、少額短期保険業者を育成するための業者への配慮といえます。今から助走して少額短期保険業者がスタートしていくに当たって、そういう小さい規模の段階のうちには供託金を安くしてあげましょう。7年間ぐらいは助走期間でいいですよ、と言っているようなものではないか思います。私たちは、こういう話しをあちこちの団体に知らせ、問題提起しています、本当にひどい話しだということ。

ですから今から、先程の中古家電の話などと同じように、国民的な運動にしていくためにも、今日の座談会に期待をしておりますし、先生方のこれからの話しも本当に期待をしております、是非お力添えをいただきながら、いろいろな団体に私たちは呼びかけをしていきたいと思っております。

そういう点で、私たち自身が、先程共済理念の欠如というご指摘もありましたが、共済理念が不十分だった、という反省を本当にした上で、そういった理論強化をこれからうんとして権利意識を高めてやっていく必要があるだろうと思っております。

ところでこの本（『無認可共済の法規制』）は、162国会でこの法律を出してくる下準備をした人たちが作ったといわれている本です。この本にこんなことが書いてあります。新保険業法本則第2条第2項の問題についてこういう言い方をしています。

—「構成員の自治のみによる監督を理由に自己責任を問うことが可能な団体であり、かつ、保険業規制の実効性確保の観点から、保険事業を主目的とした団体との区別が明確なものである団体が行う共済事業が定められる。」—

と述べた上で、次の3点の要件を満たす必要があると述べています。新保険業法の適用除外に、労働組合などを取り上げていますが、三つの要件は、こうした労働組合や諸団体の運動に対する干渉に関わる問題なので、いろいろところで訴えています、次のとおりです。

一つは、団体の構成員相互間にきわめて密接な関係があることが社会通念上明らかである。二つが、保険の引受けを行う主体（保険者）と契約者の間にきわめて密接な関係にあることが社会通念上明らかであること。三つ目が、団体の構成員に

保険への加入を主目的とした構成員がいないことが明確である。

この三つ目のことでいいますと、人々が団体や運動に加盟してくるきっかけはなんであれ、最終的には運動や方向について支持賛同しない限りやめていっちゃんはずです。労働組合であれ自主的な団体であれ、いろんな形できっかけができてくる。その一つが、仮に共済であったとしても、その共済は営利を目的としているわけではなくて、運動の前進のために作られているわけですから、そういうことを理解して入ってくることは当然あり得ることです。ところがこういうものは駄目だと、ここではいっている。そういう労働組合や団体への入会のきっかけが共済加入であるものは駄目だということです。

最初の二つについては、もっとひどくて、これは公式な文書にされていないことなので、ここで例として紹介すると問題になるかもしれませんが、金融庁の担当官がいろんな交渉の場で次のように発言しています。

たとえば2条2項のところで、学校法人とか会社などが「適用除外」としてとりあげられています。これを例示して、「学校教育法」などで学校側は学生を処分できる、会社も社員を解雇できる、そういう処分権がある絶対的な関係があるんだというようなことを言います。

では労働組合は何なのか。本当に活動の基盤を揺るがしかねないようなことが裏側で平気で言われているということに注意する必要があると思うんです。

司会 共済だけではなくて、母体のいろんな活動あるいは社会的な貢献の活動とかも全部網をかけて、自主的ないろんな非営利協同運動だとか、社会運動とか、政治運動をつぶしていこうという新自由主義の総決算みたいなものの一部として保険業法改正ができたものすごくします。

● 共済組織の大同団結を

安部 民商の中では、今のままでいくと保険会社になってしまうんじゃないか、一体、全商連共済会は存続できるのかなど、いろんな意見がありま

す。

さきほどPSE問題の話が出ましたが、関係する諸団体との協力、協同をどうすすめていくかが非常に重要です。先日、ある中小業者団体の会議がありまして、そこにある業界の組合の役員が参加していました。この組合も共済会を持っている。実はこの共済会が、組合を存続させる大きな楯になっている。ところが今回、適用除外になりませんので、保険会社としての扱いを受ければ、これはどうみたって存続もできないし、組合そのものも存続できなくなる。なんとかならないか、民商さんと相談したいと言っておりました。

おそらくそういう所が、相当な数であるのではないか。この辺でもっともっと運動化していく上で、今私どもが考えているのは、消費税増税反対の団体署名をやっていますが、おそらくいろんな業者団体ですね。さらに料飲組合とか、理美容組合とか、いろいろありますが、そういう業界の団体には共済のような助け合いの組織がかなりあるのではないかと。全商連は全国規模で、県連は県レベルで団体訪問をして、こういう今の保険業法の改正とこれに絡んでどういうふうを考えているのかを含めて聞いていき、そして適用除外を求める運動をしていこうじゃないか、ということを考えております。こういう点では今後、細かな話し合いが必要かと思いますが、そういうことも視野に入れた運動が非常に重要ではないかと思っています。

その関係で、今、国会で民主党や共産党の議員が、「真面目で堅実な運営をしてきた互助会的、あるいは共済事業が不利益を被らないようにせよ」、と質問をした時に、与謝野金融担当大臣は、「きちんと相談にのり、実態も把握して共済事業が運営できるようにできるだけことはしたい」、こういうふうに答弁をしているわけです。これは全国知的障害者互助会連絡協議会が30万人以上の署名を集めたときさほどお話をしておりましたが、こういう運動の反映もあるかと思いますが、この辺ももっと重視していけば、前進できるのではないかと考えています。

司会 時間が迫って参りましたので、安部さんには一言いただいたということにさせていただきます、

山田さんから一言ずつお願いします。

山田 大変お互いに勉強になりました。要は、攻勢的には保険業法の再改定を求める、あるいは共済法を制定させる、それから行政に自主的な組織の側に立った政省令を作らせる、ということだと思いますが、これは三つともそう簡単ではありません。したがって運動が非常に大事だということになります。その際大切だと思われるのは、現実にはまさに自主団体であるために、みんな性格が違います。それぞれの性格が全部違うし、いわゆる彼らが保険といっているものの中身も違うというときに、現実的な対応の違いが出てくる。そのことを認め合って激励し合って、実際にはさっき先生方が言われたような、三つのことをやり遂げるためには、小手先ではなくて、大きな運動が必要だし、またそのためには非営利セクター自身が力をつけなければならない、ということだと思います。

それまでの間は、「保険ではない」との扱いをさせるというのは、ものすごく有力な今回の対応の一つなんです。それは山岳会の方とか、全商連の方にも可能性があるかもしれない。私たちにはあまりないかもしれませんが、対応の違いはある。そういうことを認め合いつつこれからも大いに皆さんと一緒に運動のほうは大同団結でいきたいと思っています。

住江 まさに山田さんがおっしゃったことに尽きると思います。適用除外、本当にわれわれが知らんような本当に切実な声で健気にやられているところ、そういうところも視野に入れた運動が必要です。そういうところだからこそ、また懇話会に結集していただいて、より広範なものができるように、もっともって懇話会の存在すらも知っていただいていないわけですから、そういうところに宣伝していくことの大事さを痛感いたします。

それと先程安部さんから憲法21条違反と言われて、本当にその通りだと思うんですけど、もっと根元的に私は前からいつも言っているのは、12条、13条、14条、21条、29条と言っています。12条にしても入会権が認められるように、歴史的にそういう国民の権利になってきているわけですから。

13条でも幸福権の追求がある。14条でもまさに根拠法があるなしで振り分けられている。そんな法の下の不平等はあってはならん。21条も安部さんがおっしゃったとおりだし、29条はまさにそういう国民の財産を奪い去られる事態ですから財産権の保護ということでも問題である。

そういう意味で法律の専門家がもっと声を出していただきたい。ここはまさに喫緊のわれわれの運動の展開の仕方だろうと思っています。

司会 「9条の会」にもっと条項を足してもらって(笑)、一緒にやってもらいたいですね。それでは本間先生お願いします。

本間 ともかく今回の保険業法の改定そのものがあまりにも乱暴で無理がありすぎることです。このままでいくなれば日本の金融保険行政そのものが成り立たないと思います。ですから本来の業者の無認可保険商法の問題としてきちんとやりなさい。問題を変えてはいけません。ということです。そうしなければ金融庁も駄目になってしまいます。強いては日本の社会そのものが危ない。成り立たないということです。ですから、立場を越えてとりくめる課題、問題です。

実際今回の問題を通じて、共済がわれわれが想像を越えたところで非常に広く、深く、日本の社会に根をおろしている、ということが浮き彫りになってきたわけです。これは本当に大事にしなければいけない。そういう意味で共済団体にはまさに大同団結が求められます。

それと前回2年前のこの研究所での座談会で、私は共済の根を切ってはいけないと発言をしていますが、共済というものが日本の社会に多様な根を持っているわけです。今後も一層、根を広げて深くしていく必要があるわけで、共済の規制という形で根を切ってはいけません。そのことに皆さんは気づかれて、真剣にとりくまれているわけです。まだまだそこに気づいていない、あるいは自分たちの問題ではないと誤解をしている団体などがありますので、是非そういうところの認識も変えるような努力を続けていって欲しいと思うんです。研究者、学者の中でもまだまだ問題を理解していないのではないかと思います。日本社会の助け合

いの根を切る動きを見過ごし、信頼の根、自分たちが何者であるかという思想の根を切って、生き延びようとするのでは、生き延びることも出来ないでしょう。賀川豊彦の協同組合保険論(共済論)なども、今こそ、振り返って研究される必要があります。

押尾 今回の保険業法改正問題に対して、残念ながら大手の根拠法のある共済団体が共済事業について、団体利己主義的な、あるいは排他的な認識しか持ち合わせていなかったということは非常に残念です。かつては保険業法の中に組合保険として認められなかった自分たちが今度は立場を代えて、自分たちが同じような過ち、轍を踏み、教訓にできなかったということが非常に残念ですし、そういう点で現在の協同組合共済のあり方についても大きな課題が明らかになったと思います。

しかし、そうは言っても自主共済団体のこれからの運動のすすめ方としては、既存の根拠法を持つ共済団体とやはり連帯をし、共済事業を守る国民的な運動を盛り上げていくことが改めて必要です。

労働組合にしても、協同組合にしても、国民の

理解、支持を得られない運動は、やはり長続きしないのですから、国民の立場に立った運動論をいかに展開していくかが問われているだろうと思います。

すでに改正業法は施行されてしまいましたので、一定の猶予期間中に自主共済団体はなんらかの運動、対応を迫られています。

しかし、これまでの運動のすすめ方を決して撤回することなく、現在、熱心に討議されている結果を国民にいかに伝えるか。その努力が必要ですが、他の団体と連携しながら最後まで運動を諦めずに続けていってほしいと思っています。

司会 最後にまとめていただきましてありがとうございました。当研究所もいろんな共済事業をやるいろんな諸団体の運動と連結しながら、なんらかの形でこの問題についてとりくんでいきたいと思っていますので、今後ともよろしくご協力をお願いします。

本日はお忙しいところどうもありがとうございました。

(2006年4月24日開催)

特集：共済は生き残れるか？

労山インタビュー 自主共済は保険業法適用除外に

齊藤義孝（さいとう よしたか、日本勤労者山岳連盟理事長）

川嶋高志（かわしま たかし、日本勤労者山岳連盟事務局長）

インタビュアー：石塚秀雄（研究所主任研究員）

● 労山の概要と遭対基金

—日本勤労者山岳連盟（以下、労山）は民医連、保団連、全商連とともに「共済の今日と未来を考える懇話会」を結成し、窓口を務めておられます。最初に労山の概要について、簡単にお話しいただけますか。

齊藤 設立は1960年にさかのぼります。当時は「勤労者山岳会」という名称で、全国組織ではなかったのです。その後1963年に全国組織となり、2006年現在、46年目ということになります。現在の会員数は約22,000人、団体数は700団体近く、山岳会からハイキングクラブまでいろいろです。全国の各都道府県に所属クラブが存在し、地方連盟があります。

日本には同じようにクラブを組織している山岳中央団体がいくつかありますが、その中に「日本山岳協会」という社団法人があり、約5、6万人会員がいる一番大きな組織です。高校の山岳部などはだいたいそちらに加入しています。日本山岳協会は文科省の認可を受けており、財団法人日本体育協会の下部組織であり、行政とつながりが強いです。国体の山岳競技やインターハイなど、国が関わる登山に関する行事は国からお金をもらってやります。一方、私たちは現在も法人格のない「みなし法人」なので、公益法人の法改正がでてから改めて申請する予定です。今回の共済の問題にはこの法人格問題も絡んでいるようですね。

—労山の共済である「労山遭難対策基金」（以下、遭対基金）は山岳事故と密接不可分ですが、給付適用など運用の現状はいかがでしょうか。

齊藤 給付の状況は年によって変わりますが、1年間に約300件の事故があり、軽い事故から死亡事故、海外で起きた事故まで様々です。すべての事故が基金の給付対象になるわけではありませんが、基金があるから事故報告をしてくるので、事故の状況が把握しやすくなっています。残念ながら死亡事故も去年は10件ほどあり、少なくないという印象です。

—季節的には冬が多いのでしょうか。

齊藤 これはいろいろですね。最近は中高年の事故も多いので、山での病気による事故も起こっています。海外の事故もありますし、登山が多様になってきていますから、事故も多様です。小さな事故ではハイキングに行き行って滑ったり転んだりしたということが起きています。私たちの基金は軽い事故、入院だけではなく通院であっても給付することになっていますから、給付申請をしてくるのです。

—他の山岳団体も似たような共済や保険制度を持っているのでしょうか。

齊藤 日本山岳協会は大手の保険会社との提携で山岳共済を運営していますが、保険会社任せというところが大きいです。最近では、特別共済という形で会員以外の間も対象にするものが増えているようですね。日本山岳協会も合わせれば5万人以上の共済を組織していますが、半分以上が会員ではない未組織登山者なのではないでしょうか。一方、我々のところは構成員を対象にし、また入会して自動的に加入となるのではなく、会員が加入申し込みをして入る形になっています。それで



斉藤理事長

も90%以上が基金に加入しています。

他に日本山岳協会の地方組織である東京都山岳連盟でも、以前は保険会社と提携して共済をやっていましたが、現在は私たちと同じように独自の共済を始めました。

一 労山に加入する組織には、設立条件等の規定が何かあるのでしょうか。

斉藤 基本的に2人以上で構成される団体が規約を認めて分担金を納入すれば加盟できます。大学山岳部の多くは日本山岳会が組織していますが、一部の大学は労山に入ったり、あるいは二重に加盟したりしていますね。労山は大学生や退職者など、だんだん「勤労者」ではない人たちも増えていて、名称変更が話題になることもあります。

一 この労山の共済制度ですが、第25回総会（2002年）の「中期構想」の中でも議論されていました。この問題点を簡単に説明いただけませんか。

斉藤 中期構想のねらいのひとつは、将来に向けて組織を変えていこうということでした。そこには法人化の問題も出ましたが、これは将来的に法人化しようという合意ができました。しかし、会費の方はなかなか合意に至らなかったのです。私たちが連盟費と言っている会費の中には全国や地方連盟の会費が含まれているのですが、私たちは連盟費と遭対基金、機関誌である『登山時報』購読料のすべてを含む「ワンセット方式」で集めたいと提案したのです。しかし遭対基金は口数が1

～10口までと行う登山の危険度に応じて選択できることになっているので、口数の問題があったのと、機関誌は毎月300円なのですが、現在は購読していない人が80%です。その人たちには毎月300円の負担増になるので、議論となりました。特にハイキングクラブの場合は会費が安いので、300円でも増えると大変なんですね。またこれからは働いていない人が増えてくるだろうという予測もあり、この問題は第25回総会の時点ではまとまらなかったという経緯があります。

しかし、今回のように改正保険業法が問題となった現段階では、会費の中に入っている方がいいのではないかという議論もあります。

一 構想の説明には「基金制度は二階建ての併用」という言葉がありましたが、これをもう少し説明いただけますか。

斉藤 遭対基金を全員共通の基本給付と特別給付にする、というものでした。遭対基金については他にも例えば加入口数を平均である3口に統一するという提案などもありました。基金に入っていない会員も1割近くはいるし、機関誌を購読していない人も8割近くいましたので、合意できなかったですね。現在は全会員配布の無料のタブロイド版のニュースを年4回発行しています。

一 基金の第一種基金、第二種基金について、説明をお願いします。

斉藤 私たち会員が入るのは基本的に第二種基金で、個人と団体を対象にするものです。第一種は団体が任意にお金を積み立て、遭難事故などのときに積み立て金の10倍を限度に借り受けできる制度です。当初は会もまとまったお金を持っていなかったし、個人の基金加入者も少なかったので、団体へ貸し出す制度があるといいだろうということで作ったものです。しかし現在は個人で基金に加入するケースが多いですから、第一種はあまり動きがないですね。

一 貸し出しですから、あとで返済するわけですね？

斉藤 そうです。ただ遭難事故はすぐにお金が必要ですから、すぐに借りられるというのがメリットでしたね。今でも個人に仮給付という形で、条件を整えばすぐにお金を出しています。

—事故の時に一番費用がかかるのは例えば何でしょうか。

斉藤 やはり、ヘリコプターですね。いまは防災ヘリや警察ヘリなどの公的ヘリが都道府県にあるので、それが出れば基本的には無料なのですが、民間がヘリを出すとなるとかなりのお金がかかります。例えば実働1時間で50万円かかりますし、長時間待機させたり他の飛行場から呼んだりというのでもかかりますので、長期間拘束するとあっという間に数百万円となるのです。

また雪崩の埋没事故だと、長い時間をかけて掘り起こすなどの人海戦術での捜索になるので、捜索隊の日当などを含めると膨大な費用がかかることがあります。過去に一千万円を超える捜索費用がかかる事故もありました。ヒマラヤなど海外の場合でもヘリを飛ばしたりシェルパを雇って捜索隊を組織したりすると、また費用はかかります。

—労山の遭対基金はこれを全部カバーしているのですか。

斉藤 もちろん加入人数などの条件がありますから、全部カバー出来るのではないですね。しかし現在では、よほど大きな事故でない限りはこの基金でカバーできるものが多いです。

—基金の運営はいかがですか。

斉藤 単年度でも赤字にはなっていませんね。一定の支払準備金は準備できています。

—最近では遭対基金という共済に加えて民間保険会社も併用されていますね。

斉藤 対人賠償の部分などですね。これは私たちが代理店を紹介するもので、私たちが直接に提供するものではありません。対人賠償は1億円単位

です。我々が扱うと事故が1件起きてしまうと破綻する可能性もあり、厳しいだろうということで、これは民間と提携しています。

改正保険業法と共済の規制緩和

—「ROUSANニュース」第6号でも特集されていますが、今度の保険業法改正による労山への影響はどのように考えられていますか。

斉藤 先日も金融庁へ行きましたが、まず私たちの制度を詳しく審査をするつもりがあるのかどうか、わからないのです。今のところ、共済についてはすべてを対象とするという見解ですが、よく調べると必ずしもそうでもない。しかし除外になるのは例えば学校共済など、ごく一部です。従って出来る限り網にかからない、適用除外になることを目指して最大限の運動をしようと考えています。2006年9月30日までに自分たちで方向を定めなくてはならないという時間的な制約もあるので、網にかかる場合も考えて、両面で動きたいと思います。最大の目的は今まで通りの自主共済で法の網に入らない、ということです。

もともと、この法律が私たちまでをも対象にするかもしれないと気づいたのが、2005年後半です。民医連や保団連の方たちと勉強会をしながら、「一緒に運動を進めないとこれは私たちも危ないぞ」となり、少々気づくのが遅かった面はあります。

—平成13年に施行されて猶予期間があったけれども知られていなかった、まるでこの4月のPSE（電気用品安全法）のような話ですね。

斉藤 実際の法律が出来る過程や国会審議の内容、保険審議会での共済に対する議論などの資料を集めて読んでみますと、いかに当初のねらいとは違う形で出てきているのかがはっきりしていると思います。私たちも、オレンジ共済などのマルチを取り締まるために法制化の動きがあることは、新聞などの報道で知っていました。しかしいわゆる詐欺的なインチキ共済、違法なものだけを規制するのだろうと思って注意していませんでした。金融委員会の当初の議論でも、この法律は不特定

相手にする共済だけを対象にし、構成員や特定の人を対象にする共済は対象にしないという話だったというし、委員からもボランティアでやっている自主的な共済を対象にすべきではないという意見が出ていたという話を聞いています。委員会に出席していた議員に聞いたのですが、自分たちが知らない間にこういう法律になってきてしまったとその人は言っていました。

なぜそうなったのかと理由を調べてみると、私たちは法律によって規制を受けると考えていましたが、実は大きな意味では、共済を保険と同じ土俵に乗せるための規制緩和なのではないかと考えられるのです。しかし今回は、制度共済は対象にしないでいます。本当は金融庁のねらいは全労済などの法的根拠のある大きな共済なのでしょうが、今回は対象にしない。根拠を持たない自主共済だけを対象とするというのです。

当初と性格の異なる法律になり、しかも2005年に成立したのに説明会を東京でしかやっていないというのです。全国にはいろいろな形の共済があると思うのですが、国民に周知しないで法律を施行している。一応、パブリックコメントはやっていましたし、私たちも提出しましたが、公表の期間が大変短かった。意見を聞きっぱなしで、さらに私たちが質問をしたくても反論できない形式で施行になってしまっています。これも問題です。

一パブリックコメントの中にもいろいろな意見があったと思います。まず保険と共済の区分、解釈が人によってずいぶん違うし、当初の言ってみれば「悪い共済」の規制から認可・無認可で全てを網にかけようとする形になってきました。今回の当面の目標と最終目標について、政府が何を考えているのか考えなければいけません。

当研究所としては、自主共済は本来にあるものとして保険とは分けて自主的なものとして確立・認知が必要と考えています。しかし保険業法に対する戦術が、同じ共済だから一緒にやろうと持ちかけるのか、違うけれども大きく共済であるからと説明するのか、気をつけて話をしないと全労済や農協などの制度共済、協同組合保険である共済側には統一してあたろうという雰囲気が見受けられなくなる恐れもあるのではないかと懸念され

ます。

齊藤 実はいつい先日にも4団体で作っている懇話会で議論したのですが、今の4団体だけで運動するのでは限界があります。国会でも話題になった知的障害者の共済や学校のPTAによる共済など、草の根の共済が全国にはたくさんあるはずです。また自分たちが規制の対象となっているということを知らない共済もまだまだたくさんあるのではないのでしょうか。すでに法律は施行されていますが、この法律の性格を知らしめるような集会などを企画したり、また懇話会でウェブサイトを立ち上げたりします。ネットの中でもいろいろと宣伝したいと思っています。また5月中には国会の近くで集会を開いて、マスコミや国会議員にも参加してもらいたいと予定しています。

他に個別の共済を持っている団体、全労連や連合といった労働組合、日弁連などといった社会的影響力のあるところにも働きかけたいと思いますね。またすぐには適用にはならなくても、将来的に適用されるとされると思われる制度共済にも改めて「最後の目的はあなたのところだ」とうことを話して参加を訴えるべきだと考えています。

一昔から行政が規制をかけるときは、最初から極端なことをするのではなく、限定した範囲からはじめ、全体に広げる手法ですね。

齊藤 自主共済はそれぞれ法的根拠のない弱いものですから、一番弱いものをねらった生け贄の羊だという印象を私は持っています。これが露払いになって、本丸の制度共済の規制をねらっていくのではないかと考えています。金融庁に先日行った際に「公益法人の抜本的改正の話が進んでいますが、今後どうなるのでしょうか」と聞いてみました。今回は国の省庁などに所属のある根拠法を持っている共済は適用除外で4月1日時点で公益法人になっている組織は共済を持っていても除外だとはっきりしています。しかしいづれ公益法人の抜本改正が行われたあとに出来た法人は適用対象になると言っていました。いままで環境省や文科省などに所属していた社団法人などが一本化され省庁の管轄がなくなるわけですから、改正保険

業法の適用になるということでした。たぶんそのことも含めて、将来的には制度共済も対象になると思うので、そういう話をしたいと思いますね。

—公益法人法は新NPO法と言われる側面もあり、小規模の資本金1000万円を切るような基金、先ほどの障害者共済などの例がたくさんあると思います。労山は「少額短期事業者」とは言えないかもしれませんが、たくさんの共済が活動できなくなる恐れがあります。やはり運動を広げていかないと、このままでは共済が改正保険業法に飲み込まれてしまいますね。

齊藤 PSEの場合は短期間であれだけ大きな運動になったのは、あちらには有名人がいて大きな力になったところがありますね。今のところ我々はそうした有力な団体や有名人がいないですが、芸術家関係のユニオンや音楽家ユニオンにも共済を運営している団体があるそうですし、スポーツ関係にもあると思います。やはり国民的な運動にしていけないといけませんね。

—後ろに小さな共済がたくさん控えていますから、是非がんばっていただけたらと思います。

● 遭対基金と登山文化

川嶋 実は、私たちは共済と名乗っておらず「基金」と名乗っているところが一番影響を受けるのです。定款にも第1章目的の第1条第2項には「多大な経済的負担を被ったときに、会員相互の互助精神で負担を軽減せしめる」とあり、この部分は共済的ですが、同時にもう1つの目的を「働く者の立場に立脚した正しい登山の発展に資する」とあり、ここが名称を基金としている大きな理由なのです。また第4章財政のところ、第11条3項にあるように20%（15%だったのを改定しました）、約1500万円を安全対策基金として各地方の登山学校や雪崩講習会といった安全対策教育、さらに海外登山の普及や青年学生の講習会などにこのお金を使っているのです。つまり登山が文化として継承・発展していくための資金としても使っているので、金融庁の傘下で保険業法の下での完全に共



川嶋事務局長

済としてはこの基金の運営は出来ないのです。

また共済の部分でいえば、完全な無報酬、ボランティアで各クラブの担当者が募集などをやっています。事務局の私たちの方には有給で専従の職員がいますが、大半が管理業務を無報酬でやっている関係で、他の山岳団体がやっている共済よりも給付条件がいいのです。民間保険業者がやっているのは全く及ばないくらいなのです。これが保険業法の適用では給付率に制限が出てくるころだろうと思われます。

この2点が大きな理由で、私たちは基金を維持していくために改正保険業法の網に入るのはなんとしても出来ないと反対をしているわけです。

—今のお話ですと、適用除外になる可能性があるのではありませんか。

川嶋 適用除外というよりは、もともと「共済ではない」と主張したいのです。それでも金融庁の担当者は「一部でも共済的な部分があれば、適用対象となる」という説明だったのです。

齊藤 要望書を準備しているところなのですが、まず私たちの主張は「共済ではない」ということなのです。

川嶋 目的の第1条3項にあるように、30年以上前の先輩たちは、もともと公的な遭難対策制度を求めていたのです。現在ようやく防災ヘリや緊急ヘリといった公的なヘリコプターが出動して無料で救助されますが、以前は全部ではないですが民

間のヘリが飛ぶ・飛ばないという前に、まずお金が払えるのかどうか聞かれるのが当たり前でした。命がかかっているのだと言っても、お金を払えないと飛んでくれないのです。それでお金を集めておこうというのが始まりでした。というのは、海難事故の場合はだいたい海上保安庁が無料で救助を行うのです。日本は地図を見れば一目瞭然ですが、周りを海で囲まれていると同時に山も多いのです。それにもかかわらず山岳救助のレベルが都道府県で全く異なり、統一した救助組織の整備が遅れている。地域によっては民間の救助隊員が出て1日平均5万円、10人出ればそれだけで50万円かかるのです。こうした状況を改善してほしいと要求しながら、一方で自衛策としてお金を集めて基金を作っているのです。

斉藤 山岳遭難の救助体制の整備については文科省をはじめとして行政にずいぶん交渉に行っていますし、文科省には登山者教育をもっとしっかりとしてほしいと要求しています。

私たちは雪崩講習会を独自で行っていますが、これは相当な金額がかかるのです。労山会員だけではなく他団体所属の人や未組織登山者も参加できるようにしていますし、もちろん参加費も集めるのですが、持ち出す分も地方開催を含めれば毎年500万円はかかります。きちんと社会的役目を果たしているのだから、この講習会に対して文科省に補助をしてほしいと要求していますが、逆に行政は登山者教育そのものを縮小しようとする傾向です。国の研修所は立山の文科省登山研修所しかないのです。これだけ日本は登山大国なのに、中高年登山の流行と言われているのに、公共的な登山教育施設というのは少ないですね。

川嶋 日本は欧米と比較すると、オリンピック選手には補助をしても、一般のスポーツには補助をしないという傾向が顕著ですね。

斉藤 私たちが基金を始めた時は登山ブームの延長で登山が活発でしたが、当時、山岳保険はなくて、生命保険の特約として入るしかなかったのです。他社の生命保険に既に入っていると非常に入りづらいし、補償内容も良くありませんでした。

だから独自で始めざるを得なかったのです。

また登山界では山岳共済を一本化しようという話も出ているのですが、商業保険と提携している団体は返戻金を活動資金にあてている部分もあるので、すぐには実現出来ない。なかなか難しい問題です。

一働く者たちが集まって相互扶助を、というのは労山だったからこそ出来た考え方で、他の団体は民間保険を利用していったわけですね。

斉藤 勤労者のためという当初の創立の考えもありますから、自分たちで作出すというのが発想のきっかけでしょうね。

●他の自主共済との協同のために

一労山の場合は、給付だけではなく社会活動、スポーツ文化活動の普及にも使用しているので基金であり共済ではないという主張をされています。今後は改定保険業法の論理に対して、まとまって対抗する論理をどう作っていくのかという作戦が必要になると思います。

斉藤 私たちの遭対基金は他の生活扶助的なものとは違う側面があると思いますが、懇話会の4団体では、まずは適用除外の拡大を求めています。自主的ではあるけれども実績のある健全な運営をしてきた共済は適用除外をするべきであり、そもそも現在の改正保険業法は本来の趣旨とは違うのではないか、という主張です。現在の大臣も、前の大臣も自主的な共済の実績には配慮すべきだという発言をしているのに、実際は配慮がされていない。これについても主張していきます。具体的には政令の追加・変更を求めることになりますね。

また適用されると「少額短期」に入らざるを得ないし、あるいは業者に委託する形になると思いますが、大半の共済が「少額短期」などという枠に当てはまるとは思えない。金融庁にも「あんな法律は使えないし、実態を把握してなかったのではないですか」と、そのように指摘してきました。

—「少額短期保険業者」という名称そのものが、

保険と共済の区別がつかずに一緒にしている現れですね。すべてを保険という視点で見ているという現れに思えます。

齊藤 どうも保険の学会ではそういう考え方が多数派らしいですね。自主的な形で共済が誕生した経緯を理解していないと思います。しかし行政はほとんどの共済を適用範囲としようとしているのは間違いありません。

— 労山や懇話会の後ろには、小さな共済がたくさんあります。適用除外についてもそうしたグループを視野に入れた概念整理をして、要求をしてい

く必要がありますね。

齊藤 まずは今回の法律が出された経緯を確認し、正当性がないという点を追求しなければいけません。経過の中には国民に対して周知されていないことなども指摘しなければいけません、出された「少額短期」などの内容が現実とは合致しないという点も指摘しなければいけません。そうした形で法律の内容を修正させなければいけないと思っています。

— 今日はどうもありがとうございました。

(2006年4月7日実施)

※参考

日本勤労者山岳連盟：<http://www.jwaf.jp/index.html>

共済の今日と未来を考える懇話会：<http://www.jisyu-kyosai.net/homepage/index.html>

—— 労山ウェブサイトより抜粋 ——

●日本勤労者山岳連盟（JWAF）

第2次世界大戦終了後の日本経済復興期の1956年、日本山岳隊が日本隊として初めて8千メートル峰マナスル（8,163m）の初登頂に成功して以来、日本の登山界は青年層を中心に空前の登山ブームとなりました。これらの登山ブームは、それまで日本の登山界をリードしてきた大学山岳部や伝統的な社会人山岳会にはとどまらない、新しい大きなエネルギーを登山界に与え、日本の登山はその歴史上初めて幅広い勤労者・市民を含めた大衆登山の時代に突入しました。

上記のような登山状況の変化を背景として、勤労者のための新しい登山組織を作ろうという動きが登山家や登山を愛好する文化人の中でおこり、1960年5月に、現在の労山の前身である「勤労者山岳会」が結成されました。その後、この「勤労者山岳会」の趣旨は全国に広がり、1963年7月には、現在の名称である「日本勤労者山岳連盟」（略称・労山（英語略称「JWAF」））として発展・再発足しました。

労山は、その後も「ハイキングからヒマラヤまで」というスローガンを掲げ、登山の国民的普及と、より高度な登山の追求を目指し、国内登山はもとより、海外登山、遭難対策、自然保護など多彩で積極的な活動を展開しています。

●遭難対策基金

会員のための遭難救済制度として、商業保険会社に頼らない労山独自の「労山遭難対策基金」を1974年に創設していますが、救助・捜索、海外登山、フリークライミングなど、給付対象・給付額などでも、商業ベースの山岳保険にはない高い補償内容となっているため、会員の90%以上の2万人が加入する独自運営としては国内最大の山岳遭難互助制度となっています。

共済事業の現状と改正保険業法

相馬 健次

はじめに

昨年の通常国会で共済規制のため保険業法の一部改正が行われ、この4月1日から施行された。共済事業を保険業法の利用などによって抑制しようとする共済規制問題は、敗戦直後の金融制度改革以来いくたびか発生してきたが、その際規制の対象とされた共済事業は、各種協同組合によるそれに限られていた。かつて1960年前後に、共済規制問題と関連して「共済とはなにか（保険とはなにか）」をめぐって保険学者の間で論争があったが、この保険共済論争の対象も、協同組合による共済事業をいかに認識するかをめぐってのものであった。ところが、今回の改正保険業法による共済規制問題は、その範囲をこえて共済事業全般をその対象とするものとなっている。かつて議論の対象とはならなかった共済事業が、共済規制問題の対象として浮上してきたのである。他方、協同組合共済もその後の発展によってかつてとは異なった様相を呈している。こうして、あらためて「共済とはなにか」、現状に則した検討とともに、とくに今回の保険業法改正の背景と狙い、その影響を解明することが必要となっている。

1. 1960年代保険共済論争の到達点とその後の共済事業の発展

保険を営利事業として行う保険業と非営利の相互救済事業として行う共済事業とが別々の法体系のもとで営まれているのは、日本的な特徴といわれている。そうなった原因は、敗戦直後の金融制度改革のなかで、協同組合による保険事業を保険業法によって認めるべきであるという賀川豊彦など協同組合関係者の要求が、保険業界や金融当局によって拒否されたことにある。以後共済は独自の道を歩み、発展してきたのである。

他方、同じ時期に各種協同組合法があいついで

制定された。農業業協同組合法、（農協法）、消費生活協同組合法（生協法）、水産業協同組合法（水協法）、中小企業等協同組合法（中協法）である。これらの法律には、協同組合の事業のひとつとして共済事業が規定されていた（水協法、中協法は改正によって後に挿入）。これを根拠に、1950年代には各分野の協同組合で共済事業が形成された。共済事業が始まると、保険業界・大蔵省はこれを「類似保険行為」として禁圧しようと試みた。共済事業の形成・発展と「類似保険」としてこれを取り締まろうとする保険業界・大蔵省の対応は、保険学者の関心と呼ぶところとなり、1960年前後の数年間、「共済とはなにか（保険とはなにか）」つまり共済概念をめぐって活発な論争が行われることになった。この論争のひとつの到達点は、共済を保険の歴史的発展の一形態ととらえ、近代的共済事業を協同組合保険と規定したことである。論争の一方の旗頭であった故笠原長寿明治大学教授によれば、共済事業はその組織、基盤などに応じてそれぞれ特徴をもちながらも、“これら近代的共済事業は、何れも、程度の差はあっても、（1）近代的保険技術を採用し、（2）夫々事業体として発足し発展している、（3）したがって、そこでは、共済の本来的目的とする相互救済は、協同組合様式による保険によって果たされている”のである（後掲笠原論文）。

この論争以後、共済事業には大きな発展があった。1950年代に創設された共済事業は、規模を著しく拡大し、共済制度も新制度の開発や既存制度の改善によって大きく変化・発展した。また70年代から80年代にかけて、あたらしい共済事業の創設があった。まず県民共済（全国生協連）の創設、日本生協連と大学生協連による共済事業の創設など生協におけるそれである。労働者共済生協は、「全国統合」によって「労済連」から「全労済」へと組織強化をはかるとともに、「県民共済」の

全国展開に対抗して「こくみん共済」を開発した。こうして、協同組合による共済事業の多立化と競合が問題とされるようになった。

協同組合による共済事業(以下、協同組合共済)の現勢は、日本共済協会の2004年度調査によれば、共済団体数3,498組合、組合員数6,283万人、受入共済掛金7兆4,295億円、支払共済金4兆4,187億円に達している。協同組合共済の特徴のひとつはその多様性であり、組合員数が1,000万人を超える巨大組織から数万人の小規模組織まで、総資産では農協共済の約43兆円から数億円の零細経営まで、また共済種目も多数の種目を擁する組合から火災共済だけを行う組合まで存在する。

この時期には、これとは違った分野での共済事業の創設があった。ひとつは、現在「共済の今日と未来を考える懇話会」に参加している諸団体、全国民主医療機関連合会(民医連)、日本勤労者山岳連盟(労山)、全国保険医団体連合会(保団連)、全国商工団体連合会(全商連)である。これらの団体においては、共済組合や「基金」などの形で共済加入者の集団が作られており、それが母体組織に内包されている。もうひとつは、1989年の「連合」「全労連」への労働戦線の分裂にともなって発生した労働組合共済である。全国労働組合共済連合会(労働共済連)には、自治労連共済など5団体が加盟している。労働者協同組合連合会(労協連)による共済事業もある。共済事業の裾野はいつそう拡大しているのである。

これと併せて上記団体のかなりの部分と保険会社の提携が進んでいることも見逃せない。購買生協の一部では、保険代理店を設けて内外の保険会社の商品を共済制度と併せて販売している。保団連と労働共済連もそれぞれ国内生保数社と提携している。営利保険は共済団体のなかにも相当広く深く浸透しているが、ここではこの問題には立ち入らない。

共済事業は、その主体や共済制度の内容は非常に多様であるが、それが発生し発展してきた主な根拠は、次のよう考えられる。

第1は、高度経済成長期を経て社会経済構造が大きく変化、さらにその後の変化のなかで、国民の生活基盤の脆弱化や不安定要因の増加など、保障要求が全般的に強まってきたことである。

第2に、人々の保険要求と営利保険との矛盾である。リスクの高さ故の保険商品の欠如や販売の回避、異常に高い保険料などである。北海道における農協共済の発生や中小企業者による北海道共済商工協同組合の設立、トラック運送業者による自動車共済の創設など、顕著な事例である。

第3に、社会保障の不備に対する自助・共助(相互扶助)による対応である。労働者共済生協はその創設にあたって、しばしば社会保障の不備を訴えている。「保団連」の共済事業も、開業医が頼るべき社会保険としては国民年金と国保しかないという状況に対する自衛的な対応である。

第4に、組織の構成員の連帯・団結の強化の手段としての共済事業への期待である。労働者共済にもっとも顕著である。1950年代に労働者共済が創設された背景には、ドッジライン下の企業合理化攻勢に対して労働組合の組織強化を図ることが大きな目的であった。その後も組織的な困難に直面した場合に労働組合による共済事業の創設が続いており、労働共済連合会傘下の共済も顕著な事例である。構成員間の連帯感をつよめ、組織の維持・発展の手段としての期待は、労働組合にかぎらず、多くの共済事業に共通するものである。

2. 保険業法改正の背景とその内容

1990年代半ばから、消費者生活センターなどに「共済」に関する相談が多く寄せられようになった。こうした事態を背景に、金融庁は金融審議会の場で「根拠法のない共済」について「保険に関する検討課題」のひとつとして位置づけ、2004年1月から検討を始めた。これとほぼ同時期、04年4月から10月にかけて、総務省は全国的な実態調査を行い、その結果を「根拠法のない共済に関する調査結果報告書」(2004年10月)として公表した。調査は、任意団体等によると思われる422団体を把握し、協力を得られた166団体に行われている。その結果にもとづいて、行政上の課題として「根拠法のない共済」に関して実態把握等の仕組みの整備、など4点を提起している。他方、金融審議会においては、総務省の調査結果をも取り込みながら、根拠法のない共済への対応について検討、同年12月に金融審議会金融分科会第二部会報告「根拠法のない共済への対応について」を

発表した。この報告を具体化したのが今回の保険業法改正である。業法改正の直接の契機は、根拠法のない共済が社会問題化したことではある。しかし、第二部会報告において、「新たな規制の基本的な枠組み」の「検討の視点」として、“根拠法のない共済で新たに規制の対象となるものについては、契約者などの保護や公正な競争条件の観点からは、保険会社の提供する商品と同様の商品が提供される場合には基本的には保険業法の規制が適用されるべきである”とされていることから伺えるように、保険業界の要求が背景にあることはいうまでもない。しかし、今回改正の特異性は、アメリカからの強い圧力があつたことである。「日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく日本国政府への米国政府要望書」（2005年12月7日）には、「共済」（Insurance Cooperatives）の項がある。ここではまず、“全ての共済に民間保険会社と同一の法律、税水準、セーフティネット負担条件、責任準備金条件、基準および規制監督を適用することにより、共済と民間保険会社の間に同一の競争条件を整備する”と、全ての共済に対して保険会社と同一の競争条件の整備を要求、その上でとくに「制度共済」については規制の現状の見直し、また「無認可共済」については、これらの共済を金融庁の監督下に置く保険業法の改正を歓迎するとともに、さらにこの新制度の徹底的な見直しによって“5年以内に共済と民間保険会社の扱いが同一となるよう求める”としている。つまり、アメリカは業法改正による共済規制を彼らの意に沿ったものとして歓迎し、さらにそれを徹底することを求めているのである。

保険業法改正の要点は、次のようなものである。

第1に、保険業の定義を変更し、保険業と共済事業との区別をなくしたことである。旧保険業法においては、保険業は「不特定の者を相手方として、保険の引受けを行う事業」とされており、特定の者を相手方として保険の引受けを行う共済事業については業法の適用はなかった。ところが、根拠法のない共済の規模や形態の多様化が進み、共済事業と保険業との区別が容易でなくなったということを理由に、「不特定の者を相手方に」という規定を取り除き、保険の引受けを行う事業については原則として業法の規定を適用することに

し、業法の適用除外団体について条文に制限列举方式で規定している。この点については、後に触れる。

第2に、「小額短期保険業」という概念を新たに設けたことである。小額短期保険業とは、「保険業のうち、保険期間が2年以内で・・・保険金額が1,000万円以下の保険のみの引受けを行う事業」とされ、保険期間や保険金額は保険種目によってさらに制限されている。例えば、保険期間は損害保険2年、生命保険1年。保険金額は疾病による重度障害・死亡は300万円、疾病・傷害による入院は80万円、損害保険1,000万円。そして「一つの保険契約者に係わる被保険者の総数が100人を超える保険の引受けはできない」、つまり団体生命保険のようなものは、被保険者の数が100人以下の小規模なものしか認められない。事業規模も、年間保険料収入が50億円以下でなければならない。小額短期保険業を行う者を小額短期保険業者というが、それは株式会社か相互会社でなければならない、最低資本金・供託金は1,000万円、内閣総理大臣の登録が必要である。このように、保険業は旧保険業法以外の保険会社と小額短期保険業者によって経営されることになり、小額短期保険業者にも保険会社と同様の規制が行われることになる。

第3に、現に共済事業を行っている者で保険業法の適用除外団体とされていない者は、すべて「特定保険業者」とされ、改正保険業法施行後6ヵ月以内に金融庁に保険の引受事業を行っている旨届け出ることが義務づけられたことである。この届出義務違反には、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が課せられることになっている。そして、改正法施行2年以内に株式会社または相互会社を設立し、小額短期保険業者の登録または保険会社の免許を受ける必要があり、これが実現しなかった場合は事業廃止に追い込まれることになる。

今回の保険業法改正の目的は、本来不特定の者を相手方として営利事業として保険の引受けを行っている「無認可共済」（「無免許保険」というべきもの。後掲松崎論文に詳しい）を規制することであったはずである。それを、根拠法のない共済の規模や形態の多様化が進み、共済事業と保険業との区別が容易ではなくなったという口実で、共

済事業をも保険業法の規制の下においたことになる。共済事業の保険行政への包摂、戦後いつかんで保険業界と金融行政当局が狙ってきた保険行政の一元化である（大石正明氏は、今回の業法改正を金融庁の「勇気ある決断」と肯定した上で、“一元化を併せ指向したものであろうと類推している”と述べている）。

3. 適用除外された団体と残された団体

「保険業」の定義で、「次に掲げるものを除く」として業法の適用除外とされているのは、次のものである。

第1にあげられているのは、「他の法律に特別の規定のあるもの」（第2条第1項第1号）である。この中には健康保険や国家公務員共済などの社会保険、中小企業信用保険や船主相互保険などの経済政策保険、簡易保険など多様な非営利的保険があるが、一般に共済事業といわれる協同組合共済が最初にあげられている。これは、「根拠法のある共済」であり、「制度共済」ともいわれるものである。

第2にあげられているのは、「地方公共団体がその住民を相手に行うもの」、「会社等が役職員等を相手に行うもの」などイからへまで6項目があげられており、「労働組合が組合員等を相手に行うもの」として労働組合共済もあげられている（第2条第1項第2号）。トとして以上に「準ずるものとして政令で定めるもの」という規定があるが、いまのところ宗教法人を除くと見るべきものは指定されていない。

この第2号についての考え方は、次のように説明されている。「保険業について構成員の自治のみによる監督を理由に自己責任を問うことが可能な団体であり、かつ、保険業規制の実効性確保の観点から、保険事業を主目的とした団体との区分が明確なものである団体の行う事業」であること。具体的には“①団体の構成員相互間にきわめて密接な関係があることが社会通念上明らかであること、②保険の引受けを行う主体（保険者）と契約者の間にきわめて密接な関係があることが社会通念上明らかであること、③団体の構成員に保険への加入を主目的とした構成員がいないことが明確

であること、との要件を満たす団体である必要がある”というものである。

これによって、「共済」を騙った営利的な保険事業（「無免許保険」）に保険業法の網が掛けられることになったということではできであろう。ところが問題は、非営利で相互救済を行っている共済事業で、適用除外から取り残されてしまったものがあることが明らかになってきたことである。

ひとつの事例は、知的障害者の入院時の医療費を給付する互助会が存続の危機に立たされているということである。毎日新聞が全国知的障害者互助会を取材した記事（06年2月20日朝刊）によれば、知的障害者の入院互助会は全国に39カ所あり、会員数は約8万7千人、知的障害があると生命保険の加入を断られることが多いため、各地の育成会（親の会）や自閉症協会などが運営主体となり、年1万数千円の会費で入院した障害者に差額ベット代や看護料を給付している。事務は運営団体の役員らがボランティアで行っているところがほとんどである。会側では、“会社化すれば事務量や経費が増え、今のような運営はできない”として、業法の適用除外を求める数万人以上の署名を金融庁に提出するということである。これに対する金融庁の話が掲載されているが、“法理論上、互助会に法を適用しないわけにはいかないが、会をつぶそうという意図はなく、新制度に円滑に移行できるようにお手伝いしたい”というものであり、適用除外ではなく、あくまで小額短期保険業者に誘導しようとしている。金融庁の姿勢は、互助会の存続を許すよりも保険業法の貫徹をはかるという無慈悲なものといわざるをえない。

もうひとつの事例は、前出の「共済の今日と未来を考える懇話会」を構成している諸団体である。これらの団体は、その設立の時代的背景や目的は異なるが、1950年代から60年代にかけて、それぞれの大衆運動を基盤にして成立してきた。そして、70年代から80年代にかけて、共済事業を創設している。その形態は、「基金」（労山）、「共済制度」（保団連）、「共済組合」（民医連）、「共済会」（全商連）というように団体ごとに異なっているが、いずれも母体組織の構成員であることを加入要件とした個人加入の共済事業である。したがって、母体組織の構成員全員が共済に加入しているわけ

ではない。共済種目は、それぞれの団体特有のものがあり、労山は登山中の遭難事故に対する給付、保団連は開業医の休業保障と老後の年金給付、民医連は死亡や住宅災害に対する給付と年金給付、全商連は慶弔見舞金給付などである。これらの中には、社会保障の不備（とくに保団連）や保険会社の不備（とくに労山）を相互救済によって補完することを明確な目的としているものがある。また、共済事業によって構成員の連帯感を高め、母体組織の維持・発展の力にしようとしている点は、共通している。これらの母体組織は、いうまでもなく協同組合ではない。しかし、事業の非営利性、組織の民主的運営と構成員間の協同には、協同組合と共通するものがある。さらに、前記の第2号による適用除外の「考え方」は、すべてこれらの共済事業にあてはまる。当然、適用除外とされるべきものであるが、知的障害者互助会に対する金融庁の態度に見られるように、事態は予断を許さないものがある。

4. 今後の課題

改正保険業法の共済事業に対する影響には、重大なものがあると考えられる。

第1に、適用除外されなかった共済事業に対する影響である。すでに見たように、特定保険業者として保険業法の規制の下におかれ、保険会社または小額短期保険業者への転換を迫られることになる。営利事業として共済事業を行ってきたものにとっては、これはむしろ歓迎すべきことで、実際インターネット上には小額短期保険業者への転換を助成するコンサルタント組織（「日本少額短期保険協会」など「協会」を名のるものが複数）のHPも見受けられる。問題は、上記4団体や知的障害者互助会のような本来的な意味での共済事業である。これらの共済事業の母体組織にとって、保険会社や保険業者は理念的に受け入れがたいものであろう。また、仮に転換しようとしても求められるような経営基盤を整備することが困難であったり、転換した場合には共済事業のなかで実現していた保障が行えなくなるという場合もでてくるであろう。こうして、事業廃止に追い込まれる共済事業が出てくるのではと危惧される。適用除外されなかった共済事業（「無免許保険」という

べきものは別にして）の適用除外を実現することが、まず課題となる。

第2に、今回適用除外とされた共済事業も、これで安定するわけではないということである。金融庁や内外の保険会社が本命とするところは、むしろ協同組合共済である。協同組合共済とくに大規模な共済事業は、内外の保険会社にとって強力な競争相手であり、保険市場の占拠者であるからである。適用除外されなかった共済事業に対する措置とのバランスからも、金融庁は協同組合共済などにたいしても、保険業と同等の規制を要求するようになるであろう。まず保険専門が求められよう。すでに農協から共済事業を分離させようとする議論がおこっている（後掲高橋論文に紹介されている）。同時に生損保兼営の禁止が求められ、募集に関しても保険業と同等の規制が要求される、等々である。これは、共済事業の壊滅を意味するものであろう。協同組合全体として取り組むべき課題である。またこのような事態に進展するのを防ぐ上で、適用除外されなかった共済事業の、適用除外指定を大幅に行わせることが重要である。

第3に、改正保険業法施行にともなって、新しい保険会社や小額短期保険業者が多数生まれてくることになり、共済事業との競争関係は新しい局面に入るであろう。すでに、内外保険会社の共済事業団体への浸透が進んでいる一方で、例えばこくみん共済・県民共済は、類似の商品・販売方法を展開するアリコ・ジャパンなどと激しい競争を展開している。こうした関係は新規参入業者を含めて激しさを増し、さらなる混戦状態をもたらすであろう。それは、提携・再共済だけではなく企業買収など金融業界やIT産業に見られるような方法も伴ったものになるであろう。こうした事態への準備が課題となってきている。

第4に、以上のような事態のなかで、共済事業にとってはそのアイデンティティが重要になる。つまり、協同組合形態の共済事業は協同組合らしく、母体組織のある共済事業はその母体組織の運動の発展・強化に寄り添った発展をはかることである。

共済事業は、協同組合形態であると否とを問わず、正念場を迎えているのである。

・主要参考文献・

新川浩嗣編著『無認可共済の法規制——保険業法改正のコンメンタール』金融財政事情研究会、2005年。本稿において、保険業法改正の経過や内容については、主としてこの本によっている。

大石正明『根拠法のない共済と新しい保険会社』保険毎日新聞社、2005年。

石山卓磨編著『現代保険法』成文堂、2005年。(松崎 良「第10章共済法、第11“無認可共済”法)。

坂井幸二郎『共済事業の歴史』日本共済協会、2002年。

日本協同組合学会編『共済の現状と課題』お茶の水書房、1984年。

笠原長寿遺稿集刊行会編『協同組合保険論集』共

済保険研究会、1982年。(とくに「共済研究に関する若干の問題点」)

高橋 巖「農協・協同組合の地域における役割を考える」『共済と保険』第48巻第1号(2006年1月)。

『現代日本生協運動史(上下巻)』日本生活協同組合連合会、2002年。

*「共済の今日と未来を考える懇話会」参加4団体からはそれぞれ貴重な資料の提供を受けた。末尾であるが、記して感謝の意を表したい。

(そうま けんじ、日本協同組合学会会員)

【事務局ニュース】1・機関誌の論文募集、ワーキングペーパーの募集

研究所機関誌『いのちとくらし』に掲載する論文を募集します。応募の内容は以下の通りです。またワーキングペーパー(多少長めの論文)の募集も致します。詳細は、事務局までお問い合わせください。

・**字数**：(図表、写真を含めて)400字詰め原稿用紙30枚(12000字)程度(掲載の有無については、研究所機関誌委員会にて決定させて頂きます)

・**原稿料**：研究所の規定により、薄謝ですがお支払いします

・**募集する主なテーマ**

- 1：NPO、非営利・協同組織における経営・管理問題
組織論、組織構造論、経営論、所有論、労働組合と経営参加、政策と統制、賃金論、地域社会と医療社会サービス組織、など
- 2：日本の医療、福祉政策・制度の現状分析と提言
政府医療社会保障政策批判と対応策の提言、

社会政策・労働政策批判、制度比較分析、など

3：新自由主義と市場経済論の打破

現状イデオロギーへの批判、基本的理念の歴史的分析、具体的実態分析と非営利・協同セクターの方向、公的セクターとの関係分析提言、など

4：非営利・協同の実践・理論探求

NPO論、政治・社会システム論、ヨーロッパ社会的企業(社会サービス、雇用)調査、非営利・協同セクター運動論、など

5：その他

資料 「ヨーロッパの共済運動の特徴」

石塚 秀雄

ヨーロッパの共済組織

現在、自主的共済組織は、国家・行政による公的（強制的・義務的）共済保険制度と営利保険会社・相互保険会社に対して任意（ボランティア）共済・保険の領域を担っている。これら歴史的に順番に発生したものは、当然ながら一つの形態に収斂するものではなくて、いわば、福祉ミックスとしてそれぞれの役割が付与されるべきものである。したがって、共済組織の役割は、依然として重要であり、さらにいえば市民社会の福利の実現という点ではますます重要になっているといえる。ヨーロッパでは19世紀に労働者福祉、協同組合など自主的な社会福祉保障運動が盛んとなり、福祉国家はその影響を受けて成立したのであり、逆ではない。福祉国家が成立して、共済組合の活動は各国によって役割使命が分かれた。そして共済組織は強制的社会保険にたいする補完的モデルともなり、また国家の関心外である社会福祉の領域に進む共済組織が増加した。

ヨーロッパにおける共済組織（共済組合）の定義

ヨーロッパにおける共済組織は多様であり、一元的な定義は難しい。しかし、共済組織は自らを社会的経済の一部であると自認している（ただしドイツは社会的経済概念に否定的）。EUにおける共済組織の定義は次のように要約されている。

①資本を持たない、②メンバーの加入自由、無差別、③非営利目的、メンバーとコミュニティの利益。純粋儲け目的ではない。利潤は資本に支払わない。④連帯、⑤民主主義、一人一票、資本ではない。⑥独立、国家からの補助金に依存しない。

EUでは現在EU共済組合法の策定準備が続いている。1991年から議論が開始され、社会的経済組織としてEU社会的経済三法（正式にはディレクティブ）としてEU協同組合法、EUアソシエーション法、EU共済組合法の策定が進んだ（EU協同組合法は制定2003年）。1993年にEUの共済組合法案提案があった。

共済組合各国法制と状況

ヨーロッパ各国において共済組織の運動の実体は存在する。しかし、共済組織に対する法律は、①いわゆる共済組合法があるもの、②保険会社法があるもの、③協同組合法、アソシエーション法等があるもの、④一般会社法が適用されるもの、⑤共済組織関連法がまったくないもの、などに分類され、また組み合わせられている。また、公的社会保障制度との関係の有無もあり、いわゆる自主的共済組織のあり方は多様である。とりわけ、自主的共済組織の使命は、単に社会保障制度関連や保険だけではなくて、さまざまな社会サービス事業活動を行っているところに特徴が見いだされる。その点では自主共済組織の活動は、いわゆる社会的企業や社会的協同組合、非営利組織などと重なるところが多くなっているため、包括的な用語も必要だと思われる。

（1）オーストリア

保険会社法（保険監督法）。共済組合についての特別規定を含む。1965年法98 会社法。「相互扶助・共済」原則。民間会社、保険保護、会員制、投票権。保険契約、「参加資本」または「補充資本」の発行。利用会員のみ。解散時の資産分配できる。利潤は会員に、資本家にも。株式会社と同様の税制。第三者取引可能。一般保険会社とはで

きない。組合員の資産責任は債務者に対してない。

(2) ベルギー

- ・一般共済組合：とくに共済組合法はない。アソシエーション法、「コミュニティ金庫」。1975年の保険会社法、1991年の王令。民法、商法。共済組合原則①ボランティアに2人以上、共通の目的、互酬。法人格はもてる。1992年法。②共通基金。③利潤追求するが非営利であること。④企業としての永續性。会社税、個人税。
- ・医療共済組合：1990年「共済組合・共済組合全国連合法」。個人のアソシエーション、将来リスク、連帯、生活福利の目的。非営利であること。15,000人以上で法人格。組合員のみ。基金。税制優遇あり。第三者取引可能。有限責任。全国連合法。一般保険会社との提携禁止。医療社会サービス非営利組織との提携。

(3) デンマーク

共済組合の独自法律無し、「保険事業法」2001年。株式会社、相互保険会社ともに。一株一票。保険契約による会員。投資会員可能。資産配分可能。一般税制適用。協同組合が共済組合形式と同様といえる。2003年以降共済組合に税制優遇はない。法律は大企業保険会社を対象にしたもの。

(4) フランス

「保険法」：「共済保険会社は非営利」。資本はもたない。一人一票原則。500人以上。資金調達：参加証券、払戻金、払い戻し債権。資産分配禁止しアソシエーションまたは同業へ移譲。会員の個人責任なし。

医療保険：共済組合法。定義→非営利、リスク対応、連帯、相互扶助。生活福利。一人一票原則。参加証券（出資証券）。解散時は他の同業または連合会に資産移転。非営利として法人税なし。共済組合は10%動産、24%不動産課税、給与税。

共済組合法第一条「会員の保険料によって、共済、連帯、相互扶助、でメンバーの文化的・道徳的、知的、身体的発展を目指す。生活の福利。共済組合の再保険」。

保険株式会社、相互保険会社（組合）⇒保険会社法、社会保障機関⇒社会保障法、農村共済金庫⇒農村法、共済組合⇒共済組合法。共済組合は営利アソシエーション、保険料で、連帯、相

互扶助、会員家族の福祉、【社会的リスク、出産育児、老齢、障害者、会員の文化道徳的発展】

保健医療、社会医療、社会文化施設、独立会計で。

(5) ドイツ

保険法、1992年。その中で、一章が共済組合に当てられている。相互共済組合アソシエーション（VAG）。株式会社に準則するが共済組合の内規は比較的自由である。共済原則にもとづく。法律ではわずかに、組合員の性格として触れられているのみである。保険契約。貸し付け、医療などのその他の共済は認めず。一人一票原則。保険料に基づく投票権も可能。非会員の取引も可能。株主は存在せず。資金調達のための参加証券発行できる。投資会員は不可。営利会社に転換可能、資産継続。積み立て基金義務。税制特例無し。会員有限責任、提供分のみ。

(6) アイルランド

地方自治体法【共済保険法】、1926年。保険法1936年、2000年。会員所有。一人一票。会員は地方自治体のみ。剰余金は基金に。税制特例なし。友愛組合、保険会社、ビルディング・ソサエティ法。

(7) イタリア

民法、2546条。組合員自身の生活福利のため。一人一票、ただし投資組合員は五票まで。配分は協同組合原則に準用。株式会社と同じ税制。再保険できる。

「相互扶助組織」法1886年、No.3818。組合員に限る。疾病、労働不能、老齢、家族支援、死亡。非営利。税制優遇あり。共済組合は非営利。不分割で共同的利潤として利用される。非排除原則。公的有用性と連帯。

「共済組合規定」⇒「共済組合は公的制度がカバーしないリスクを提供する。補完的医療支援、補完的医療基金の創設【保険会社、非営利組織、共済組合と労働側との協定】補完的金庫。協同組合運動と密接なつながり。民間保険会社と提携多し。

(8) オランダ

①民法、アソシエーション。会員の福利。一人一票原則。保険契約。資金調達外部なし。その他

特に規定無し、

②「公的医療保険」／民法。相互保険会社は認可制度。疾病保険金庫。疾病基金法ZFWは医療保険委員会CVZによって承認。一人一票原則。投資非会員受け入れ。資産配分可能。その他特に規定なし、

③「民間医療保険」⇒民法第2部。対物、一人一票原則。

公的社会保障制度に関わる共済組合は営利事業ができない。【医療保険制度の運営にあっている共済組合は保険事業していない場合もある】

(9) ポルトガル

①保険法(2002年)、協同組合形式での設立。一人一票原則。協同組合法では10%の投資会員所有を認めている。年間10%の配当を認めている。株式会社と同じ税制。協同組合法が適用される。有限責任。

②「医療共済組合」⇒アソシエーション規定⇔民法。社会的連帯参加機関IPSS法【1983年】、1990年の共済アソシエーション法。

③1995年共済組合法計法(PCAM)。民間の会員による互酬的。共済組合法。一人一票原則。共済組合法第8条。最小資本。株式会社ではなくアソシエーション。基金を持つ株式会社ではなく。投資会員は不可。株式会社ではないから。資産は職員に分配。株式会社と同じ税制、協同組合法にもとづく第三者取引可能。共済組合は保険ではなくて医療福祉分野のみ。国家との共同。

④共済組合連合会UMなど社会的経済の一員として自己認識。協同組合運動との連携つよし。職能別に共済組合が構成されている。全国組織として14共済組合団体。

(10) スペイン

①「民間保険監督法」1995年、共済組合は非営利民間保険会社。組合員のため。法人も組合員になれる。一人一票原則。会員は「政策ホルダー」。有限責任。投資会員不可。株式会社と同じ税制。しかし、特例25%。一般35%。

②「年金医療共済」⇒1995年「民間保険組織監督法」、1985年「社会共済保険」規則。各自治州法当該。「社会共済組合」は、保険会社であ

り、ボランタリイ、強制的社会保障制度の補完的なものである。非営利。一人一票。最低50人。最低資本「共済基金」3万ユーロ。「共済基金」【資本】は株式に分割できない。「保護会員」として法人を認める。投票権は定款で決められるが、共済関係者のイニシャチブの下にある。税制特例あり。第三者取引可能。州によって違うが税金は25%。バスク自治州は0%。

(11) スウェーデン

保険事業法、1982年。⇒株式会社と共済組合の両方を規定。保険契約者が所有者。一人一票原則。他の出資調達はなし。

有限保険共済組合会社の場合、資本出資者は所有者ではないが、投票権はある。解散時、資産分配できる。基金分配を定款に明記。利潤分配は不可。税は一般会社と同一。再保険。赤字のときに補填義務。

(12) イギリス

①保証有限会社【アソシエーション、クラブ、非営利会社組織】。

会社法⇒1985年。株式はなくて、保証人である。金額は低く抑えられている。受益者はメンバーでなくてもよい。アソシエーション条項に規定されている。会員は200人以上。自由資産、必要。株式不可。債権で。保険者としての登録。保険規則に基づく。一般会社と同一税制。

②フレンドリイ・ソサイエティ友愛組合法、1974年。2001年共済組合による修正による友愛組合法1992年法。財政サービスおよび市場法2000年⇒ボランタリイアソシエーション。7名以上の受益者。投資組合員不可。

③ビルディング・ソサエティ⇒1986年ビルディング・ソサエティ法(1997年法)。

④共済組合⇒共済組合法令(2001年)、財政サービス市場法(2000年)⇒共済組合である。会社ではない。登録。住宅貸し付け。優先株式を発行できる。後配株を発行できる。貸し付け資本の発行可能。資産配分可能。剰余金は基金に。一般税制適用。有限責任。

表. 医療制度と共済・保険の性格・【カバー人口比構成比率】

公的医療制度	義務的共済【●公的制度に直接組み込まれている】	追加的共済【●公的制度以外の私的医療への支払い】	補完的共済【●公的制度の料金の枠内および枠外の費用補填】	代替的共済【●共済・保険は金持ちおよび公的制度から除外された人々向け。】
国家医療、普遍主義的	ギリシャ	スウェーデン【1.5%】 フィンランド【10%】、 アイルランド イタリア【15.6%】 イギリス【6%】 ポルトガル【12%】 ギリシャ		
国家医療、NHS職能的	アイルランド	アイルランド【40%】	デンマーク【9.6%】、 スペイン アイルランド【含、左数字】	スペイン
社会保険、収入基準上限型	ドイツ オランダ		ドイツ【9%】、 オランダ【35%】	ドイツ【含、左数字】、 オランダ【25%】、
社会保険、一般型	ベルギー フランス		オーストリア【31.7%】 ベルギー、 フランス【85%】、 ルクセンブルグ【75%】、	ベルギー【自営業の77%】、

AIM 資料2003、Mossialos 資料2002に基づき作成。

注1. ドイツは、医療共済組合は補完的サービスの提供は禁止されている。自営業者・公務員は代替保険（会社）を選択できる。

注2. オランダは、医療共済組合は代替型を提供する（社会保険の収入基準上限を超えた者にたいして）。

注3. フランスは、公務員・学生・自営業、農民は義務的タイプである。共済組合は医療費だけでなく各社社会サービス手当の補填を行う。

注4. ベルギーは、共済組合が診療報酬協定（決定）に参加する。

注5. アイルランドは、警察官は独自の共済組合を持っている。

注6. スペインは、共済組合と営利保険会社が共に医療保険を提供している。カタルーニア州では共済組合の占有率は40%と高い。共済組合のほうが保険料は安い。

注7. ポルトガルは、120の共済組合、組合員90万人。

CSRとグローバルイゼーション

佐藤 誠

1、序

本論は、「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility=CSR)について、一般には企業の側の社会対策、消極的には企業の防衛策として論じられることの多いCSRを、逆に企業に雇用される労働者、企業の生産物やサービスを利用する消費者、企業の生産活動の場となるコミュニティの側、端的に言うならば国家や企業から相対的に自立した市民社会の側から見たらどうなるのか、労働者・消費者・コミュニティの福利向上にどのような可能性または限界を示唆するのか、考察を試みるものである。

歴史的にみると、すでに19世紀には劣悪な労働条件のもとで行われる女性の労働や児童労働に対して関心が高まっていたことが、例えばエンゲルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』の叙述からうかがえるが、そこで問われたのはブルジョア(ブルジョアジー)、工場主の非人道的行為であり、資本主義制度そのものであって、企業ではない(エンゲルス, 1990)。企業自身が自発的に行動基準を定めたり、社会監査報告を取り入れるという意味での社会的責任活動に広く取り組み始めたのは、1960~1970年代の主に米国においてであったとされる(Vogel, 2005 : p.6)。その後1990年代以降、企業活動の地球規模の拡大を背景に、CSRに対する関心が飛躍的に高まった。

日本でも、企業の社会的責任の思想を歴史的に考察する試みは行われている。中には江戸時代に遡って石門心学で商人道を論じた石田梅岩の思想や近江商人の「三方よし」に起源を求めようとする議論(例えば、経済産業省の『『企業の社会的責任(CSR)に関する懇談会』中間報告書』)まで出されているが、現代資本主義企業の社会的責任の考察に実際どれほど役立つかが疑問である。むしろ、企業活動がグローバルに展開する現代にも

大きな教訓を与えるものとしては、例えば19世紀末に起きた日本の公害問題の原点ともいえる古河財閥の栃木県・足尾銅山鉱毒事件や、住友財閥の愛媛県・別子銅山の鉱害対策などが注目されるであろう。

第二次大戦後まもなく、企業の社会的責任に対する関心生まれ、1956年には経済同友会の「経営者の社会的責任の自覚と実践」の提起がなされた(水尾=田中, 2004 : p.4)。だが、企業の社会的責任が広く一般の関心を集めるようになったのは、高度成長末期の1970年代初め、公害による企業批判が高まったときであり、次いでバブル経済さなかの1980年代末期にはメセナ、フィランソロピー活動を通じていかに企業が社会貢献を行うかという問題が関心を集めた(足達=金井, 2004 : p.10 ; 出見世, 2004 : pp.43-45)。こうした前史をふまえつつも、1990年以降、CSRに対する関心が世界の他の地域と同じく日本でも高まった背景には、企業活動のグローバルな展開がある。すなわち、CSRに対する関心が急速にたかまった背景にはグローバルイゼーションがあった。

グローバルイゼーションについては、概念そのものが幻想にすぎないと否定する論者や、モノ・カネ・ヒト・情報の国境を越えた自由な移動を実現する過程=自由化(リベラリゼーション)と同じであるとする解釈もある。ここではこれ以上、概念をめぐる議論を展開しない。本論では、グローバルイゼーションとは、市場の自由化を万能とみなして推進するイデオロギーとは区別される実態であり、それは経済現象にとどまらず、政治、文化などあらゆる現象の越境化と地球規模の交流が加速度的に進む過程、時間的・空間的な縮減過程であると理解する。

2、日本におけるCSR理解

CSRに対する関心は日本でも21世紀に入って

急速に高まってきた。経済産業省から2004年9月に出された「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告は、CSRに対する関心が高まった背景として、①グローバル化の進展、②情報化の進展、③企業価値の一つとしての認識の高まり、④企業の社会的責任活動を求める声の高まりの4点をあげた。グローバル化の進展とは、国境を越えた事業展開によって異なる社会的・文化的背景による企業評価に晒されることであり、大規模な経済活動がグローバルな視点からの環境配慮を求められることであり、また日本の資本市場で株式保有の20%を超えるようになった外国人投資家を通じて社会的責任投資（SRI）の考え方が影響力を及ぼしてきたことである。インターネットなど情報化の進展も企業の不祥事や事故を瞬時にして世界に伝えることになった。こうした中で、企業の側がCSRに積極的に取り組み環境・社会問題にも配慮することで企業価値を高めていこうとしているのに対し、消費者や従業員の側からは企業の社会的責任活動を求める声が高まってきた、という（経済産業省、2004）。

以上のような懇談会中間報告によるCSRとグローバル化の説明は、日本企業の側からみた状況認識としてはそれなりにバランスのとれたものといえる。情報化の進展とあいまってグローバルな視点からの環境配慮を求められ、外国人投資家のSRIに評価され、異文化社会での企業評価に晒されるのは事実であろう。だが、ここでのグローバル化とは本質的には企業に活動の変化を迫る外的な状況として捉えられていて、それを積極的に受け止めて企業価値を高めるという意識はあっても、その結果、変化した企業行動の影響を受ける消費者や従業員などの利害関係者（ステイクホルダー）はほとんど無意識的に国内的なものとして想定されている。

こうした傾向は、厚生労働省から2004年6月に出された「労働におけるCSRのあり方に関する研究会」中間報告書にも見られる。報告は、労働条件遵守・労働安全など広く労働政策が取り組まれているのになぜCSRから労働を論じるのかについて、価値創造主体である経営資源としての従業員の働き方や個性を生かすことは企業の責務であり、また従業員に責任ある行動をとることでそ

の企業は市場・投資家・消費者から高い評価をえることになるから、と説明する。そこでは海外進出先における現地従業員への責任やサプライチェーン（原材料供給）事業所での労働に対する配慮も示されているものの、骨格にあるものは「豊かな社会」「我が国」における労働のあり方であって、ステイクホルダーは基本的には国内的なものとして想定されている。「人権への配慮」という場合も、国際社会ではCSRの重要な課題となっている児童労働などではなく、国内での事業展開に伴う社会的身分、門地、性別などによる差別やハラスメント防止に主たる関心は向けられる。グローバル化等による競争の激化で30～40代の従業員に仕事集中した、という国内労働者に激変をもたらした外的条件としての側面が強調される（厚生労働省、2004）。

経営側では、日本経団連が2004年5月、すでに1991年に制定されてから2度にわたって改定されていた「企業行動憲章」をCSRの取り組みを踏まえて改定した。「消費者・顧客の満足と信頼」「従業員の多様性、人格、個性を尊重」「環境問題への取り組み」など10原則からなっているが、一般的、抽象的表現で、労働組合などからは労働法令の遵守を明確にしていない、雇用責任に触れていない、などの批判がなされている（角瀬、2005：p.155）。グローバル化との関連では「国の内外を問わず、人権を尊重」することをうたったが、「児童労働、強制労働を含む人権問題や貧困問題」への取り組みは、10原則に明記されずに「世界的に関心が高まっており、企業に対しても一層の取り組みが期待されている」という一般的期待表現に留まっていて、経団連や会員企業の主体的責任は明確ではない（日本経済団体連合会、2004）。

経済同友会は、2003年版の第15回企業白書『「市場の進化」と社会的責任経営』でCSRの特集を行った。そこではCSRが目目されるにいたった背景を①グローバル化の中での企業の活動領域の拡大、②新しい社会ガバナンスの下で企業へ向けられる目が厳しくなったこと、③株価偏重型米国式経営の行きすぎ、④新しい働き方やライフスタイルを求める価値観の変化—をあげた。それをふ

まえ「企業はCSRをコストでなく投資として位置づける」「企業と社会の相乗発展をめざし日本の経済・社会を再生する」「社会貢献というレベルから企業理念・戦略展開という経営の中核に位置付ける」—ことを主張している。そしてこれらの目標を実現する方法として企業評価基準の導入を提唱し、顧客への対応、株主への価値の提示、従業員の能力向上と職場環境の整備、人権への配慮、社会的貢献活動、マネジメント体制など110項目の基準が示された。そこでは国際社会との協調も課題として指摘され、具体的な基準として「国際的な規範の尊重」「現地の法令・文化・慣習の尊重」「世界的課題解決への貢献」が掲げられている（経済同友会, 2003）。

個々の企業がCSRにどのように取り組んでいるかについて詳細に検討することはできないが、経済同友会が2003年に会員企業877社を対象に実施した調査（回答率26.1%、229社）からおおよその傾向はうかがえる。具体的なCSRの取り組みとして、内部通報窓口を設置したと答えた企業が63%、専任部署の設置が32%、社会・環境報告書の発行が23%だった。とりわけ、環境保全についての経営方針の策定は81%が実施していた。しかし、その他の到達度で例えば女性の積極的活用にかかわり、女性役員の比率は1.44%、女性管理職は2.62%でしかなく、87%の企業には女性役員が一人もいなかった（経済同友会, 2003）。他方、日本労働組合総連合会（連合）の「第8次・雇用実態調査結果」（2004年11月～2005年2月）によると、CSRについて「すでに取り組んでいる」企業が36%、「準備中」が11%、「取り組んでいない」が24%、「わからない」が25%で、準備中を入れれば半数弱が何らかの取り組みを行っていることになり、とりわけ従業員3,000人以上の大企業ではその比率は78%に達した。これに対して労働組合は、「組合として参加」が23%、「会社に意見を提出」が9%、検討中が14%で、あわせると「何もしていない」組合48%とほぼ拮抗した（日本労働組合総連合会総合労働局, 2005）。CSRをどう理解しているかはともかく、CSRへの取り組みということだけをとってみれば、大企業を中心に相当程度の企業で取り組みが開始されているとあってよいだろう。

CSRに対する労働組合中央組織の取り組みはどうか。全国労働組合総連合（全労連）は2004年5月に厚生労働大臣にあてて「企業の社会的責任（CSR）についての要請書」を提出した。そこでは、CSRの「第一義的な領域は雇用・労働、従業員であり」、労働条件と労働環境の向上を実現するために国は国際労働基準の達成などに責任を果たすこと、CSRを企業の自主的な取り組みだけに任せないで国が政策・法律・行政指導を行うこと、を求めた。より具体的には、労使関係・雇用・賃金・労働時間・労働安全・非正規雇用・地域経済などの項目がCSRの内容として列挙されている。ただ、これらの項目のほとんどは従来の労使関係で括れる範囲のものであり、なぜそれをCSRとして取り組むのかの説明はない。企業の海外事業展開に関連して雇用・労働についての企業行動規範が呼びかけられてはいるが、具体的な内容は示されておらず、ここでいう行動規範がこれらの企業が海外で雇用する労働者に対する規範を意味するのか、海外進出に伴う国内労働者の労働条件変化に関わる規範なのか、よくわからない（全国労働組合総連合, 2004）。2005年1月、全労連が中心となった国民春闘共闘は方針で大企業の企業通信簿運動をCSRとして盛り込んだが、ここでも点検項目とされたのは、賃金労働条件・労基法違反・均等待遇・内部留保・地域社会貢献などであり、従来の労働組合としての春闘要求と大きく変わらない内容であった（全国労働組合総連合, 2005）。

連合は2005年6月採択の「2006年度重点政策」で、5つの基本方針の一つに労働基準遵守と従業員重視のCSR推進を掲げて、貧困撲滅に向けた途上国支援と地球環境問題推進をつうじて国際社会に対する責任を果たすことをうたった（日本労働組合総連合会, 2005）。連合の国際局長によると、多国籍企業の巨大化を背景にグローバル化の負の側面を克服する重要な課題として注目されるようになった点に最近のCSRの特徴があり、労働組合にとってのCSRの最優先手段は、労働基本権の尊重や児童労働不使用などを盛り込んだ国際的な労働協約を多国籍企業と締結することである（熊谷, 2005）。

連合傘下の組合組織の中では、全日本金属産業

労働組合協議会（IMF-JC）が企業行動規範の締結をCSRの重点政策に掲げている。IMF-JCによると、ステイクホルダーは顧客・従業員・地域・株主・取引先・自治体・投資家・NGO/NPOなど広範囲に及ぶが、中でも従業員はCSRを実践する主要な主体である。従業員を組織する労働組合は、労使協議会などを通じて企業のCSR体制確立やモニタリングに積極的に参加し、とりわけ団結権保障・差別撤廃・児童労働・強制労働禁止などILOの中核的労働基準の遵守を企業行動規範として労使で締結し実行していくことに努力する。ただし、モニタリングへの労働組合の参加などを経営者団体が受け入れないため、現実の企業レベルでの行動規範締結には至っていない（全日本金属産業労働組合協議会、2004）。

一般の消費者、市民はCSRをどのようにみているか。2003年に経済広報センターが一般市民を対象にして行った「第7回生活者の“企業観”に関するアンケート」調査によると、企業は社会的責任を果たしているかという質問にたいして、「十分ないしある程度果たしている」という回答が57%、「まったくないしやや不十分」が42%で、「果たしている」とする回答が少し多かった。ただし、企業の社会的責任の内容で重要と考えるものは「優れた製品・サービスの提供」「事故の際の情報など危機管理」「企業倫理の確立」「経営の透明性」などであり、基本的には国内の消費者や従業員が想定されている。また重視すべきステイクホルダーでは、最終消費者、従業員、地域社会をあげた回答者が多い（経済広報センター、2004）。

こうして政府機関、経営者団体、労働組合、一般市民の世論と、さまざまな主体によってCSRがどのように理解され、あるいは実践されているかをみてみると、主体により理解が異なる部分も当然あるが、概ね次のような傾向を共通に確認することができるであろう。第一は、いずれも近年のCSRに対する急速な関心の高まりの背景にグローバリゼーションがあることを認めながらも、そのグローバリゼーションを自分たちの活動に否応なしに対応を迫る外的な条件としてみなす傾向である。自分たちの活動あるいは存在そのものがグローバリゼーションの一環ではないかというような主体的な反省はあまり感じられない。第二に

は、CSRの内容もそれを推進する主体も、さらにはその対象となるステイクホルダーも、概ね国内的な範囲で理解されていることである。それは企業や経営者団体よりも、労働組合や一般消費者などの国内的ステイクホルダーで特に著しい。つまり、自分たちはCSRの対象ないし申し立てをする主体であると考えていても、国境の外のことには思いが及ばない。また海外の消費者や生産者・労働者もステイクホルダーとして含める形でのCSRを原則的方針には含める企業や経済団体も、それが必ずしも具体的な政策として明確化されているわけではない。海外の事業所やサプライチェーンを労働協約締結の対象から除外しようとする傾向はそれを示す。そして第三に、その結果として、企業や経営の側だけでなく、労働者や一般消費者も、自分たちの労働条件向上や消費者安全問題に比べて、発展途上地域の貧困や人権問題には関心が向いていない傾向がある、ということである。ひとことでいえば、自分たちの雇用や生活に影響を与えるものとしてのグローバリゼーションのことには誰もが関心をもたざるをえないが、地球の反対側で起きているかもしれない途上国での児童労働や生活窮乏化のことはいまだに遠い出来事なのである。

3、CSRをめぐる議論

CSRをめぐる論点をわかりやすく考察するため、ここではCSRの存在そのものを否定する代表的な議論一つと、それに対する反批判に絞ってみたい。CSR批判の古典的な事例として知られるものに、マネタリストとして著名なミルトン・フリードマンが1970年に展開した次のような議論がある。フリードマンはビジネスの責任を経営者の責任に置き換えたいと、企業の所有者に雇われた経営者の責任は所有者の要求に応えることであり、経営者に社会的責任を求めるといことは、インフレ抑制のために価格を引き上げないこと、環境改善のため必要以上に環境保護対策費を使うことなどをつうじて所有者の利益に反し行動することを求めることを意味する。これらの行為はいずれも、社会的目的の名のもとに所有者の金を使うことに等しい（Friedman, 1970）。ようするに、利益最大化こそが企業の本来的使命であ

り、それを妨げる CSR は誤りだというわけである。フリードマンは、経営者は所有者に対してのみ責任を負うことを前提にしており、これは後述するステイクホルダー理論と対照をなす。

これに対しては、先行研究に依拠しつつスミスが次のような反批判を行っている。われわれの補足説明を多少つけ加えながらそれをみてみよう。まずフリードマンは、CSR の実施を迫られている個々の企業の利益（低下の可能性）を問題にしているが、利益だけをとり、重要なことは企業セクター全体の利益であって特定企業の利益最大化ではない。特定企業の利益最大化が社会全体にも最大の効率性をもたらすとは限らない。また利益という場合、短期的利益と長期的利益を分けて考えなければならない。社会にとって重要なことは長期的な利益を確保することであって、短期的な利益追求ではない。それに、そもそも社会の福祉は利益だけで測れるものではない。さらに国民的な資源の効率よい利用にも関心をもつ必要がある。社会的費用を勘案すれば、利益率は必ずしも効率性を計測する最善の物差しとはかぎらない（Smith, 2005 : pp.303-309）。最後の点に付け加えるならば、国民的な範囲だけでなくグローバルな視点に立った資源の効率よい利用、環境への影響も考えるべきであり、特定企業の利益率だけで地球資源の利用の可否を論じるべきではない、ということになるだろう。

フリードマンは CSR を実施すれば必然的に企業利益が低下すると前提しているが、実証的にも理論的にもその論拠が示されたわけではない。むしろ、逆の見方を裏付ける資料も多く、企業の業績と社会的責任活動が正の相関を示すというさまざまな研究報告もなされている。例えば、1988年にマサチューセッツ大学が、企業幹部8,000人からの聞き取りをもとにした財務状況をフォーチュン誌が行った企業評価と比べた研究では、CSR に消極的な企業は積極的な企業に比べて資本利益率や株式売買益が低かった。あるいは1993年にラトガーズ大学が行った研究では、財務状況と職場環境（昇進システム、従業員の不満処理の仕方、労働者と管理職の関係など）との関連について700社の株式公開企業が調査されたが、職場環境のよい上位25%の企業の粗利益率は下位の企業の2倍

を示した（マコワーほか、1997 : pp.80-81）。

企業の社会的責任活動と経営実績の正の相関性を裏付けるのは、消費者の支持である。英国で2002年に行われた MORI の調査では44%（1998年には28%）の消費者がその企業が社会的責任を果たしているかどうか考慮して製品を購入していた（足達＝金井、2004 : p.31）。別の調査では、アメリカの消費者の75%以上が、労働条件の劣悪なもとで生産された製品は購入しないと答え、30%は環境を悪化させている企業からは購入しない、65%は高くても環境を守る製品を購入すると答えた。1997年のフランスの調査では、71%の消費者が値段の高いものでも児童労働に関係のない製品を選ぶ意思を表明し、別の調査では67%のイギリスの消費者が高くても環境によい商品を購入したと述べた。1999年に世界規模で25,000人を対象に行われたある調査では、40%の消費者が無責任と考えた企業の製品をボイコットした、ないししようとしていると答えた（Vogel, 2005 : p.47）。ただし、2004年にヨーロッパで行われた調査では75%の消費者が社会的・環境的基準で消費行動を変える気持ちがあるといいつつ、実際に変えたのは3%だったことも示している（Vogel, 2005 : p.48）。

こうした傾向は企業自身の CSR 認識にも影響を与えていると考えられ、プライスウォーターハウス・クーパーズが2002年におこなった調査では、グローバル企業の経営者の70%が CSR を企業の利益にとって不可欠であると判断していた。別の調査では CEO の91%が、CSR によって株主の利益が創出されると評価していた。ある企業の2004年の報告にあるように「トリプル・ボトム・ライン」（経済・環境・社会という企業にとっての三つの最低基準）を守る企業市民でなければ「会社の株価、利益、さらにはビジネス全体が悪影響を被る」という認識が、広く行き渡りつつある（Vogel, 2005 : pp.20-21）。ただし、2002年に33カ国の経営者1,000人を対象に行った調査は、CSR に取り組む最大の動機が CSR を無視したときに悪い評判がたつことを恐れているからであることを示している（Vogel, 2005 : p.52）。ともあれ、積極的評価からであれ消極的対応としてであれ、CSR に取り組むことが最終的には企業の利益になると

いう判断が企業におおよそ共有化されてきたことは確認してよいであろう。

実際、CSRに取り組む企業は増大している。CSRの重要な柱である財務以外の社会・環境面についての報告を行ったか否かだけに着目しても、監査・税務・アドバイスの世界的ネットワークであるKPMGが行った調査では、フォーチュン誌でグローバル企業として格付けされた500社のうち上位250社の中で報告書を発行したのは1999年の28%から2002年の45%に、さらに巨大企業であるフォーチュン誌100社に絞ってみると2003年の48%から2004年の72%へと急拡大をしている(Vogel, 2005 : p.68)。企業がこうしてCSRに取り組む理由を、世界的コンサルティング・グループのアーサー・D・リトルと英国のCSR推進組織ビジネス・イン・ザ・コミュニティ共同制作リーフレットは端的に6点にまとめあげている。第一に企業としての評価獲得、第二にリスクマネジメント、第三に従業員の満足による人材確保、第四に企業革新、第五に資金調達能力強化、第六に経済的成果の達成である(Arthur D. Little and Business in the Community, 2003)。

CSRに取り組む動機には、そうしないと悪評判が立つからという企業側の判断もあることはすでにみたが、フリーマンとギルバートは、社会に対応するというみせかけで立ち回る傾向、社会的責任を「企業が社会に敏感に対応する」という形で読み直す傾向が生じていることを指摘する。もっとも、こうした場合でも、実際には単なる受動的対応というよりは、相手側のさまざまな反応を予測し利害損得を計算した結果、一見すると受動的に取り組むかのようにみえる共通の行動に収束していているのであることがゲーム理論から説明されるという(フリーマン＝ギルバート, 1998 : pp.131-157)。

社会の要求に敏感であること自体は、経済事業主体である企業にとって本来は必要な資質であるが、社会の要求に対応するという観点からのみ行動することには問題もある。第一に、消費者の要求が常に正しいとは限らない。例えば、便利だからと資源浪費型生産を望む消費者の要求に無限に応え続けることは地球環境の視点からよいことだろうか。第二に、「社会に応える」という場合、

いったい「社会」とは何であるのか。その企業の製品やサービスを利用する消費者なのか、従業員なのか、立地する地域コミュニティなのか、それとも国民社会なのか。さらには国民社会を超えるのか。この問いに密接にかかわるのがステイクホルダー概念である。

4、越境するステイクホルダー

ステイクホルダーとは、広義には、組織によって影響を受け、影響を与えうるあらゆるグループまたは個人である(Freeman, 1997 : p.602)。ステイクホルダー理論は、ステイクホルダーとストックホルダー(あるいはシェアホルダー＝株主)の対比のうえに、企業をストックホルダーだけの利益に貢献するのではなく、所有者、顧客、従業員、地域コミュニティなど企業のさまざまなステイクホルダーの福祉に貢献する組織として捉え直す見方である。ステイクホルダー理論は、所有者(株主)もステイクホルダーであり、顧客が喜んで買う商品やサービスを生産すること、従業員が進んで仕事をするような環境を作ることは所有者の利益になるのだから「ステイクホルダーのための価値を創造することは、シェアホルダーのための価値を創造すること」(Freeman, Wicks, Parmar, 2004)とみる。フリーマンは、狭義のステイクホルダーとして企業の生存に不可欠なマネジメント(経営者)、所有者、サプライヤー(供給業者)、従業員、顧客、地域コミュニティの6種類をあげている(Freeman, 2005 : pp.256-257)。

ステイクホルダー理論では、マネジメントはステイクホルダーから権限を受託(fiduciary)されているとなえる(Evan and Freeman, 1988)。これに対して、ステイクホルダーの意義を認めつつも、経営者と他のさまざまなステイクホルダーの関係(非受託的義務関係)に比べて経営者と株主の関係は特別な関係(受託的義務関係)であるとするグッドパスターのような主張もある(Goodpaster, 1993)。だがデイビスは、企業は所有者だけでなく広く社会の委託を受けていることを強調する。マイノリティの雇用や環境汚染問題を例に考えればわかるように、現代の企業は大きな社会的権力を有している。権力として他の人々に影響を与えその決定が社会的に大きな結果をもたらす

からこそ、企業は社会的責任を負う。他方で社会は企業がその使命を果たせるよう膨大な社会的資源を企業に委ねている。企業はアントレプレナーであると同時に社会的資源の受託者として社会的資源を適切に使う任務を担っている (Davis, 1990)。この社会的資源の受託というディビスの考えにさらに付け加えるならば、企業に受託した社会も受託された資源ももはや国民的規模ではなく、環境資源を考えればわかるように、地球大で考えるべき時代になっている。

ステイクホルダーとストックホルダーの関係を考えるうえで見逃せないのは、年金や生命保険などを運用する機関投資家が増えていることである。市民一人ひとりが年金や貯蓄に出す金は額が零細であっても、持ち寄る人間の数が多くなることで、総額は巨大なものとなり、それが機関投資家に信託されることで一般市民はいわば間接的に株主になる。ハーストは、数多くの市民が機関投資家を通じて実質的な株主になっているにもかかわらず、その利益が現在のコーポレート・ガバナンスでは守られていないことが問題であり、われわれの声を組み入れるガバナンスが必要だという (Hirst, 1997 : pp.65-66)。具体的な方策としてエヴァンとフリーマンは、会社代表に5種類のステイクホルダー (従業員・顧客・サプライヤー・株主・地域コミュニティ) 代表を加えたステイクホルダー取締役会の設置とステイクホルダー権利章典の制定を提案している (Evan and Freeman, 1988)。

さらに、ストックホルダーが企業の所有者であるといっても、以下のような条件つきであることを指摘しなければならない。オノレによると、法的な所有とは本来、あるものを排他的かつ物理的に統制すること (保持=possession)、私的に使用すること (利用=use)、それが誰にどのように使われるかを定めること (管理=management)、所有の結果としてもたらされる収入をわがものにすること (収入=income) である (Honore, 1961)。ところが、企業の株主は、株券は確かに所有しているが、企業自体については、製品やサービスを勝手に利用できないし、資産を勝手に他人に譲り渡すこともできない。つまり、株主はきわめて制限の多い部分的な「所有者」でしかない。

ステイクホルダーとストックホルダーの関係と

ともに重要なことは、ステイクホルダー相互の関係性についてである。一般にはステイクホルダー同士の利害が等しいという想定で議論がなされることが多いが、異論もあり (宮坂, 1999 : pp.118-138)、現実には単純ではない。たとえばある企業の生産によって環境汚染がもたらされた場合、その影響を受けるステイクホルダーである地域住民と、同じステイクホルダーでも雇用確保を重視する従業員では評価が異なるであろう。また同じ消費者どうしであっても、生産現場と関わらない地域の消費者は最終生産物の利便性や価格だけでその生産を判断しやすいが、生産現場に隣接する地域の消費者はそれでは済まないだろう。とりわけグローバルイゼーションが進むなかで、生産の場と消費の場、あるいは原料・資材生産と最終製品生産が国境線をはさんで異なることが日常化している状況において、矛盾や対立が国境線をはさんで生じるかもしれないことは考えるべき課題である。

さらにハラルは、ステイクホルダー企業は多様な利害関係者から構成される社会経済システムであって、ステイクホルダーは企業に対して権利だけでなく義務を有するという (Halal, 1996 : p.63)。これにしたがうならば、消費者や従業員も、それぞれの立場から社会的制度としての企業のガバナンスに関与するが、それはステイクホルダーになるという社会的委託によって生じる権利であるとともにステイクホルダーとしての関与を求められる義務でもあるということになる。すなわち、消費者や従業員は、自分たちの生活に大きな影響を及ぼす企業の経済的、社会的活動について、情報を開示させ、方針への賛否を表明し、軌道修正を求める権利と義務をもつ。かりに意見表明が受け入れられなかったときには、ハーシュマンのモデルにいう離脱がステイクホルダーに一つの方向性を示すだろう。すなわち、発言 (voice) が受け入れられなければ、申し立てする主体にはその対象との関係を離脱する (exit) 手立てが残される (Hirschman, 1970)。たとえば消費者が何らかの異議申し立てを行い、企業がなおも対応しなければ、その企業の生産物・サービスの利用者であることを停止すること、さらには積極的にボイコットする道が消費者には残されている。

以上のように、ステイクホルダー理論は、経営

者だけでなく消費者、従業員、地域住民などのステイクホルダーに、コーポレート・ガバナンスに関与する権利と義務を示した。次に検討すべきは、ステイクホルダーとしての消費者や住民はその企業のどの範囲のガバナンスに関与するのか、である。グローバリゼーションの進展によって生産から販売まで完全にローカルな範囲に活動をとどめる企業はまれになりつつある。特定のローカルなエリアに立地し生産・販売している企業であっても、原材料や資材の相当部分は海外を含めた他地域から購入することは普通である。であるならば、たとえその企業自身の生産や販売が適正に行われていても、例えば海外のサプライチェーンから納入される原料や資材が児童労働や公害で地域を破壊するような形の生産であることは起こりうる。従業員や消費者はステイクホルダーとして、目に見えない海外における生産や原料採掘にも、ステイクホルダーであるかぎり、CSRに即した環境・社会・人権への配慮がなされているかをモニターし、チェックし、不適切な場合には是正を求める権利と義務があることになる。

カルダーたちが指摘するとおり、現在のCSRの最大の弱点は途上国のステイクホルダーが参加していないことであり (Calder and Culverwell, 2004: pp.3-4)、ホプキンズのいうように、企業は地球規模での社会的責任の遂行に努力しなければならない (Hopkins, 2003)。近代福祉国家の福祉はその利益を国民あるいは市民だけが享受することを基本的な前提にしてきた (Gilpin, 1987: pp.60-64)。また日本の企業別労働組合は、基本的には正社員からなる組合員の利益を前提に運動を組み立ててきた。しかし、資本や労働が越境する時代、したがって労働条件も越境する時代、組合の内部だけに目を向けた運動では組合員の利益すら守れなくなりつつある。すでにみたように、日本のCSRでは経営側だけではなく従業員や一般消費者においても、国境の向こう側の生産者・労働者・供給者に対する配慮が弱い。自分の住む地域、国、自分の働く会社だけにしか目を向けないCSRは、途上地域など相対的弱者の社会や暮らしに対する人間的共感の欠如を示すだけでなく、結局は弱い地域の生活と安全が破壊されることによって不安全の拡散、環境破壊というブーメラン

現象となってわれわれの生活を脅かすことになるであろう。

5、結論

CSRをめぐる議論は、われわれ消費者、労働者、地域住民がステイクホルダーとして関わる企業のガバナンスに申し立てをする権利があるだけでなく、地球の反対側に住む同じステイクホルダーのために行動する義務があるという発見にわれわれを導く。その背景にあるのは、グローバリゼーションがわれわれの倫理をも変えつつあるという事実である。情報技術のグローバルな発達は、われわれに倫理の見直しを迫っていることを、デネットは次のようなメタファーで説く。

「自分のことしか頭にない状態で歩いているとき、溺れかけた人の助けを求める声が聞こえてきたら、はたしてどう行動すべきか。だが、このような形式論理的苦渋には、いまやほとんど誰も直面することはない。その代わりに、自分だけのことを必死に考えようとしても、何千という助けを求める声が、われわれが何をなすべきかの情報とともに、毎日のように聞こえてくるのだ」 (Dennett, 1998: p.381)。

言い換えれば、シンガーのいうようにもはや「グローバルな倫理は、国境で立ち止まる、あるいは国境に重大な意味を与える、べきではない」 (Singer, 2004: p.148)。実際、テレビのチャンネルをちょっとひねるかコンピュータをインターネットに接続するだけで、空爆で殺される市民、環境破壊で砂漠化した土地を彷徨う難民、適切な治療を受けられずに死を待つエイズ母体感染の子供たちの映像などが、幾千、幾万の悲鳴とともにわれわれの五感に飛び込んでくる。少し前までは、自分の帰属する共同体、一般には国家が被害にも加害にも直接関わらなければ、地球上のどんな惨害も他人事として済ましえた。だが、われわれ一人ひとりが地球大の網の目に組み込まれたことを日々自覚せざるをえない現在、いかなる惨害であれ見過ごすことは人類の一員としての倫理を放棄したのではないかと責める内なる声から耳を背けることはできない。グローバル化した現代は、平凡な人間にも倫理的試練を日々突き付ける。

CSRのステイクホルダーとしての権利と義務を行使することは、グローバルな倫理責任の一端を果たすことだともいえよう。「グローバル化の負の側面を克服する」ことはたしかにCSRの重要な課題であるが、克服すべき負の要素とは温暖化などグローバル・イシューだけではなく、貧困国に有害廃棄物を投棄することなど特定地域の課題であることもあるのであって、にもかかわらずそれを他所のことだと見逃すことが倫理的に出来ない時代になっているのである。逆に言うならば、ステイクホルダーが自分の所属するグループや共同体の狭い利益追求のためだけに利用するのではなく、グローバルな倫理を支えとして権利と義務を行使したとき、CSRは単に申し立てをした相手の企業を超え国境をまたがる消費者、労働者、住民によるグローバルな連帯、社会活動となったといえる。それは、ネオリベラリズムによる資本の一元化に対する国境を越えた社会的意義申し立て、ネオリベラリズム・イデオロギーに基づくという意味でのグローバリズムに対する抵抗である。

CSRにすべての問題解決を期待することは、現実的ではないし、ビジネスと国家の境目をなくすことは民主主義の分権原則の点でも望ましいことではないだろう (Bowie, 2005 : p.331)。だが、国境をすでに越えているビジネスが経済活動以外にも影響を及ぼしているという現実を直視するならば、越境的企業活動を抑制しないかぎり、国民国家の福祉活動そのものすら機能しない段階に入っている。それは国家間協力や国際機関による上からのガバナンスだけではなく、萌芽的な越境する市民社会の協力と参加、下からの介入もあって初めて実現されうるであろう。

引用文献

足達英一郎・金井司 (2004) 『CSR経営とSRI—企業の社会的責任とその評価軸』金融財政事情研究会。
エンゲルス、フリートリヒ (1990) (一條和生・杉山忠平訳) 『イギリスにおける労働者階級の状態』岩波文庫。
角瀬保雄 (2005) 『企業とは何か』学習の友社。
熊谷謙一 (2005) 「企業のCSRから国際的なCSR

のルールづくりへ」『連合』4月号。
経済広報センター (2004) 「第7回生活者の“企業観”に関するアンケート結果報告書」。
経済産業省 (2004) 『『企業の社会的責任 (CSR) に関する懇談会』中間報告書』。
経済同友会 (2003) 『『市場の進化』と社会的責任 経営—企業の信頼構築と持続的な価値創造に向けて』第15回企業白書』。
厚生労働省 (2004) 『『労働におけるCSRのあり方に関する研究会』中間報告書』。
全国労働組合総連合 (2004) 『『企業の社会的責任 (CSR)』についての要請書』5月31日。
全国労働組合総連合 (2005) 「国民春闘共闘2005年春闘方針」1月13日。
全日本金属産業労働組合協議会 (2004) 「CSR (企業の社会的責任) 推進における労働組合の役割に関する提言」金属労協政策レポート、no. 18, 3月31日。
出見世信之 (2004) 「CSRとステイクホルダー」、谷本寛治編『CSE経営—企業の社会的責任とステイクホルダー』中央経済社。
日本経済団体連合会 (2004) 「企業行動憲章」。
日本労働組合総連合会 (2005) 「連合の2006年度重点政策」第45回中央委員会、6月1日。
日本労働組合総連合会総合労働局 (2005) 「第8次・雇用実態調査結果」。
水尾順一・田中宏司編 (2004) 『CSRマネジメント』生産性出版。
宮坂純一 (1999) 『ビジネス倫理学の展開』晃洋書房。
Arthur D. Little and Business in the Community (2003), 'The Business Case for Corporate Responsibility'.
Bowie, Norman (2005), 'New Directions in Corporate Social Responsibility', in Fritz Allhoff and Anand Vaidya eds., *Business Ethics*, vol.1, Sage.
Calder, Fanny and Malaika Culverwell (2004), 'Following up the World Summit on Sustainable Development Commitments on Corporate Social Responsibility', Interim Report, January 30, Royal Institute of International Affairs.
Davis, Keith (1990), 'Five Propositions for Social

- Responsibility' in W. Michael Hoffman and Jennifer Mills Moore eds., *Business Ethics: Readings and Cases in Corporate Morality*, McGraw Hill.
- Denett, Daniel C. (1998), *Brainchildren: Essays on Designing Minds*, MIT Press.
- Evan, William M. and R. Edward Freeman (1988), 'A Stakeholder Theory of the Modern Corporation: Kantian Capitalism' in Tom Beauchamp and Norman Bowie eds., *Ethical Theory and Business* (third edition), Prentice Hall.
- Freeman, R. Edward (1997), 'Stakeholders and Government Agencies', in Patricia Werhane and Edward R. Freeman eds., *The Blackwell Encyclopedia of Management, vol. XI, Business Ethics*, Blackwell.
- Freeman, R. Edward (2005), 'A Stakeholder Theory of the Modern Corporation', in Fritz Allhoff and Anand Vaidya eds., *Business Ethics*, vol.1, Sage.
- Freeman, R. Edward, and Daniel R. Gilbert Jr. (1988), *Corporate Strategy and the Search for Ethics*, Prentice Hall= エドワード・フリーマン、ダニエル・ギルバート (笠原清志訳) 『企業戦略と倫理の探求』文真堂、1998。
- Freeman, R. Edward, Andrew C. Wicks, Bidhan Parmar (2004), 'Stakeholder Theory and "The Corporate Objective Revisited"', *Organization Science*, vol.15, iss.3.
- Friedman, Milton (1970), 'A Friedman Doctrine: The Social Responsibility Of Business Is to Increase Its Profits', *New York Times Magazine*, 13 Sep.
- Gilpin, Robert (1987), *The Political Economy of International Relations*, Princeton University Press=ロバート・ギルピン (佐藤誠三郎・竹内透訳) 『世界システムの政治経済学』東洋経済新報社、1990。
- Goodpaster, Kenneth (1993), 'Business Ethics and Stakeholder Analysis', in Earl Winkler and Jerrold Coombs eds., *Applied Ethics: A Reader*, Blackwell.
- Halal, William E. (1996), *The New Management: Democracy and Enterprise are Transforming Organizations*, Berrett-Koehler.
- Hirschman, Albert, O. (1970) *Exit, Voice, and Loyalty: Responses to Decline in Firms, Organizations, and States*, Harvard University Press= A. O. ハーシュマン (矢野修一訳) 『離脱・発言・忠誠—企業・組織・国家における衰退への反応』ミネルヴァ書房、2005。
- Hirst, Paul (1997), 'From the Economic to the Political', in Gavin Kelly et al eds., *Stakeholder Capitalism*, Macmillan.
- Honore, A. M. (1961), 'Ownership', in A. G. Guest ed., *Oxford Essays in Jurisprudence*, Oxford University Press.
- Hopkins, Michael (2003), *The Planetary Bargain: Corporate Social Responsibility Matters*, Earthscan.
- Makower, Joel and Business for Social Responsibility (1994), *Beyond the Bottom Line*, Tilden Press=ジョエル・マコワー/Business for Social Responsibility (下村満子訳) 『社会貢献型経営ノすすめ』シュプリンガー・フェアラーク、1997。
- Singer, Peter (2004), *One World: the Ethics of Globalization*, (second edition) Yale University Press=ピーター・シンガー (山内友三郎・榎則章訳) 『グローバリゼーションの倫理学』昭和堂、2005。
- Smith, N. Craig (2005), 'Arguments For and Against Corporate Social Responsibility', in Fritz Allhoff and Anand Vaidya eds., *Business Ethics*, vol.1, Sage.
- Vogel, David (2005), *The Market for Virtue: the Potential and Limits of Corporate Social Responsibility*, Brookings Institution Press.
- [本稿は、2005年度日本学術振興会科学研究費基盤研究 (A) (1) 「ポスト福祉国家における非営利・協同セクターの役割に関する日米欧比較研究」(代表者：中川雄一郎明治大学教授)の研究成果報告の一部として執筆されたものである]
- (さとう まこと、立命館大学国際関係学部教授)

「社会的排除との闘い」の担い手としてのイタリア「社会的協同組合」

田中 夏子

1. はじめに—イタリア「社会的協同組合」を見る視点

イタリアで展開してきた「社会的協同組合」という事業組織の特徴とは何かという問いに対しては、何通りかの答えが考えられよう。一方では、合理化過程にある、公共性の高い社会サービスを肩代わりする民間事業組織という見方もできようし、他方では、「社会的排除との闘い」における重要な担い手との見方もできよう。前者は、公的部門が担ってきた種々の仕事を、民営化、市場化していく際の受け皿としての機能に着目したものであり、後者は、これまで公的部門が考慮の対象としてこなかった、さまざまな「生きにくさ」や「新しい貧困」問題に、当事者を主体としながら、市民自らが対応を編み出す、その運動的意義に着目したものであった。

前者に傾斜する協同組織もあれば、もっぱら後者に自らのアイデンティティを設定する協同組織もあり、さらに多くの場合は、その、矛盾する両側面をあわせもちながら運動と事業を展開してきたといえよう。

1970年代、イタリア各地で芽生え始めたセツルメント活動や、仕事起こしの運動を発端とするこれら、協同事業組織は、1991年の制度化を経て今日にいたるまで、40年近くの歴史を有してきた。とりわけ、90年代から2000年に入ってから、EUが掲げる「社会的排除との闘い」の重要な担い手として、社会的な注目を集める存在となっている。制度上、地域公共団体およびEUからの事業資金の安定的な確保が得られるようになり、サービス供給の担い手としてのみならず、地域の社会政策のあり方に対する発言力も強まっている。また、

個々の単位協同組合が地域ごとに極めて機動力の高い「事業連合組織」を編成することによって、人材教育、政策研究、自治体等発注者との交渉、入札制度改革、資金調達等の領域において、協同組合相互の連携が強化されてきた。

こうした流れを振り返ると、「社会的協同組合」の特徴として、着目すべき点は以下の三点であろう。第一に、公的対応の外側にあった「貧困」および「社会的排除」への、市民としての対応〔W. H. ホワイトのいう「社会的発明」〕を出発点としている点。したがって多くの社会的協同組合は、社会運動の色合いの濃い、ボランティアなアソシエーションを起点としている。第二は、そうした「社会的発明」を通じて、「当事者主体」の具体的な表れとして、早期から「労働」を明確に位置づけた点、さらに第三は、当事者および市民の手による実験的な試行を経て、公的部門〔基礎自治体、州、国〕に対し、制度要求を展開した結果、社会的認知とともに、十分とはいえないまでも、一定の財政的な裏づけを獲得していった点である。

問題は、制度化された社会的協同組合が、次の展開をどう構想していくかにある。とりわけ、グローバルゼーションのもと、仕事と暮らしへの圧迫が加速化する社会において、今後、どのような役割を担っていくことが求められているのか。たとえば労働行政の規制緩和の中で、「排除」の対象とされてきた層の、仕事の量的・質的保障をどう確保していくのか。あるいは、後に述べるように、さまざまなベクトルをあわせもつ「社会的排除」概念を、協同組合としてどう捉え、対応をはかっていくのか。社会的協同組合の内実と制度の創成期を担ってきた第一世代が、運動の第一線から退く中で、構成メンバーも大きく変化しつつあ

る。本稿では世代交代については触れ得ないものの、急速な外部環境の変化の中で、多くの協同組合が経験するであろう葛藤の側面に目をむけながら、あらためて、イタリアの社会的協同組合をめぐる研究の視点を確認していきたい。

2. 社会的協同組合のジレンマ

まずは、非営利事業活動が比較的活発な地域における、リーダー的存在の協同組合を概観したい。カトリック系のボランティアな運動組織が発端となった、社会的協同組合の典型ということで見ていただければと考えている。

事例 フラッサーティ社会的協同組合¹ B型

ロンバルディア州の中でも経済的条件のよいマントヴァ市の郊外で、園芸・花卉事業を展開するB型の社会的協同組合である。この一帯は園芸産地でもあり、事業上は一般の事業者との競争も激しい。敷地内にはトラクター、散水・灌漑設備、温室、自動ポット詰め機等、本格的な設備が並ぶ。同施設の前経営者から引き継いだ設備がほとんどという。園芸・資材店と花屋が独立した店舗となっており、訪ねた時期が復活祭の直前とあって客が多い。店での顧客対応は、移民女性が数名であたっている。

同団体では働く場を求める知的障害者、精神障害者、そして東欧やアフリカからの移民の声を受けて、緑化事業を開始。1990年に11名の組合員によって協同組合を設立した。最初は移民の子どもたちを放課後預かる学童保育事業からスタートし、1991年12月以降、緑化部門²での仕事を本格的に開始した。91年2人の就労から始まって94年に10人、2004年には45人と就労メンバーは拡大していた。こうして、移民という排除対象者の暮らし

の要求に応えたり、また「労働」を通じた社会参加の拡充が着々と行われていった。

(1) 「参加」の内実をどう作るか

ところでこうした「参加」には、なお課題がのこらないわけではない。表1からもわかるように、B型の要件として必要な、「社会的不利益を被る労働者の数が報酬をうける労働者の三割を下回らない」という条件は満たしているものの、「排除の対象者」はいずれも「非組合員」に分類されており、労働参加は保障されていても、組織経営・運営への参加は、少なくとも「組合員」という形では具体化されていない。障害や困難を抱える当事者が、意思決定に深く関与する仕組みの確立は、この協同組合のみならず、なかなか進展を見ない。

表1 フラッサーティ協同組合の構成メンバー

組合員	就労組合員	8名
	ボランティア組合員	6名〔理事〕
	支援組合員 ³	11名〔専門家〕
非組合員	通年型就労者	20名〔うち10名が知的、精神障害、移民 ⁴ 〕
	季節的就労者	15~20名

障害の当事者の中には、「社会的協同組合」のもつ、こうしたパターンリズムを批判する声もある。「排除との闘い」のもと、「生きにくさ」を抱える人々が、政策や働きかけの「対象」にはなっても、さらにその「創り手」となって、既存の社会が当然視するコードそのものの変更をせまるには、依然、課題が多い。「創り手」であること、あるいは政策的な認知の獲得にとどまらず、コードの変更を志向するための、組織的な工夫として、事業体としての協同組合と、運動体としてのアソシエーションとの緊張ある対話が必要とされるの

1 フラッサーティ (Frassati) は戦間期にトリノのセツルメントで活動したカトリック信者だが、同氏を敬愛する人々が中心となって起こしたアソシエーションが前身となってできた協同組合。本協同組合に対するヒアリング調査は、2005年3月23日、筆者がおこなったものである。

2 事業選択にあたっては、園芸産地であることからそのためのインフラがそろっていたこと、加えて緑化事業が、チーム作業を基礎としている点で、多様な労働編成にむいているからだという。作業現場が分散しているため、5人が一つのチームとなって動くわけだが、チーム作業は、高度で危険度の高い仕事から、落ち葉拾いなどの補助的仕事まで、様々な仕事を含んでおり、障害を持っている人の役割も重要となってくる。

3 「専門家」とは、マーケティングのアドバイスや緑化技術の指導等を行う、外部の支援者。

4 主としては東欧、アフリカ系移民 (アルバニア、マケドニア、コソボ、チュニジア、モロッコ、マダガスカル)。

も、こうした理由からであろう。

社会的協同組合を見ていく際、その事業的側面だけでは活動・考え方の広がり理解できなと感じることが多い。その背後、あるいは周辺にあって、事業組織としての協同組合にたえず相互作用をもたらすアソシエーションや地域コミュニティの存在が大きな意味にもつ。逆に、それらとの相互作用が希薄になっていく場合、協同組合は事業組織としてのアイデンティティを強め、既存の市場コードに自らを「適応」させる一方の存在となりかねない。

(2) 規制緩和の流れの利用をめぐる

上記の課題、すなわち、既存の社会に埋め込まれたコードそのものを見直す契機としての「社会的協同組合」を構想する際、近年の「規制緩和」の流れに対する考え方、対応の仕方がひとつの試金石ともなるのではないかと考えている。

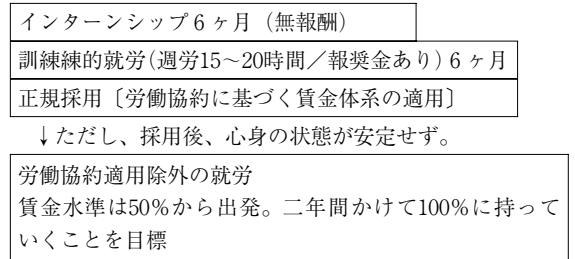
フラッサーティを例に取りながら、次にこの点を考えてみたい。同協同組合では、地元のA型社会的協同組合「アゴラ」(AGORA)と提携して、障害者を対象とした職業教育事業を共催している。この事業にそって展開される「職業教育→労働参加」プロセスの一例を見てみよう。図1は、ある精神疾患を持つ青年の就労参加の途をたどったものである。

まずインターンシップや訓練的就労の段階では、排除の対象となる人々は、A型協同組合の利用者として位置づけられている。長期にわたって、労働参入のためのプログラムが作成・調整されるが、そのプロセス管理は、医療センター、ソーシャルワーカー、精神保健センターのスタッフ、協同組合の教育担当者によって構成されたチームが行う。

一定の教育期間を経て、本格的に労働市場への参入を果たすわけだが、諸般の事情によって、必ずしもそこに直線的にたどりつくとは限らない。障害や体調によって、行きつ戻りつを保障すること、すなわち「安心して後もどりのできる仕組み」が、A型・B型の連携を重視してきた社会的協同組合ネットワークの強みである。

ところで、上記に見るように、賃金体系および雇用形態は細分化され、かなり流動的な扱いとなっている。「社会的協同組合」は、障害の有ると

図1 ある青年の、就労訓練から本格就労への流れ



フラッサーティ協同組合でのヒアリングにより、田中作成。

無しとにかかわらず、労働者として対等な権利と社会関係を保障しあうことを強調してきたが、もう一方で、実質的な雇用保障を促進する手立てとして、「労働協約の適用除外」の利用も否定しない。これは、地域ごとに、労働組合、行政〔公共職業安定所〕、そして事業者団体〔社会的協同組合事業連合〕の三者の合意に基づく協定文書と交わして、事業者側の「雇用」コストを軽減しようとするものである。

CGIL 幹部からのヒアリングによれば、非営利・事業組織における雇用形態は、40種類にもおよぶという。雇用形態の多様化は、飽くまで「安心して後もどりができる」という、働く側の可能性の拡大を目的とした手段であるはずだが、雇用者側のコスト軽減の目的として利用されるならば、協同労働における、全般的な不安定化にもつながりかねないとする。

ここにおいても、いわゆる「積極的労働市場」政策にのっとった「労働市場への挿入」は、市場そのもののコード変更を必ずしも前提としてはいないことが明らかであろう。労働協約適用除外によって、労働参入の量的成果はある程度達成できるものの、既存の働き方や労働市場のあり方に対して、オルタナティブを提起するといった側面は、背景にしりぞく。

就労を通じた社会参加を積極的に担ってきたイタリアの社会的協同組合には、「人を仕事に合わせるのではなく、仕事を人に合わせる」「人間発達に寄り添った仕事起こし」といった理念が底流に存在する。しかし、一方で、その社会的意義を、経済的な成果によって表現しようという取り組みも見られ、それは「効率的な再商品化」にむけた狭義の就労支援につながる恐れもある。

3. 岐路に立つ社会的協同組合

「排除との闘い」か「再商品化」か。ミラノで、薬物依存と闘う人々の共同体を運営する、社会的協同組合「A77コープ」の理事長、M.Villa氏は、積極的労働市場政策（ワークフェア）の概念も政策も実態も多様な中で、「社会的協同組合らしい労働市場への介入を構築する必要」を唱える。Villa氏は現在のワークフェアを三つの視点で整理する。第一は、主な目的が、既存の構造の中に失業者を投入（*inserimento*）すること、第二は、教育的なプロセスを踏みながら、認識においても実際の活動においても失業者を統合（*integrazione*）（システムや社会的文脈の部分的変化を伴う）していくこと、第三は、現実そのものの再構成（発明）を伴う、当事者の参加（*partecipazione*）を生み出していくこと。

むろん、社会的協同組合による就労支援は第三を想定したものであるという合意は、関係者の間では根強く存在するものの、制度的認知の広がりや、グローバリゼーションの下での再編プロセス

に組み入れられ、市場コードへの「適応」に傾斜する場合には、当事者を中心とした仕事起こしよりも、一方的な「包摂」、つまり上記に挙げた、第一の方向も強まってこよう。

最近の社会的協同組合への旅を通じて、多くの周辺の労働者、不安定雇用を生み出す仕組みや、職業紹介事業への参入によって、「企業によって選ばれる」という意味での選別に、協同組合が関わっていく流れが出ていることを感じた。社会的協同組合を中心に蓄積されてきた「労働を通じた社会参画」が、協同組合を越えて、どのように「社会化」されていくのか、重大な岐路にあることをあらためて確認する機会も増えた。

社会的協同組合をめぐる研究にとって、その制度的先進性もさることながら、グローバリゼーションに対する再規制機能の担い手として、今何が求められているのかといった論点に、よりいっそうの注視が必要とされているのではないか。

（たなかなつこ、都留文科大学教員）

第1回地域シンポジウム

「モンドラゴンから学ぶ 非営利・協同組織の運営問題」

● 福岡での開催によせて



坂根利幸さん

坂根 当研究所では公開研究会、シンポジウムを行って参りましたが、どうしても東京での開催が多くなります。全国に会員がいるのだから各地域でも行おうではないかということで、第1回地域シンポジウムを開催したいと思います。しかしなぜ福岡地域で行うのかという質問がありました。ひとつは総研の団体会員数がほかの地域の県連より多いからです。企画のそもそもの動機に会員拡大も望んでおりますので、お帰りまでにぜひ入会申込書をお書きいただくと幸いです(笑)。申し遅れましたが私は総研の副理事長のひとりを務めております。もうひとりが高柳先生で、お互いに牽制しあうという意味で就任しています。さっそく開始します。

総研では各地域に世話役をお願いしておりますが、九州・沖縄の世話役は沖縄の原国正裕先生と九州の山田眞一郎先生です。代表して山田先生に開会のご挨拶をお願いします。



山田眞一郎さん

山田 皆さんこんにちは。今日は足元が悪い中、総研のシンポジウムにご参加くださりましてありがとうございます。最初にもありましたように、東京以外では初めての開催と伺いました。総研に「九州支部」を作ろうという計画があって、福岡でシンポジウム開催に至りました。

今日のテーマでありますモンドラゴンには、優れた面がいろいろありますが、私は「雇用」とい

シンポジスト・司会・コメンテーター

山内正人(健和会専務理事)

角瀬保雄(理事長)

坂根利幸(副理事長)

高柳新(副理事長)

石塚秀雄(主任研究員)

う点に注目してお話したいと思います。

フランスで、学生や労働者が政府の新しい雇用政策(CPE)に猛反発し、数次にわたって大規模なデモを行いました。政府は新雇用政策を撤回せざるを得なくなりましたが、その後の報道で「あの政策はあったほうがよかったんだ」という学生の声も紹介されていました。私は、どちらがいいのか判断する材料を持ってはおりませんが、日本では学生がおとなしいのをいいことに、「雇用問題」は企業任せという状況です。少なくとも、フランスの政治家の方がまだましなのかなと思った次第です。

「雇用は最大の福祉なり」という言葉があります。この数年間の失業者の増加を見ますと、NPOでの「雇用の創出」という考えが頭に浮かんできます。そして、NPOと言えばモンドラゴンです。私が、モンドラゴンという言葉に出会ったのは、6年ほど前、富沢賢治先生の『非営利・協同入門』を読んだときです。鮮烈な感動を覚えました。この感動を誰かと共有したいと思い、大牟田革新懇でモンドラゴンを紹介しました。ところが「日本では無理でしょう」とあまり取り合ってもらえませんでした。軽くないショックを受けました。

大牟田で、私どもの法人(親仁会)の「友の会」を基盤にして、デイサービスを行うNPO法人が作られました。この事業体の活動の様子を報告した論文は、民医連の懸賞論文で金賞か銀賞を受賞



シンポジスト（左から山内、角瀬、石塚、高柳の各氏）

しました。しかし、この法人は現在、事業を続けるか否かという岐路に立たされています。詳しいことはお話しできませんがNPO法人を育て上げるのは本当に大変なことなのだと感じております。

モンドラゴンがなぜ成功したのか、この後、詳しいお話があると思います。昨年の取材報告集を読ませていただいて驚いたのは、1997年にバスク政府とともに産業開発投資会社を設立したという事実です。日本では、「起業」（事業を起す）と言えばベンチャー、そして失敗したらセイフティー・ネット、このネットも“疎にせず”という極めて怪しげなものです。これが政府の決まり文句です。事業体を雇用の場と考えるのではなく、勝ち組を作る場と考えているように思われてなりません。これでは雇用問題は解決しないと思います。日本でもモンドラゴンのようなものをつくっていく、「民医連」もその一つだと思いますが、もっと大規模なものを数多くつくっていくこと。それが若者に「未来」というバトンを渡すことになると思っています。今日のシンポジウムで大いに学び、日本の未来をつくる強大な力を養おうではありませんか。

坂根 モンドラゴンが生まれた原点は仕事起こしでした。雇用という言い方はしていませんでしたが、同じことだと思います。それでは、モンドラゴンの紹介ビデオをご覧ください。

（ビデオ上映・ナレーションを石塚が行う）

●モンドラゴン協同組合への関心

坂根 僕が初めていった1987年の時には、研修所というか先ほどの労働人民銀行の会議室でこういうビデオを見せられました。それは1980年代にBBCが作ったモンドラゴンの特番ビデオのようなものでした。それからしばらくして自分たちでプロモーションビデオを作りはじめて、恐らく毎年作っているのだろと思いますが、随分洗練されたものになってきているなと思います。それではシンポジストの方々ともう一人コメンテーターがいらっしやいますので、前にお並びください。

今申し上げた通り、80年代の中頃にスペイン・バスクのモンドラゴン協同組合の書物が少し日本で紹介されはじめ、日本生協連や当時の労働者協同組合連合会（労協）の方々に関心を持っていました。僕らは全然別の角度から関心を持って、実は行ってみるまではまったく良く分からなかったような所です。今ナレーションした石塚氏が1986年に、ただ単純に少しスペイン語が出来るという程度で初めて行ったのですけれども、恐らくそこから彼の人生は全く変わってしまったと、私も理解しています。昨年、2005年10月にモンドラゴンへ高柳先生は数年前に行かれましたが一私を含め角瀬、山内、石塚の3人の方々で行って来ました。取材そのものは長期間に渡ってしたわけではありませんが、戻ってきてからお手元の報告書冊子を作ってみました。私も数年ぶりに行ったものですから、なかなか変化についていけないなど、毎年見てないと分からなくなってくるなと思いま

した。

MCC (Mondragon Corporacion Cooperativa) という名称も90年代以降の話ですが、僕らが行った80年代は単純にモンドラゴン協同組合と呼んでいた時代ですが、今のナレーションにあった通り、世界の主として後進国を中心として様々な工場や事業体を組織しています。それぞれの国では必ずしも協同組合形態ではないので、モンドラゴンの協同組合価値的に運営をしている、あるいは運営するようにしているのだという話でした。前置きはともかく、取りあえずおひとりずつ簡単に自己紹介を感想的なことを含めて、まずは角瀬先生からお願いします。

角瀬 総研の理事長をしております角瀬です。九州の福岡地域には民医連の仕事で何回か来たことがあります。今回初めて研究所のいわば中心メンバー4人が顔を揃え、こういう会を持つことになりました。準備をして頂いた現地の皆さん方、大変ありがとうございます。自己紹介ということですが、私は数年前まで大学で教鞭を執ってまして、現在は総研の理事長として非営利・協同の運動と研究に従事していると、こういうことです。今日はシンポジストが一人10分間でまとめた話をするということなんですが、私はこれまで10分で話をまとめた経験というのはいないです。大学の講義は90分、講演等でも60分はあります。それ以下の短い時間で話をまとめることが果たして出来るのかどうか心配しているところです。それから、街頭なんかで話をするときには大体3分あるいは5分くらいですね。時間になると「先生そろそろ話をまとめてください」と後ろから言われます。ですから10分というのはいちよと中途半端な時間ですね、これはやってみないとどういう形になるか分かりません。モンドラゴンを訪れたのは昨年で2回目ですが、私が考えていた方向に事態が動いてきているなどということを実感しております。後の10分の中でお話したいと思います。

坂根 次に、石塚さん。

石塚 総研いのちとくらしの石塚でございます。本日は準備していただいた皆さん方にまず御礼申

し上げたいと思います。私は「モンドラゴンによって人生を変えられた男」ということで、私自身もそう思っておりますが、モンドラゴンには86年に最初に行きまして、数えていないので分かりませんが、多分30回近く行っているのではないかなと思っております。随分変わってまいりました。私自身は1970年代ぐらいから「アソシエーション」という問題をずっと考えておりました。マルクスの言葉に「アソチアチオン」というのがあって、これは一体何だろうかということを考えていたのですが、ヨーロッパに行ってみますと抽象的なものではなくて具体的な運動としてあるのだということが目から鱗と言いますか、それが分かったのがモンドラゴンだったと思います。最近では社会的企業とか社会的経済というようなことにも力を入れております。昨年、日本経済評論社から『社会的企業』という翻訳本ですが、3人で訳したものがあります。ご関心のある方にぜひ読んでいただきたいなと思います。それから白水社から『福祉国家』という、これもフランスの翻訳本ですが、訳したのがありますので、ご関心があればぜひ読んでいただきたいと思います。

坂根 続けて山内さん。

山内 なぜ、私がここにいるのか自分自身も良く分からないんですが、皆様方のお手元に今日お配りした黄色の冊子があると思います。私も昨年モンドラゴンの取材に参加させていただきました。80ページから92ページまでが私の文章でございます。ぜひ、時間のある方は読んで頂ければと思います。今日は「モンドラゴンから学ぶ非営利・協同組織の運営問題」ということですが、私の題を見ていただいたら、「スペイン・ポルトガル癒しの旅」となっていて、ちょっと少しずれているテーマになっているものですから、何で私がこの前にいるのかなというふうな気持ちはございますが、モンドラゴンを視察させていただいて初めて長期間海外旅行に参加させていただくということと、もう一つは日本という国をよその国から見て、いい勉強になったなと率直に思っています。やっぱりヨーロッパ、一つのEUという、いろいろな国が集まって共同体を作っていこうという中

で、そういう共存共栄という大きな社会の流れの中で、日本でいう民医連と同じような運動をスペインのバスク地方でモンドラゴン協同組合がそういう事業をやっているというのは私自身驚きましたし、非常に学ぶところが多かったのかなと思っています。そういう面ではぜひ、民医連運動の中に世界のそうした事業でやっていることを勉強して、民医連の中でも大いに役立つ分野があるのかなと思いました。今回初めて伺わせて頂きましたけど、そこに流れている哲学といいますか思想といいますか、それがやっぱり一番大切だなというふうに思いました。そういう面では今後、民医連運動を日本で進めていく中で、ぜひこのモンドラゴンのいろいろなところを学び、また現場でも生かしていきたいなと思っております。

坂根 続けて、コメンテーターということになっていますが、高柳先生お願いします。

高柳 どうもお久しぶりでございます、高柳です。九州に来ますと、有名なのは「酒を呑みながら絶叫している高柳」というのが売りになっていると思います。ここにいるたくさんの方に日頃から「またあのおじさんが来たのかよ、嫌なじじいなんだよ、怒鳴るんだよ」というような不快さを提供しているんじゃないかなと思っております。でも、怒鳴らないでいいような研究会が九州で開かれるっていうのは、皆さんが頑張ったおかげですけれども、本当にありがたいと心から思います。目を三角にしてですね、半べそかきながら怒鳴りあっている時代が少しは過ぎた。一番怒鳴った人が一番後ろの方にいるんですけども、「君はね態度がでかいんだよ！」と言った時に「俺は背がでかいだけだ！」と言っていましたけど、僕は怒鳴らないでいいような実績というのか、頑張りがこの地に定着したっていうことに少し感情的になっております。

モンドラゴンについては僕の大部分の関心は、おこがましいんですけども、日本の世の中なんとかしなきゃならないということに、ほとんど僕の学生時代は徹しました。同時に民医連の中では「民医連とは一体何なんだ？民医連運動って何だ？」ということ未整理のまま毎日のように自問自答

しているというようなことでした。大田病院の医局でみんなで合宿して、「なぜ僕らは民医連にいるのだろう、民医連って何だ？」とやっていたら、「そんなこと言うなよ！俺は民医連が好きでやっているんだ。また人に命令するのか！俺はここが好きなんだ」と言うような医局の先生たちが大部分でした。みんな良く分からないけれども、なんとなく民医連っていいところなんだとその時も共有していた。それが何だろうかと考えると、実は二つくらいあるのですけれども、そこに頑張っているみんなは、とても気分の良い人達が集まっている、やりがいがある、みんな仲良しなんだ。これを難しい言葉で言うと、みんなが頑張っただけでも病院のレベルを社会的に通用するようなレベルに上げようじゃないか、それを手分けしてやろうということでした。だけど手分けしていながら、実はみんなの財産を、能力を高めながら、一人一人の能力を高めながら共有財産を増やしていこう、そんな集団がきっと民医連の中に可能かもしれないというのが一つでした。ま、難しい言葉で言うと人間らしい労働というか、労働の人間化とか労働の協同化と言われているようなものかなと思いました。

僕は根っから、生産手段を共有すれば、おのずと後はかなり自動的にすばらしい、いろんな社会が生まれてくるということを信じていたんですけども、待てよ？と思うようなことがたくさんありました。本当は労働を共有するというか、そういうことを考えている時に角瀬先生とか富沢賢治先生の論文を読むことになりました。そして民医連は散々人から教わった議論では世界にまたないとても変わった、とてもすばらしい組織なんだという認識が出来ました。そこで待てよと、こんなすばらしいことはきっといろんなところでいろんな工夫がされて、いろんな形で存在しているに違いない。そんな思いでモンドラゴンを見つめ直したというか教えていただいだという感じでして、ぜひ、「民医連とは何か、民医連が普遍的に持つ価値とは何か」というようなものを、みんなで力を合わせて再確認していくきっかけにしたいなと思っております。

坂根 ありがとうございます。看板に「非営利

・（中黒）協同」と書いてあるのですが、これは我が研究所もそういう意味なんです、あの中黒があることで大きな意味を持っていて、非営利は一私の意見ですが一非営利という考え方はどちらかという理念です。協同というのは運営、あるいは民主的というか民主主義というか、そんなことかなと理解していますが、このモンドラゴンMCCのところからは、それらの事柄を全く真似するというではありませんが、いろいろヒントがあるなと思っております。山内さんが参加されたというか、この前に座ってらっしゃるのは、これは私の感想ですが一般の参加者で唯一自費で参加されなかったということで、やっぱり出てしゃべる必要があるんじゃないかということからありました。これは私の意見であります。で、6時までということなんで大方四つに区切って少し議論をしようかなと思っています。それぞれシンポジストの方々、私も含めてなんですが、10分程度お話をされて、このシンポジストの方々とお話の方々の質疑を含めてですね、大体30分くらいで前に進んで行こうかなと思います。最初は石塚さんから、バスク地方の文化・地理が少し分からないとモンドラゴンの意味は分からないので、その辺を含めてお願いいたします。

●MCCの歴史と特質—社会的 貢献企業としてのモンドラゴン

石塚 モンドラゴンはフランス語のモンブラン等の「モン」、山内報告の中に「燃えよドラゴン」とありましたが、まさに燃えよドラゴンの山でありまして、竜が住んでいるという伝説があったところなんです。バスク地方は時々テレビ、ニュースでご承知のように、ETAというスペインからの分離独立派運動があって、これまでに800人を暗殺しているんです。それで、つい最近停戦協定が結ばれました。モンドラゴンという町はバスク語ではアラサテといいます。住民の大体8割方はバスク語でしゃべっている町です。それで今風に言うとスペイン内戦が終わってファシズム独裁があって、その中でモンドラゴン運動が出てきたことがひとつのポイントだと思います。フランコ独裁でバスク語禁止というようなことがあって、その中

で自分たちの民族的アイデンティティをどうしようか、自分たちの地域開発をどうしようかということで、まあ、いじめられて、麦のように踏まれて出てきた、そういう運動であるといえます。そしてまたモンドラゴンは鍵作りで全国的に有名で、スペインの8,9割の鍵をモンドラゴンで作っていたと言われるくらい鉄鋼業が盛んだったのです。そういう工業的な基盤があった、それから地域協同の伝統があったということが言われています。

ここの創設者で神父であるアリスメンディアリエタが、やはり奇妙な立場にいた人なんです。神父ですから世俗の人ではないけれども、協同組合の理事会とかに出てきて、「変なおっさんが来たなあ」という感じに出てきていろいろやる。一時役に立ったことはあるんですが、もうおおむねはそうではなくて、特別な権限は何も無かった。銀行を作るときにはマドリッドの政府のところへ協同組合の理事会の議事録をちょっと偽造して持って行った。というのはみんなが「労働者階級が銀行なんか作るのはとんでもない」という意見が当時強かったのです。しかし銀行を作ったことはモンドラゴンの大きな発展の大きなポイントだと思います。つまり資金調達の問題は今でも大きな問題だと思います。

また民主的経営での労働者の参加の問題は非常に大きな問題になっています。これはグループが7万人くらいになってきて、いわゆる本来の労働者協同組合というのは労働者が主人公ですから自分がお金を出して、労働力を提供して、さらに経営参加するということなんです、賃金労働者の比率がかなり増えてきた。この点については、報告書の中で少し書きましたが、労働者の種類が三つくらいに分かれて、簡単に言うところ協同組合グループはほとんど賃金労働者はいないと言えます。多いのはエロスキ生協ですね。日本でも生協はフレキシブル労働が多いので、その取り扱いをどうしようかということですが、モンドラゴンでも当然議論していて、基本的な方向は賃金労働者に株式を持ってもらうということですね。これは今説明できませんけれども、いわゆるモンドラゴングループの中には子会社化し、特に生協は民間のスーパーを買ったりして、それを法的に

は一般の企業です。そういうところではなるべく労働者が主人公となるために自分達が所有者になっていくという方向を打ち出すという政策を立てています。

労働組合の問題はこれはよく言われるんですが、モンドラゴンには労働組合は無いじゃないか、けしからんという話なんですけども、そうではなくて、これも報告書に書いてありますけれども、法律的にワーカーズコープ、労働者協同組合には労働組合というものは作れないということになっています。その代わり社会委員会というものを作っております。それから、これは日本と違いますけれども、モンドラゴンで働いている人が労働組合に加入することは全然問題ないんですね。つまり労働組合の性格が日本的なイメージとは違うということがポイントの一つかというふうに思っています。

それから「協同組合企業から社会的経済企業へ」についてですが、「社会的経済」という言葉は耳慣れない言葉かも知れませんが、これはEUの中に「社会的経済」という概念があります。簡単に言うと民主的な、人々が中心の企業、そして社会的貢献を行う事業をするというふうに要約できるかと思えますけれども、モンドラゴンを見るときに協同組合というふうに狭く見ないで、広く非営利・協同セクターの企業、社会的貢献企業というふうに考えるべきではないかなというのが私の意見です。

次は「ローカルに考え、グローバルに行動する」です。これは普通は「グローバルに考えローカルに行動する」の方が日本的な言い方なんでしょうけれども、ま、逆にしています。つまり新自由主義とかグローバル化にどのように具体的に對抗するのか。多国籍企業に対して「けしからん」というだけで、ペナルティみたいに「良いことをやりなさいよ」とか規制をすることだけで十分なのか、という問いに対してモンドラゴンはやはり自分たちが実際のグローバル、つまり労働者のグローバル化ですね。マルクスは「労働者よ団結せよ」と言いましたけれども、世界的に多国籍企業だけが市場で団結するのではなくて、労働者もどのようにして団結をしていくのかという問題は昨年、世界社会フォーラムなんかで議論があります。こ

の世界社会フォーラムの中でも経済をどうするか、特にベネズエラとか中南米の新しい動きがありますが、政治的動きだけではない。つまり経済の代案として連帯経済、社会的経済あるいは実際の道具としては協同組合とかですね、そういうものの運動が長いこと続いてきたので政治的变化が起きているんですね。そういう人達グループのグローバル化に対する一つの回答、その先端を走ってきたのがモンドラゴンであるというのが私の解釈で、問題はいろいろあると思えますけれども、で、日本の民主運動、事業活動にとってどういう教訓がモンドラゴンモデルから見出されるかという、やはり組織運営、構造の役割分担の明確化、それから労働者の機能の新しい統合って言いますか、単に賃金労働で労働を提供するという機能だけではなくて、すこし誤解を与えるかも知れないけども、資本家としての機能を持つ、それから経営者としての機能を持つことです。民主的な企業、労働者主人公の企業が、株式会社で分離された機能をもう一回、一人の働く人の中で機能を統合するということをおぼることができるのではないかと。それから地域社会に貢献するということです。これはモンドラゴンもずっと最初からやっていることです。最後に、政治と経済というのはモンドラゴンにおいては、実質的に重要な分析要素で、両輪といえます。分離しているが、両方とも必要なものとして、この50年間やってきたというのが私の印象です。

坂根 すこし全面展開されているような感じがしますが(笑)、他の方々、何か意見等々ありますか？労働者が主人公というのはその通りなんでしょうけども、日本の例えば消費生協と先ほどビデオに映ったエロスキと基本的にどこが違うんでしょうか？

石塚 基本的にエロスキ生協は混合型といわれ、組合員が従業員として消費者と両方が半々ずつ行って運営しているという世界的にユニークな形態だと思います。

坂根 追加しますと、利用組合員が日本のように何万人かいる。で、エロスキという生協で働いている職員労働者が仮に一その数字を覚えていませ

んから一仮に2,000人だと、で、この利用組合員と働く協同組合員とで、まず出資の額が違う。先ほどの資本への参加という話がありましたが、労働者の協同組合員はこの単協に就職するのに、出資金はおよそ日本円で150万円前後、利用協同組合員の方は200円か300円です。で、圧倒的に数が利用組合員の方が多いわけですが、ここから選ばれる総代の数と労働組合員の総代の数がほぼ均等と。つまり議決権の重さが均等と、そういう意味ですね？

石塚 そうです。250人ずつで、議長は消費者サイドから選ぶという形になっています。ただ、これはエロスキグループは、エロスキ生協そのものと、もう少し広い提携したものと、さらに子会社化したようなものと三つくらいに分かれていますので、エロスキグループ全体34,000人の従業員に対して全部この原則が当てはまるという考え方をすると「けしからん」という話になってくるかもしれないです。

坂根 今の話は法人の組織形態が違うからという意味ですね？で、先ほど混合型という話がありましたが、それはスペインの協同組合法の話をして頂くと分かるかなと思います。

石塚 はい。混合型という考えが出てきたのは15年くらい前で、法律的には93年のバスク協同組合法で混合型が登場した。組合員はいろんな種類がいて良いというものです。普通は大体一つの種類ですよ、農民とか労働者とか消費者とか利用者とか。そういうのではなくていろんな人が組合資格を持ってやっていいよという法律ができました。要するに協同組合ということを考えてどういう事業をするかという時に、誰がいろいろ口出しするっていうか、決定権を持つべきかという、それは事業に関係する人いろんなグループが発言権を持って良いのではないかという発想からきています。企業などでいうとステークホルダー論と申しますか、そういう話に繋がってくるのですけれども。

坂根 スペインの協同組合法は分野別の協同組合

法じゃなくて、一括された協同組合法ですよ？で、混合型というのがいわゆる通常の日本と同じような消費生活協同組合とそれから最後に掲げられている協同労働協同組合みたいな事柄と、こんな意味でしょうか？

石塚 もともと混合型の一番出てきた理由っていうのは社会サービスですね。それでスペインは、イタリアの社会的労働組合の考えを取り入れました。これは障害者だとか失業者だとかですね、そういう人達の雇用や生活のための事業をやる協同組合を作るときに、障害者や失業者を組合員として内部化して運営していく。単なるお客さんじゃなくて。そういう発想もあって混合型っていうのがヨーロッパで広がって来ました。もう一つさっきの企業論としてのあり方で混合型というのも出てきました。協同労働協同組合っていう言い方は日本では労協などが法律を作ろうっていう話で動いておりますけれども、もともとその言葉はスペインの協同組合法の中にあつた労働者協同組合についての概念です。つまり日本では労働者と言えは賃金労働者なんですけれども、スペインの考えだと協同労働をする労働者というのがいるんだ、ということですね。賃金労働者がいて自営業者がいて、そして協同労働の労働者がいる。スペインの労働規定や社会保障法の中で明記された概念で、これは日本に無いので労協が法律を作ろうとしても、お役所はなかなか理解できない。

坂根 それから、先ほどの各協同組合の中に、「コンセホ・ソシアル」という、直訳すると社会委員会と訳せる委員会一僕は組合委員会と言っているんですがいかがでしょうか—がありますね？

石塚 私も最初そう訳したのですが、富沢賢治先生が「社会委員会」と訳された。実態はむしろ「組合員協議会」とかいう方が実態に合っているかと思えます。これはほとんど労働組合と同じです。つまり労働条件の問題、賃金の問題はここで諮問して案を作ります。参加型の労働組合です。一般の全国的、あるいは地方の一般の労働組合に協同組合の労働者が入ることは全然禁止はされていないです。それから、協同組合の総会で労働組合と

しての立場で意見を出すとか、こういうのも別に禁止されておりません。

坂根 先ほど僕、労働者の協同組合員がどこの単協の働く協同組合員であってもおよそ出資金が日本円で150万円ぐらいということを申し上げたんだけど、貨幣価値的に見るとね、バスクではこの150万円はどのくらいなんでしょうか？

石塚 年間の初任給の給料くらいっていう話をよく向こうでは言うんですね。初任給分くらいを出資金と言いますか、資本として出すということです。これは要するに自主財源という理念の問題が大きいと思います。これは最初はモンドラゴングループで非常に重要だったんですけども、今みたいに金融のほうで1兆円くらい、生産生協のほうで1兆円くらいの規模になってくると、出資金の重要度は以前ほどは高くないけれども、理論的には非常に大事な位置付けであると。

坂根 僕は最初に行った時になんでそんな高い出資金を求めるんだという話を聞いたら、一人前の労働者に育て上げるのに金がかかる、そのくらいかかるくらいのことを言っていました、それはどうでしょうか？

石塚 そうですね、一人前の技術をつけて、つまり主人公となって一人前ということなんでしょうけれども。ワーカーズコープの一番のネックは資金調達できないことだと言われています。イギリ

スのウェッジ夫妻などは、労働者が協同組合企業を作るには資金調達力がない、次に頭が無いと言っている。やはりモンドラゴンみたいにどーんとやらないと最初のスタートのところでは出来なかったんだと思います。

坂根 もし民医連の職員が150万円ずつ出したら大体700億円弱くらい（全45,000人）になるんです。で、恐らくその額は今の全日本民医連の全体の自己資本相当ですよ。だから今の民医連の自己資本は、地域住民らの出資と過去の剰余みたいなことからの総合なわけですから、そこに一人150万ぐらいずつもし入るとすると、その倍くらいの自己資本になるかなと思ったりはしてるんですけども、簡単ではないなど。

それから石塚さんへの最後の質問なんですが、90年代の終わりにMCCというグループ、あるいは言い方になる前に、石塚さんが最初に行かれた86年から87年にかけてモンドラゴンの協同組合原則10原則が作られて、先ほどのビデオのナレーションでもお分りの通り、それまで労働金庫、労働人民金庫が主流の中核的な協同組合だったのが、全体としての連合会議みたいなものをつくり、そのいわば附属の機能として監査だとか、統括だとかということの機能を設けていく過程があった訳だけど、それについてちょっと話をさせていただきますか？

石塚 モンドラゴンは地域開発、地域の福利、地域の労働者階級の子供たちのために技術学校を作



って、地域を発展させる、地域を基盤にしていたのが80年代の半ばまでです。それからスペインがいよいよECに加盟してくるということになって、環境が変わっていき、いわゆる国際化、EC市場に対してどうするかということの外圧があり、当面はEC市場にどう対応して行こうかということで、基本的にグローバル化への対応が86年あたりから議論がされ始めたのです。で、当然組織改変もして地域中心のものが部門別になったり、企業再編があったりした。労働人民金庫がトップとなるピラミッド型だったものが、三本柱になったと一応言われている。しかし労働人民金庫は金融的などころでは依然として従来の形態は残っている。敷地に新しく息子たちのために家を鉄筋で建てた。でも母屋は相変わらず残っている、そんなものです。つまり労働人民金庫の連合グループ、連合契約というのは残ってしまして、またMCCグループに対する労働人民金庫の金融支援というのは、これもすごい分量であるので、ピラミッドの頂点には立たないんだけど、かなり現在でも労働人民金庫の資金調達その他経営指導には重要な役割を果たしていると言えます。

坂根 まだ時間は足りないくらいなんだけど、この第一のテーマでどなたかこれだけは聞いておきたい、これが分からないとかありましたら手を挙げて、あとで質疑の時間は取るようにはしていきますが。

高柳 角瀬先生のお話の後でも良いんですけどね、

官僚主義みたいなものを防止する、難しい言葉では統制するポイントみたいな手立てはどんなところなんですかね。

石塚 官僚主義の議論がモンドラゴンであったのは1970年代前後ですね。局、決定構造の組織を明確化する、つまり統治部門と運営部門と実際の部門とそれぞれ機関の役割を明確にすることによってチェック機能を果たしていくということが一つです。それから社会委員会が機能して、例えば工場ラインだと12,3人が一グループでローテーションとかを決めてやっていくわけです。要するにチェック機能を組織的に保障するかという問題があると思います。それから数値的に見ると大体いわゆる事業上の幹部は70,000人いるうちの1パーセント前後ですね。もう一つは教育訓練によって、絶えず上昇していく、良くなっていくっていう道を保障するというところで、その官僚主義を抑えるということじゃないかなと私は理解しております。

坂根 最後に一点だけ申し上げておくと、80年代の終わりにモンドラゴン協同組合グループは連合会議というのをやる、いわば全日本民医連の本部みたいな機構、あるいは日本生協連の本部みたいな事柄ではありますが、当初その組織の意味が僕なんかははっきりよく分かっていなかったんですが、今回の取材でこれもまた一つの組織なんだということのお話が、それが先ほど言われたアソシアチオンというようなお話だったんですが、その点だけちょっと。



石塚 スペイン協同組合法は日本の協同組合法と違って連合主義というかアソシエーション主義というのがあって、一次、二次、三次と法人同士が集まって協同組合を作って、連合会も作っている。こういう合法的な形態があるので、グループ化が合法的にグループとして会計の処理が出来るということも一つのメリットかなと思います。事業は協同組合で、社会的な運動はアソシエーションや財団や基金と分けて、上手にやっている。

坂根 第一のテーマはこれで終わらせて頂きまして、第二のテーマ行きたいと思います。角瀬先生もし10分間で終わらなければ、十何分でも構いません。お願いいたします。

●グローバル化とMCCの管理運営

角瀬 一番バッターの石塚さんからモンドラゴンの社会的経済的文化的な背景が話されたと思います。よくモンドラゴンはバスク地方における特殊性に基づくものだという考え方がありますが、私はこれをもっと普遍的なものとして捉え直したいと思います。

マルクスは資本論において資本主義を分析し、そのなかから未来社会のあり方についての示唆を示しておりますが、当時の経済主体の代表的なものとして株式会社と協同組合工場というものをとりあげています。ちょうど19世紀の後半のことに なります。当時のイギリスでは株式会社が生まれ、広がり、そしてまた労働者株式会社とかあるいは労働者協同組合、こういったような経済組織がたくさん生まれてきました。その中においてマルクスが注目をしたのは、それらが資本主義の矛盾を止揚するものであるということ、つまり株式会社は所有と経営の分離によって、資本家が不要になる、経営者と労働者によって企業を運営することができる、こうして資本主義の矛盾を、消極的にですけれども、止揚する、なくしていくことが出来る。それに対して協同組合工場の場合には、労働者が自ら所有も行っているわけですから、所有・経営・労働の三者を統合しているということになります。そういう意味で積極的な止揚というふうに呼んでいるわけです。この両者を未来社会へ

の過渡的形態であるというふうに規定いたしました。ですから「マルクスの未来社会論には具体的なものはないんだ」と言われたりしますけれども、私はそのようには考えておりません。当時の資本主義の発展段階を基にして、彼なりに一定の構想をもったと言って良いかと思います。

しかしその後、19世紀の後半から20世紀にかけて株式会社と協同組合工場との間の競争が繰り広げられ、その中で協同組合工場は株式会社の前に敗退をしていきます。ちょうど今の資本主義諸国において流通分野で、生協というものが流通ビッグ企業に対して後退を余儀なくされるというのと似たような現象が見られたわけです。こういう中で労働者が主人公になった労働者協同組合というものは過去のものだと言われてきたわけですが、ところが1980年、モスクワで国際協同組合同盟の大会が開かれました。そこで「西暦2000年における協同組合」という報告がなされ、20世紀の協同組合の注目すべきモデルとしてモンドラゴン協同組合が挙げられました。世界中の協同組合関係者がそれに注目したわけですが、どこころにその特徴があるかということ、「資本に対する労働の優位性」、労働が主体で、資本が手段である、こういうことが高らかにうたいあげられています。ですからマルクスの時代の協同組合工場というものが、20世紀において新たに復権してきたというふうに言うことが出来るかと思います。現在の労働者参加企業の典型であると、所有と管理、労働が統合した企業体であると、こういうふうに見ることができようかと思います。

ところで、ここで一つの論点になるのが所有を巡る問題です。所有と管理運営における決定との両者の関係をどうとらえるかという問題があります。所有というのはもちろん重要でありますけれども、私としては決定というものをより重視したいと思っています。所有を重視する場合は旧ソ連の国有企業であるとか、あるいは中国の国有企業にみられるような国有企業が社会主義の基本であると、見られてきた時代があります。しかしソ連は崩壊し、中国は現在国有企業をどんどん株式会社企業にしているわけです。そうすると単純にそういう古い考え方に固執するわけにはいかないと いうことになります。決定というものが搾取関係

の鍵を握っているんだというふうには私は考えております。最近の中南米における革新的な動きが注目されておりますが、ベネズエラから日本に訪問団が訪れて来ました。その代表の一人フェリーペ・ネリ・フィゲロという人が次のように述べております。「ソ連が失敗した経験は労働者が決定に参加する過程を失ったことにあるという教訓がありました」。こういうことが紹介されているわけです。つまり生産手段が社会化されるというのはどういうことなのかというと、その中核に置かれなくてはならないのは法的な所有ということよりも、決定にあると、そういうふうに思います。この観点から立って民医連経営を比較して見ますと、民医連では「全職員参加経営」というふうなことを以前から強調しております。全職員参加経営、つまり参加をするということはその経営の決定に参加するということでありますから、ベネズエラで言われているような参加型の民主主義を追求することが民医連の「全職員参加経営」であり、その点で共通したものがみられと思います。

こうした観点からモンドラゴンの今日的な意義というものを考えていく場合に、20世紀の末から21世紀にかけて世界資本主義のグローバル化という新しい現象が広がり、この地球全体を覆うようになってきています。このグローバル化による大企業の支配の特徴には株式資本主義ということがあげられます。ライブドアなんかの行動が問題になっていますが、そうしたものの本家本元はアメリカにあるわけです。アメリカではそういう株式資本主義によって物作りに対する金ころがしで、金を儲けるということが盛んであります。日本の企業は物作りで世界を制覇してきたわけですが、それに対してアメリカの企業は日本の国内に物作りでは入ってこれません。なぜかというとGMが日本に入ってくればトヨタに負けてしまうわけです。アメリカの企業が一番強いのは何かというと、金融ですね。銀行、証券、そして保険です。いまテレビで医療保険等を盛んに宣伝している外資系の民間保険会社がありますが、アメリカが一番強い、お金を転がすことによって儲けを上げる、こういう資本主義の象徴であります。それに対してヨーロッパでも長い労働運動の伝統から「社会資本主義」という、あるいは社会連帯資本主義とい

う特徴を持っているわけです。その先頭に立ってきたのがモンドラゴン協同組合といえますが、市場統合によって世界の大企業、大資本がスペイン・バスクに進出をしてくる。となると、このまま手をこまねいていたら大資本によって席卷されてしまう。かつての19世紀末の協同組合工場がそうであったように、20世紀末において同じようなことが起こりかねない、ということで、モンドラゴンではこれを組織再編の機会として捉え、GCM（モンドラゴン協同組合グループ）からMCC（モンドラゴン協同組合企業体）への名称変更を行い、組織再編を行いました。その当時、日本にモンドラゴンから代表を呼んでシンポジウムを持ったことがありました。そのとき私は代表の1人に対して、どうして新しい名称にしたのか、MCC（モンドラゴン・コルポラシオン・コーペラティーヴァ Mondragon Corporacion Cooperativa）のコルポラシオンというのは英語のコルポレーションですね。つまり株式会社のことを表しております。なぜこういう言葉を使ったのか、それは何を意味しているのかと質問をしました。するとこれはホールディング、つまり持ち株会社のことを意味するんだというわけです。その当時、私はなぜ労働者協同組合が持ち株会社なのか理解できませんでした。しかしその後のモンドラゴンの行動を見えますと、流通・生産部門双方においてM&A、つまり競争企業の買収合併を盛んにやって、どんどん大きくなって、大資本がスペイン・バスクに入ってきて十分対抗することのできる力をつけるということをやっております。詳しくは機関誌いのちとくらの別冊No.2である取材報告書に出しておりますので、ごらん頂きたいと思います。そういうことで、コルポラシオンという言葉を使った意味が分かったという次第であります。まさにモンドラゴンの「戦略が組織・管理のあり方を規定した」と言っているかと思えます。今日では海外48カ国に工場を持ち、小売流通部門においてはスペイン内部でトップ企業になっているということです。

最後に駆け足になりましたけれども、モンドラゴンが直面している今後の課題についていくつか挙げてみますと、このグローバル化した市場での競争では、「競争の強制」によって営利の追求をせ

ざるを得ない、大企業に対抗するためにも営利の追求は避けられない。しかし、同時に非営利企業という理念を掲げているわけでありますから、これとの矛盾をどういうふうにして調整することができるかということです。第二点は労働者自主管理でやってきたわけでありますが、やはり「規模の利益」、大規模化というものを追求する場合、先ほど問題になりましたように経営担当者の権限が強くなります。経営者支配というものへの転換が生まれざるを得ない、この問題をどう解決するかということ。第三番目には子会社化により新しく生まれてくる雇用労働者、それから出資だけする出資組合員が増えざるを得ません。これを放置しておきますと協同というものの形骸化が生まれてくるのが心配されます。最後にこのグローバル経済化の中で「資本に対する労働の優位性」というもの、モンドラゴンが当初から掲げてきた理念がどういうふうにしてまられるのか、実現できるのか、こういう問題があるかと思えます。取りあえず大分時間がオーバーしたかと思えますので、私の問題提起をこれで終わりたいと思えます。

坂根 ありがとうございます。今のことで他の方、何かありますか？石塚さんといまの角瀬先生、過程の問題に少し課題がありうるかもしれない、それからグローバル化と組織規模の拡大、あるいは、もはやスペインの中だけではない、世界各国に出店を出していることの矛盾があります。ちょっとお話を。

石塚 その矛盾をどのように評価すべきかでは、角瀬先生と多少意見が違う点があるかもしれません。一つは、モンドラゴングループは全部でいま工業関係だけで130くらいあるわけです。それで34,000を割ってもらくと、一つの企業の労働者数というのが出てくると思えます。ファゴールグループだけで6,000人くらいいる。でもファゴールグループは10社程度ありますので、実は1社そのものは一日本の中小企業は1,000名以下だと思うんですが—そんなに大きくないわけですよ。ですから官僚主義という問題は、思っているほど大きな組織でやっているわけではないということが一つあります。報告書にも書きましたけれども、

工業協同組合の企業ではいわゆる組合員が多いわけで、賃金労働者が少ない。それから、外国、例えば中国とかメキシコで工場を作る。そこは協同組合化しないのか？と聞いてみました。MCCの返事ですが、協同組合化と言ったって、労働者が協同組合を作ろうという意識が高まらなければいけないのが一つ、それからその現地で企業形態として適切な法律があるのかどうかという問題が一つ、それからその地域の文化ですよ。中国で労働者協同組合を作ろうとしたら、世界で一番資本主義的な中国人だからそんなのはとんでもないって話になるでしょうし、そういう困難さがあるということです。ただ、いまの方針としては2,3年前に海外の子会社、つまり協同組合でない組織において労働者参加、これは所有の問題で先ほど言いましたように、労働者が株式を持つように政策でやっていこうと。多分4年後くらいまでに30パーセントくらいにそれを引き上げようという計画です。今は10パーセントくらいです。

資本と労働の関係はこれは原理的な問題なので、労働の方が資本に優位だっということとは簡単に言うとは労働者が資本家になることですよ。しかし、昔、地主階級というのがいました。地主階級は無駄な寄生的な階級である。これは日本でも農業改革で減んだわけです、山林地主を除いて。でも土地は残るわけです。土地は残っている。資本も同じで資本家階級というのは寄生的な存在にこれからなってくると資本家階級がいなくなっても資本の機能とか、それは労働者が自分たちでこなしていけばいいという関係、これはまあ労働者階級のグローバル化で、最初にも言いました「万国(バンコク)の労働者よ団結せよ」とマルクスは言ったのは、これはタイのバンコクの労働者は団結せよってことじゃないですね(笑)、世界の労働者の団結。資本においても、ちゃんと自分たちがコントロールするようにやるというのは、資本に対する労働の優位というのはモンドラゴン原則の非常にユニークな点です。モンドラゴン以外、協同組合の中でこういうスローガンを立てたところがなくて、それは基本はやっぱり労働者が主人公になるための条件ということを考えていったときに、資本、出資金を所有することを内部化していこうっていう努力をしてるのだと思えます。

意思決定の問題は協同組合は一人一票なんですよ。一人一票で株式会社は一株一票です。これだけを見ると、選挙権と同じで所有と関係ないわけですよ。ここでは所有と意思決定は分離しているけれども、しかし社会的所有ということであれば労働者そのものが企業を所有していくことが非常に重要であるという歴史的経緯ですね。資金調達という一番弱点とされてきたことを何とか穴埋めしてやってやろうというのがモンドラゴンの試行錯誤だと思っています。

坂根 角瀬先生、補強補足ありますか？

角瀬 この問題はですね、議論し始めると石塚さんとの二人の間の論争になってしまって、こちらに控えている討論者、コメンテーターが役割を発揮する余地がなくなってしまうんじゃないかと思っています。またちょっと1,2分で話をさらに展開するっていうのも厳しいので、どうでしょうか？

坂根 確かに所有という事柄と、過程もしくは民主主義的な管理、あるいは参加っていうことですが、ちょうど僕が87年にモンドラゴンに行った時に、今のような問題意識を同じように持ったわけですが、やっтерることがユーゴスラビアの当時の自主管理企業のモデルと似ているなど思ったので、次の年に、崩壊前のユーゴスラビアに自主管理企業の取材に行っただけです。しかし、このユーゴの自主管理企業は逆に、要するに所有がない。つまりはその社会有なところで直訳で言うと、個々の労働者が資本に参加をしているわけでも全くなくてむしろ過程がかなり前面に出ていて、そうすると経営は赤字になると、大体。で、赤字の経営だと企業庁が来てくれないと、こういう悩みのようでした。それからモンドラゴンの僕が感じている意味は今の所有と過程ともうひとつやっぱり賃金とは呼んでいませんが、報酬、ここが関連していると、いわば出資、所有という事柄も含めてですね、ここが他と少し違うように私は理解しておりますので、私の第三番目のテーマということになります。ここですこし休憩を取ります。

●MCCの経営と利益協同

坂根 今のスペインの初任給の年俸よりは多分高いだろうと私は少し思っています。恐らく初任給が120万円くらいじゃないかなと思っておりますが、そのくらいのレベルかなと思います。先ほどの所有と過程ということの関係とか、議論とか、これはあることは間違いありませんが、この出資金は最終的に協同組合を辞めた時に、退職か中途退職か別ですが、脱退する時に返還をされます。これには配当がつきます。昨年10月に行った時に、この、皆さん方の生協で言えば出資配当になりますから、剰余金処分計算書に出ているのかという質問を何度も繰り返したんですが、これは剰余金処分計算書には出ていない。「損益計算書の中の支払い利息の中に入っているんだ」と、こういうお話でした。そのことの意味ははっきりとはちょっとよく分かりませんが、ヨーロッパを中心にして協同組合の出資金が自己資本なのか負債なのかということも、国際的なところの議論ではどちらかという負債に近いというのがこの間の議論で、したがってコスト（費用）なんだということの話で、当然ながらモンドラゴンも監査法人の監査を受けておりますが、「何の問題もない」と、こういう話をしておりました。で、この出資配当150万の率が、この間は7.5パーセントと言っておりました。日本的に考えると極めて高いなと思いますが、先ほど石塚さんが言われた通り全体の規模が非常に大きくなっているものですから、この資本の額面の額は総額があまり大きくない。だから剰余に較べると極端なウェイトではない。額面に較べると、ある程度高いんですが、全体の剰余の獲得などからすると少ないみたいなふうに私は理解をしています。この7.5パーセントの配当もいわば個々の協同組合員の口座に貯められると、当然ながら最初に出した金額プラス、これは脱退時に返還される、ま、事実上退職金というような運営があります。で、大昔、創業当初では150万ではなかった。毎年のように新入職員はいくらか、ということの議論で決定をしてるようです。で、古い出資金100万円だった人が、今年は150万になるぞという時に、この50万の差額をどうしているのか実は聞いていないのですが、ひよっとし

たら150万になるようにみんな調節しているのかもしれない。これは先ほど申し上げた通り資本は労働に従属するというこの関係かも知らんと、確認はしておりません。

この規模との関係で申し上げましたが、あるいはMCCになる90年代終わりから今世紀にかけての議論でしたが、自己資本のいわば大部分がこの労働者組合員が出した出資金と、皆さん方の生協と同じように法定準備金、それと繰越金、こういう取り組みでした。で、これはさっき言ったとおり辞める時にしか払い戻しがないので、途中で「これだけ金が欲しい」というものについては対応することがそれまでなかった。なかったんですが、このMCCグループで発展をする自己資本、資金の留保みたいな事柄が重要だということを考えたモンドラゴンの連合議会等々が、自己資本のうち、いわば額面の労働者協同組合に流した出資金から分離された、いわば皆さん方でいう何でもいい積立金みたいな創設を始めました。これはまあ連帯基金と呼んだり、あるいは設備投資あるいは投資基金と呼んだり、そういうものがあります。これは各個人ごとに計算される金額じゃないので、私は個人的には協同組合の「顔の見えない資本」という言い方しています。額面の出資金や個人に付けられた配当の利付きは「顔の見える出資金」だと。モンドラゴン協同組合員の中には、この顔の見える本来出したものと累積された収支配当とこれらの顔の見える、いわば自己資本とそれからみんなの顔の見えない、みんなでする自己資本分の、このウェイトが年々大きくなっています。この制度を作る時に、どうしても払い戻しがしたい人に対しては、一定の要件で払い戻しをするという仕組みをモンドラゴン協同組合の企業は設定をしました。

ちょっと話が飛びますが、労働が資本に従属するというこの関係で、モンドラゴンはもともと5人のいわばアリスメンディアリエタの教え子達から始まったのですが、基本的には公平・平等というのがあって、長年、賃金について一賃金という言い方はせず報酬ですが一報酬については1対3の原則というのがあり、今も基本的には守られています。これは初任給1：トップ3です。この原則は基本的にずっと守られている。で、守ら

れてないつまり3よりも上の報酬を貰う人たちは、先ほどもちょっと紹介ありましたイケルラン等々、研究機関にいる技術者集団です。この方達は極めて高い能力や情報や技術などを身に付けて開発をしている人達で当然ながらマドリッドその他から高い能力の人たちを連れてくるっていうことがあって、このクラスの人たちは1対6～7、つまり6から7くらいのところの報酬を得ている。当然ながらこの研究所も協同組合ですから、その協同組合の剰余を分ける時の考え方みたいな事柄かなと。それからMCCの連合議会の一番上の理事の方々みたいなのところも1対3の原則よりも少し上の報酬が多分出ているんだろうと。ただ先ほど申し上げた通り、最初の1の部分、同じような地域の初任給よりは少し上げていると聞いていますが、百何十万かということですから、3倍にしたって、たかが知れています。普通の組合員がずっといたら1,000万も貰えるということではないと思っております。で、そんなことになります。

次にまた話が変わりますが、87年から89年に行った時に、協同組合間の連帯について、赤字が出る単協が当然ながらあります。こういうところは赤字をどうしているんだ？と聞きました。当然ながら単協そのものを解散したりあるいは合同させたりしていますが、赤字を長く続けていると、その協同組合員のいわば報酬の水準が下がってしまうので、これはかわいそうだと。で、その地域の最低賃金水準より下がらないように、みんなです合っていると、当時言うておりました。ただしこの出し方は非合法と。つまり恐らく僕のその時の話の想像では、みんなに配当をした、個人のお金となったものから他の単協へ赤字を補填するためのお金を又貸しているんだとみたいな理解をしておりましたが、今回10月に行った時に、この部分については合法的になっていることが分かりました。まず、赤字が出る。赤字の半分、これがみんなです積み立てた「顔の見えない自己資本」、連帯基金から埋める。だから単協の赤字の半分はみんなが負担する。残る半分のうちの半分、4分の1は自分の単協が過去に集めた剰余金の積み立てがあることを前提に、それを取り崩して埋める。最後の4分の1は労働者協同組合員が貯めている出資金、これには出資配当等々が付いていますが、

そこから減らすと。これで赤字は0になったと、こういう話をしておりました。つまりは赤字の単協については原則として翌年度以降赤字を繰り返さない、こういうことを言っておりました。それは合法的な意味で表の世界でやっているのだから昔とは違うという理解を私はしました。連帯基金なるもの、民医連でも連帯基金はまだわずか3億円の規模でしか出来ておりませんが、そういう事柄を極めて大々的にやる。つまりは全体の規模も大きくなり、また関連法人や子会社も抱えながらですね、私なんかが行った時には2万数千人だったのが3倍以上になっていますから、非常に厳しいところも出てくる事との関係で、そういうものを前世紀の終わり頃に議論をして創設をした。このもっとユニークな事柄は、今のMCC投資基金とかMCC連帯基金、それ自身が一つの組織になっている。これがアソシエーションと言っていたような気がしました。つまりそのみを使う機関があって、どういう場合に取り崩して使うのかということを決める、みんなの代表者が出ている機関があって、それ自身がいわゆる協同組合MCCグループの一つの組織なんだと言っておりました。したがってMCCの本部という連合議会の若干の組織と連帯基金という組織とあるいは投資基金みたいな組織と、こういうものがあるんだと、ということはそれらの組織を合法的にできることになったので、今みたいな、みんなで赤字を補填しあうみたいな事柄の取り組みが生まれたのかなと思います。

いま赤字が出た場合の事を言いましたが、今度は剰余金が出たと。まず年度の予算を作ります。で、モンドラゴン協同組合員の今の各人に配分する報酬、これは多くがポイント制に多分なっておるんだらうと思いますが、ポイントあたりの単価を予算上のいわば人件費を控除する前の状況で総ポイントで割ります。すると、1ポイントあたりの金額が出ます。それを各労働者が持っている持ち高のポイントに掛ければ年間の予算上の報酬額が決まり、で、これも正確に覚えてないんですが、それを13等分してたような気がします。これは達成しないと困るみたいなことがあるものだから。で、12等分の分を前払いする。したがって彼らの言葉を直訳すると、月々に払われるものは前払い

報酬だと、こういう言い方をするんです。で、決算が出るとこの前払いは清算されると。いわば賃金が、賃金とは言っておきませんが。剰余金が出ると当然ながら前払い報酬をこれを差し引いた後、剰余金が出ます。まず法定準備金、これは皆さん方と同じように日本でも法定準備金10パーセントあります。剰余金。それから5パーセントが皆さん方、生協でも教育事業充当金とか教育事業繰越金とか日本の協同組合も同じ5パーセントあります。で、残りのうちパーセンテージは忘れちゃいましたが、先ほどの全体の基金に積む分をまず確保しなければいけない。連帯基金に積んでみたり、あるいは投資基金に積んでみたりと、恐らくこれで半分以上、剰余金が無くなります。最後余ったもの、この余ったものについては、労働者の先ほどの一人ごとの自己資本出資金勘定に付ける。で、この付け方の基準は前払い報酬の金額に比例するのです。つまり出資配当の7.5パーセントの部分については概ね一律に計算しながら、損益計算書で計上すると。最後、前払い報酬の清算、いわば決算処理みたいな事柄なんだけれども、この部分については前払い報酬の額に比例をして、労働者各人の出資金口座に貯めると、こういう話でありました。したがって各労働者協同組合員は自分が辞める時に、ま、赤字で引かれた時もあるかもしれませんが、自分がかつて拠出したものと、それから毎月の7.5かどうかは別としても、一定の固定利率で計算される、ま、いわば出資金利息みたいなものと各年度の剰余から積み立てられたものと、これらを含めて脱退時に返還を受けるんだというふうに言っておりました。今回のためにずっと同行をして頂いた、元MCCの幹部のホセ・ラモンという方がいらっしゃいますが、先ほどビデオの中に出てきた組織内幹部研修所（イケルラン）の所長をやっていたらっしゃって、退任された方でしたが、どのくらい貰ったか？このいわば自分の出資の額とその後積み立てられた分ですね。私の記憶では日本円で700万か800万円くらいだったような記憶でした。それはいわば初任給が月に10万円くらいということから考えると、かなりの額だろうし金を使う部分も含めて考えると相当な額のように私は、日本的には少ないような理解ではありますが、かなった金額ではないかなという

ふうに思っています。先ほどちょっと申し上げた通り、所有という事柄といわば配分という事柄と、それから一人一票というこの議決権と、その上の仕組みとが、圧倒的に優れているかどうかは別にしても、非常に考えさせられる仕組みかなと思っております。ついでに先ほどポイント制というふうに申し上げましたが、モンドラゴンのポイント制の考え方もさっき言ったユーゴスラビアの自主管理企業の、これも前払い報酬と言っていました。同じような事柄でかなりの数の予算があります。基本的には職務、職能で個の資格なり資質なりあるいは知識なりみたいなことのポイントも含めて、半端な数の項目ではないので、それぞれの総点数を各労働者協同組合員ごとに出すと極端な総体的な矛盾があまり起きないと。それでも「俺のポイントはこれしかねえのか」ということで文句を言う人は先ほどのコンセホ・ソシアルという組合委員会というところに、いわば提訴をする。そこは取りあえず訴えは取り上げて妥当なクレームなのかどうかについては考えるんだと、ということなんだろうと思っています。その意味では日本の一般の職務、職能というところとかなり違っているし、その評点が項目数等々についてもみんなで議論していることなんだということを言っていました。したがってそれも含めて、日本の大企業等でやっている職務・職能給のような事柄とはちょっと違うんだという理解をしました。

それから私のテーマからずれるかもしれませんが、その企業内教育あるいは研修、これはかなり外にも研修については門戸を開いています。もともと80年代の終わりに行った頃に、先ほど言われた通り、教育の協同組合が私の記憶では40~50くらい単協がありました。そのうちのかなりの部分が義務教育を担っている教育の協同組合でした。学生と教師とPTAが協同組合員の協同組合ですが、これが義務教育の部分を中心にして協同組合群ではなくて、きちんとして社会的な位置づけになっていったがためにこの教育協同組合はMCCから抜け、職業訓練学校やその後総合大学になったモンドラゴン大学も含めてここには地域だけじゃなくてヨーロッパからかなりの数の子供達が来て学んでいます。これは技術だけでなくで経営論や組織論等々含めて学んでいます。これらがいわ

ばモンドラゴンMCCグループの中では支援事業グループの一つ、教育というような事柄が、でもこれが大きな支え、モンドラゴンの発展してきたことの原動力ではないかなと一方では思っています。先ほど金融という経営の課題のところでは労働人民金庫の役割が非常に大きいし、今も大きいんだろうというふうに思っておりますが、それらを支える、人を育てると、これは企業内再教育を含めてですね、そういう仕組みがあり、単協の中では面白くないとか、自分の評価がここではこれしか受けられないとか、他のモンドラゴン協同組合の単協に行きたいとかになると、共済の組織、ラグニアロという組織がありますが、ここがいわば職業安定所みたいな機能を持っておりますから、そういうところが人を異動させたりすることの機能を担っている、で、異動させるために再教育が必要であれば再教育の時間なり配置をするみたいなことだというふうに思っております。

もう一つ金融と教育と、先ほどもちょっとお話をした技術、技術開発です。家電製品で、この前行った時に報告書の中に書いてありますが、しばらく前にフランスの家電のメーカーを200億かけて買収したんだそうです。この200億かけて買収するかどうかについての決める会議の議決が4分の一が保留をしたと。4分の3が賛成をしたと、こういうふうに言っておりましたが、この買収をしたことによって、EU全体の中で家電のシェアが5位になったと言っておりました。したがってこれはまだまだ伸ばそうということの意味なんだろうと思っておりますが、これを伸ばすためにはですね、単に営業だけではなくて、やっぱり技術あるいは技術開発、革新が当然ながら必要です。そのことが昔から技術者を確保しながらそういう研究機関で研究させ、一定の公開をしながら公開というのは開発した技術のいわば外にも公開しているようにみえておりますが—このことがモンドラゴン協同組合グループの発展のもう一つの重要な要素ではないかなと、私は思っております。

だから金融、技術開発、教育みたいなこれらのものは、いわば民医連があまり持っていない部分なんです。あるいは一般の協同組合のところではなしえてない事柄で、そのことが全体として規模拡大しながら、一つの単協の規模をあまり拡大し

ないで全体として規模を大きくする、しかも従来はそれぞれの単協で剰余金処理をしていたものを全体の連帯基金を作りながら、その金を全体として有効に使う、そんなことを始めてしばらく経ってきたところがMCCの今の位置なのかなど。

もう一つ、お二人があまり言わなかったんですが、国際的な支援活動をこの間、非常に強化しているという話をしておりました。それは多分、後進国を中心だろうと思いますがNGOやNPOや、あるいは協同組合みたいなものをやりたいみたいなどころかもしれませんが、そういうところの人たちの教育、それからいわば創業するための、おそらく資金も含めて一定の支援をしていると。したがってモンドラゴンにあるオタロラ研修所にも海外からそういう人々を招いて研修教育をしているというようなことを言うておりましたし、それらの事業についてもバスク政府等々から一定の補助を勝ち取っているという事柄です。先ほど政治と経済みたいなことの話がちょっとありました、これらは彼らは分けて話をしますから、モンドラゴン協同組合企業グループ、MCCが政治的にあちこちの議会に人を送り込んでいるのかということの話をまともに聞くとほとんど答えません。ところが事実上はそういう部分がかかなりありますから、恐らくそういうことをしながら、地域の中でも政治的な意味でも位置を占める、それらの事柄が様々な補助金も含めて得ている活動になっているのではないかなどと思っています。

もう一つ、これは一番最初にびっくりした事柄ですが、1987年最初に行く前に「決算書が欲しい」と。しばらく前に決算書がですねやってきました。市場経済風に言えばAnnual Report(年次報告書)です。この年次報告書を開けると、12月決算ではあるんですが、1月末にアメリカの監査法人—これはエンロン事件で破綻したアーサー・アンダーセンです—アンダーセンの監査報告書が付いていました。つまりは一ヶ月で決算ができて、しかもその年次報告書がこうやって作られて、しかも当時はスペイン語版と英語版と両方ありました。ま、バスク語版もあったんだらうと思いますが、そういうことで、これはまあ、僕としてはスペインの訳の分からん片田舎の協同組合がこんなことなんて、と。ただ当時スペインには会計士という制度

がなかったものですから、輸出等々するためにアメリカの監査法人の監査を受けて、その後スペインでは会計士の法律ができて、「7年間のルール」という、つまり同じ協同組合を一人の会計士が7年以上やっちゃいかん。だから回してるんです監査の人たちが「今回は交代」とかいってやってるんです。僕も誘われたんですが、なにセスペイン語が出来ないので無理だなということでありました。取りあえず以上です。

で、また自分で司会を続けますが、今の事柄でなんかありますでしょうか？関連してでも良いんですけど。高柳先生何かありますか？

高柳 民医連には持っていないとか、やっていないという点で協力とか技術開発という指摘がありましたけど、角瀬先生の『企業とは何か』では民医連というのは出発点は医療だったけれども、やがて福祉の分野も取り込んで、それで同時に教育その他についても取り込んだ形になっているとおっしゃってくれて、「なるほどな」と。具体的に言うと九州にもありますが看護学校、歴史的には東京を中心として検査技師の学校をやっていた時期もあった。それからそういう学校制度ではないけれども民医連の中にはかなり多様な集団がいたとか、それから既存の学会と結びながら、特に若手の臨床重視の初期研修のプランをかなり蓄積してきたとか、全国一律でないのがまたすごいところとも思うんですけども、それぞれの発展段階に応じてやってきているというので、まあ開き直るわけではないけれども民医連も捨てたものではないというのを反論しておきたいと思います(笑)。

坂根 それはおっしゃる通りで「やってない」というのはちょっと不正確でございまして、常設の機関を持ってない、ですね。もう一つモンドラゴンの優れているところは、事業に必要な技術とかね、その他もとよりなんだけど、やっぱり一般的な管理職、その教育のシステム、これに非常に優れた仕組みを、つまり幹部教育そのものをいわゆる外向けの仕事の関係だけではなくて、そういうものを豊富に用意している。ただ経営幹部の講座にしても、それは外に門戸を開いて研修をして、あるいは研修の事業の事柄にしているというところ

が全く違うんだということかなと思います。

角瀬先生何かありますか？

角瀬 最初ですね、モンドラゴンの勉強を始めた時に、どうしても理解できないことがあったんですね。それは私の頭の中には資本主義の企業があり、それとの対比で理解できなかったことですが、お金の処理に関することです。財務の共同化ということですか。つまり百幾十かある協同組合はそれぞれ独立した法人組織を持っているわけです。そうするとそのお金は個別の協同組合の所有に属するといえます。ところが出資であるとか損益であるとか、そういう財務が共同化されるっていうのは、なかなか資本主義の企業のことが頭にあると理解しにくいわけです。なまじ財務の専門家であると、異文化に直面したようになるのです。こうしてかねてからの宿題になっておりまして、それが今回の坂根さんの追求によって、かなりの程度まで解明されて、「なるほどそういうことだったのか、そういうことなら理解できるな」とそういうふうにしております。

坂根 他に何か、先生の話で補強したいと思われませんか。

石塚 モンドラゴンでは賃金というのは外向けに世間に分かりやすいように言っているわけで、彼らは報酬とか前払い金という名称になっている。もう一つは要するに賃金というのは、いま角瀬先生言ったように資本主義的企業ではコスト、費用というふうに考えているわけですが、モンドラゴンはそういうふうには考えてないんですね。労働報酬あるいは出資の報酬であって、だから彼ら内部では賃金っていう言葉は概念としては使っていないけど、世間の人がかんないから使っているんだっていう話がありました。

モンドラゴンの基金は部門別グループでまずいわゆるグループ再編基金みたいなものがあります。モンドラゴン全体では協同組合体連帯基金、企業連帯基金、教育連帯基金、グループそのものが主導する基金、CLP（労働人民金庫）が主に管理してやる基金などがあります。顔の見えない基金が4つくらいあるんですね。あともう一つは失業

対策、雇用創出基金というのも作って、アソシエーションや非営利組織という法律形態の中でやっているんですね。だからかなり儲けたお金をそういうところにプールして、先ほど言ったように赤字が出た時には労働者自身も25パーセント分ぐらいみんなで負担しましょうみたいになってるわけですが、そういうシステムをうまく作っている。

坂根 先ほどちょっとお話をした黒字が出て、剰余金を給料前払い報酬の額に比例して配分をすると言いました。その所得税はどうなってるんだ？という質問をしたんですが、月々の毎払い報酬は多分所得税がかかっているんです。しかし配当分は出資金に付けちゃうので、現金で払わないから税金がない、こういう答えでした。それじゃ、脱退したときに税金を掛けるんだね？いや脱退した時は昔の話だから税金がかからないんだ、と。結局税金を払ってないんじゃないかと言ったら（笑）、それはスペイン中央政府が気づいてないから払っていないんだ、との話をしておりました。またもう一つお話をしておくと、協同組合の税制では日本よりも非営利分野に対する税制が一般の営利法人に対する税率も含めてかなり差がつけられている。非営利分野に有利なようにですね、したがって高い剰余を出していますが、税負担そのものはあまり日本の企業と同じような負担率ではないという理解をしています。僕らが行った80年代の頃はほとんど税金を払ってないんです。多分今も負担率そのものは少ないんだろうと。したがってもとと額としては少ない。出資配当では各単協で500人くらいしかいませんから、150万あっても大した金額じゃないわけですから、したがって7.5パーセントで配当をつけても配当金の絶対量は大きしたことじゃないし、それ以外に貯めている一グループか全体かは別としても一恐らくその資金は労働金庫の方に流して、労働金庫はその資金を運用しているだろうなというふうに思います。したがって教育にしても技術にしても、あるいは資金的金融にしてもですね、非常にこう、なんていうんでしょう、すべて完結しているようには思っていないんですが、かなり循環する、あるいは再生産される仕組みがですね、モンドラゴン協同組合

群のいわば経営的内容も含めた強さの一つではないかなと思っております。

取りあえず私の話は終わりに致しまして、最後は時間がありますのでフロアの方も含めて少し質問なり議論なりに参加をしていただければと思います。つぎに山内さんに「癒しの旅」(笑)の話をしていただきましょう。

●モンドラゴンから何を学ぶのか

山内 私は学問的なところでのコメントを出来る立場にはないので、その点をまずご理解していただきたいということと、今回初めてモンドラゴンに視察行って、そこで受けた感想と、その中で民医連の中でどう活用できるのか?というところの観点からですね、若干ご説明やお話をさせていただきたいというふうに思っています。

ちなみに坂根先生から先ほど最初に言われましたが、法人で2回ほど学習会と県連で1回ほど学習会をして、必要があれば出前講演もしますということでおっしゃっていますので、業務で行った分は還元できるように努力はしておりますので、ご了承いただければと思います。

民医連とよく似ていると思うのは、バスク地方という一つのスペインのピレネー山脈のちょっと越えたところなんですけど、その地方が非常に貧しい地方で、出稼ぎ労働者って言いますか、そういう若者が地方に出稼ぎに行くという所で、生産性を生む労働というもの、そのところで作らないと人がなくなっちゃうということで、多分その労働という問題と生産性を生むという、そこに大きなヒントが出てきて、発展してきたのかなと思います。民医連の場合は戦後、いのちの平等ということで非常に貧しい人たちをどう救うのかということから始まった運動だろうと思っています。そういう面で理念の所でやっぱり同じ共通するものがあるのかなと。それが非営利・協同ということで我々もモンドラゴンから学ぶことが非常に有意義ではないかなというふうに思っています。これまでいろいろシンポジストの方が言われましたが、私も所有と形態の問題で特に多分当時、資金調達をする上で労働者から出資金をですね、いま現在で言うと12,000ユーロとか150万円

ということを坂根先生いま言われましたけど、その出資金を出して頂くことによって、当時は資金調達を行って事業の展開ということをやってきたのかなと。で、ただ現在75,000人くらいの労働者がいますので、その出資金を出している方というのは約3分の1ということ言われています。これはもう多分一方ではバスク地方という一つの地方からEU統合ということで資本経済それとグローバルイゼーションという一つの多国籍企業化という中で、やっぱりいろいろな労働者を抱えていかないといけないというところに出資金という問題がだんだん比率としては落ちてきているのかなというふうに思っています。

それで、成功した秘訣は何なのかということが向こうの研修の担当の方から報告をされておりました。そこは、5点言われておりました。一つはリーダーシップ、どうまとめていくかということがですね、非常に重要だということと、もう一つは将来のビジョンをどう描くのかということが2点目。それと3点目が理念の明確化ということが言われておりました。で、4点目は技術の検証。5点目は雇用のための投資。これら言葉で言っていることがすべていろいろ施設や常備した中身として揃えているというところが、ちょっとびっくりしたところなんです。例えば理念の明確化ということで多国籍企業化して海外48カ所に事業を展開していますので、そういう方が集まってオタロラ研修所というところがあるんですけど、牧場の中にある中世の建物なんですけど、そこに一ヶ月間近く集まって研修をされるというんですね。だから理念の明確化というところで、相当長期ビジョンや意思統一の期間を非常に大切に、一ヶ月間くらいゆっくりかけて幹部の方が研修をしているということが非常にすごいなというふうに思いました。それともう一つは労働者を大切にする、人を大切にするということですね、先ほどから言っていたモンドラゴン大学を含む地域の学校を作って、多分赤字の企業とか廃業せざるを得ないというような分野も出てくるんだらうと思います。その時にはすべての人に次の職種、次の仕事を与えるための研修やプログラムが用意されている。同業の中でも適正的に向いてないという人については新たな適正の可能性を探って、その人に見合

う適正な仕事を見つけ出す。こういう経済活動を発展させていく上では基本は教育活動だということを言われておりました。だから教育活動を通じて経済活動の発展につなげていく。だから基本は教育なんだと、このことをきちっとやらないと経済、また事業の発展もできないということをしきりに言われていたのを、「なるほど、人を大切に人をして人をどう動かすのかということが、今日まで大きな発展の原動力になっているのかな」と思いました。

ただ一方では所有と形態、特に多国籍化して資本主義の中でやっぱり理念というものを明確にしつつも一方では営利を追求せざるを得ない、そこには先ほどフランスの電器会社を200億くらいでM&Aで買収せざるを得ない。それはまさに資本主義の中での企業の生き残りだろうと思うんです。そういう中で理念をどう大切に社会的に自分達の経済が社会にどう影響を与えていくのかということでの今日的な矛盾というのでしょうか、そういうものを角瀬先生が問題提起した中で言われているような壁にぶつかっているのではないかなというふうに思いました。

特に私は日本人ですからヨーロッパという国は大陸といいますかね、共存共栄というか、やっぱりそういう環境や人、教育、福祉というものをですね非常に大切にすることで、モンドラゴン近郊の500床近くある、ある精神病院の見学させていただいたんですけど、医療費が無料で、ただタバコとか自分でかかる費用は自己負担ということだそうですが、先日スウェーデンに行った方のお話を聞くと、スウェーデンでもやはり社会としてそういうものを保障しているということで、日本にいるとなかなかそういうものが掴めないし、感覚的によそから見ると、本当にそういう面では日本という国がお粗末だなと感じることが出来ます。民医連と同じような理念に基づいて事業展開しているモンドラゴンというのは、先ほども言っていた民医連の中では出来ていない金融の問題や研修の問題、教育の問題に優れた点がある。そういうものを全国的に民医連の中でも検討して、常設機関として置いて、人づくりまたは経営問題、そういうものをそろそろ展開する時期に来ているのかなというふうに思っています。またはそれを

どういう形ですのかには、長い年月の蓄積とそれだけのノウハウが必要なんだろうと思います。

それと労働者が自己資本といいますか出資金を出していますので、先ほど言った赤字の分を給料の1年間から12.5パーセント天引きで引かれるということですよ、だから赤字にさせないための努力やそれと全体で赤字部門を埋めていこうという連帯、そういうものも多く学ぶことが出来たと思います。ただ、一方ではそういう仕組みや制度があるということはやっぱり経営的な面で逆にその経営者が楽なことになるのかなというふうにも感じましたが、非常に今回行って見て、民医連の中にも大いに活用できる部分はどんどん取り入れて活用していく方がいいのかなと思いました。以上です。

坂根 関連して他の方々、何かありますでしょうか。高柳先生何かある？

高柳 貴重な感想を頂いたと思いますね。一番良く分かったのは山内さんの報告だったんですよ。他のは難しくてね(笑)、要するによく分からんという、「群盲、ドラゴンをなぞる」っていう感じでちょっと難しいなと思ったんだけど、とても分かりやすく良いなというふうに思いました。民医連のことについて僕が思っていることで言うと、簡単に言うと民医連というのは言われた通り現場に差別を受けている患者さんがいたとすると、その人たちと一緒に実践してきたというのがそもそものきっかけであった。同時にかなり猛烈に現状に対して、過度に批判的であったというか、あらゆることに対して文句つけると。アドボカシーなんて言うけどね、ほとんど脅しに近いっしょね。「何やってるんだ！医師会は下らん！」とありとあらゆるものに対してクレームを付けまくった。民医連の実践と批判の精神というのはある意味で世界に類がないのかなと。この批判的であるということについて、モンドラゴンの方が少し抽象性があるってやさしい。どういう問題を具体的な政策のレベルで打ち出しているのかというのを石塚さんあたりに聞きたいという印象がありますね。

もう一つかなり慎重にかつ議論しなきゃいけない問題として、民医連の連帯基金等々の問題につ

いて、民医連がここまで発展してきた段階で、当然のように法人間だとか県連間だとかの新しい段階の連帯がモンドラゴン等々から実践的に学ぶべきことだというふうに僕は思っています。ただ民医連が発展してきていろんな矛盾をクリア出来て来たポイントには、積極的な形になったモデルがあったんじゃないかと一民医連という一つ抽象的なモデルはありましたけれども一各地でいろんなイニシアチブで民医連が独自にそれぞれの地域で誕生して矛盾と戦いながら、それが一つの連合体として融通無碍にくっついているというか、具体的にはそれによって強烈な失敗も我々の財産として蓄積してきたというか、「よくまあやるもんだ」と思うくらいにたくさんの失敗を我々は手に入れてきた。そういうのをもし単一の執行部があったとしたら、民医連運動というのは致命傷を受けてあえなく撃沈ということであったのかも知れない。けれどもそのたびに、それぞれのところが独自の頑張りや、それ相応にふさわしいような協力が次々に積み重ねられてきた。それをそろそろ、民医連の積極性と限界のような格好でモンドラゴン等々から学んで、一つの組合間、法人間協同の新たな段階へ発展させる、バランスを取りながら…そんな思いを山内さんの話を聞きながら、ちょっと関連して思いました。

坂根 今のを含めて全体の疑問とか質問とか、なんでもいいですがありましたら、どなたか。

角瀬 先ほど私の発言に関して石塚さんから異論が出され、その議論というのはまだこれからという状態にあるかと思っています。ここで誤解を生まないために敢えて念を押したいと思いますが、所有と経営あるいは決定というものは、対立関係にあるとともに、全くの別のものでないというふうに私は考えております。実際に日本の民医連の病院、診療所等を見た場合、法律上の形態としてはいろんなものがあるわけです。それはみな所有というものを裏づけとして持っております。所有というものが重要だということは、私も人後に落ちないつもりであるわけですが、これまでの一つの歴史上の教訓として「所有関係さえ変われば世の中が変わるんだ」と、こういうふうに短絡的にと

られがちな苦い経験があったと思います。それに対して、私はかねてから「株式会社の協同組合化、協同組合の株式会社化」というテーゼを示して参りました。協同組合の株式会社化、これは世界的に沢山例があるわけですね。で、モンドラゴンがこれからそうならないかというどうかという一つの注目の的になっているわけですが、同時にもう一つの問題、株式会社を協同組合化することは大変重要な課題なんだと。株式会社はいつまでも株式会社であっていいとは考えておりません。株式会社の協同組合、あるいは協同組合の株式会社化と繋がる問題なんですが、石塚さんの発言の中の労働者協同組合というのは労働者がイコール資本家になること。つまり所有を自分の手に握るということになるわけですから、これを資本家＝労働者というふうにも、これまで文献の上では呼ばれて来たりしておりました。しかし私は、これは個別の企業あるいは経営の中で労働者が資本家になるということはどういうことを意味しているのか、それは最終的な目標、目的には成り得ないものではないのかと思っています。未来社会というものを考える場合に、生産手段の社会化ということがよく言われます。これはどういうことなのかということを確認に解明した人は私は知りません。よく例に挙がるのは、マルクスはあるところでは国有化ということをやっていますが、また、別のところでは労働者協同組合化ということをやっています。こういう事実があるわけです。しかしそれも最終の回答ではないわけです。ロシアが国有企業を全部、株式会社化したわけです。中国もいま、部分的でしかまだありませんが株式会社化しつつある。ベトナムもそうですね、国有企業を株式会社化した。株式会社にすればそれで終わりかという、そうではあり得ないですね。その株式会社における決定、これを誰が握るのかという問題があります。労働者、働く生産者が行うようになって初めて私の言わんとしているところに近づいてくるし、本当の生産手段の社会化ということはそれを抜きにしてはあり得ないというふうに考えております。

そういう中で、これは良く分からないのですけれども、医療の社会化という言葉が昔使われていたことがあります。これは何を意味するのかとい

うと、旧社会主義国の医療やイギリスのNHSのようなものが考えられますが、私は本来の意味はそういうものじゃないんじゃないかと思っております。保険証一枚あれば、誰もが、何時でも、何処でも、必要とする医療にかかれる、そうやって初めて文字どおり社会化ということの内容が実現します。それは民医連運動が追求している目的と共通するところがあるのだらうと思うんですが、そういうものとして考えています。これはこれから勉強したいと思っているテーマでもあり、今後の宿題にさせていただきたいと思えます。

こういうように石塚さんからの異論に対する一応の私のご回答ということにさせていただきますが、そんな大きな食い違いではないけれども、微妙なところで食い違っているという事実を(笑) 皆さんもご理解いただけたかと思えます。

石塚 私は角瀬先生のスローガンで株式会社の協同組合化、協同組合の株式会社化という、これは本当に名言だと思っています。ただ、存在と機能というのを分けて考えたほうが良いだらうっていうことなんですね。例えば家庭でお父さん、お母さんがいますよね。アメリカで家族とは何かと、人の組み合わせ調べたら50何種類も出てきた。男だけの夫婦とか女だけの夫婦とか養子ももらったとかですね。そういった時に機能というのは母親的な機能、父親的な昨日を誰が果たすのか。私が知っている女の人はキャリアウーマンで「私は嫁さんが欲しい」って言っていました。だから一人の労働者が所有・管理・経営をやる、その機能分化をどうやって構造あるいは制度的にやるか。それは別に資本家的な機能だから、いわゆる資本家になる必要はないわけです。それで株式会社が協同組合化していくという意味だって、これは純粹の協同組合、シンプルに協同組合1本で考えるんじゃないかって、いろんな形態があるわけですね。スペインでいうと例えば、労働株式会社っていうのがあります。これは労働者が51パーセント以上の資本、株を占有する。ただし意思決定は一人一票でやる。いろんな組み合わせがあるので、そこは機能重視で考えていけば、新しい株式会社の協同組合化、協同組合の株式会社は一つの統一点に達するんじゃないかなというのが私の考えです。

それから政治と経済ですね、モンドラゴンは例えば民医連と違ってあんまり政治活動しない。これは生まれてきた流れがあると思うんですね。つまり、スペイン内戦があって、独裁で労働組合も政治活動も全部禁止されたわけですね。それで内戦で50万人くらいが死んだんだけど、その後のいわゆる戦犯狩りをして、彼は1975年に死ぬんですけども、内戦後に20数万人が殺された。そういう状態にいて、政治活動をして例えば役所に請願行動に行きますとかなんて出来ないわけですよ。できないから当然ですね過激になる。直接行動ですよ。爆弾をやるとか革命税を取るとか。これはモンドラゴン運動と関係ないのですけれど、バスクの状況でそういうのがあった。モンドラゴンという町はほんとに分離独立派の巣窟みたいな町で、今でもそうですね。アムネスティ運動が盛んなところで、何にもやってないわけじゃないですね。ただ別々にいろいろやっている。最近のMC CグループでいうとNGOやNPOの支援をこれも半端な金額じゃなくて、年間何十数億でやっている。投資みたいなことだというんだけど、実際に聞いてみたら、お金を返してもらうのは全然あてにしてない。ダブルスタンダードではなくて自分達が企業とか経済活動をそれぞれの南米とかのところでどういう形式でもいいけど、NPOでも協同組合でもいいから、つまり内発的な発展を自分達でやれるようにするために支援する。つまり先進国も途上国も同じ論理で社会開発をやっているという考え方がそこにある。

坂根 何かご意見ご質問等々ないでしょうかね。はい、どうぞ。手を挙げた方。

質問 せっかくですから、2点ほど質問させていただきます。私もモンドラゴンの中容はよく分かりませんが、もし1970年代にできて発展してきているということであれば、例えば日本の市民生協群が成長してきたのとちょうど同じような時期ですし、民医連運動もここで大きく量的な拡大をしたというふうに私は歴史的に学んでおります。1844年にイギリスのロッヂデールで生活協同組合が生まれて、全世界に燎原の火の如く広がっていったというふうにこれも学びました。ところがモンドラゴ

ンについては非常に地域性がある、世界のどこにもこのモンドラゴンの形態というのが、あればまた教えてほしいんですけども、モンドラゴンという地名が非常に強調される印象です。一方で生活協同組合はこの150～160年の間に出資、利用、運用するという消費者の団体として、生協だけではなく、農協や漁協と世界的にはICAというグループを作って、取り組みをされています。先ほどの2000年のお話も、レイドロー報告—1980年でしたか—に提案された内容を私達も学習したことがあるんですけども、そうなりますと、どこに違いがあるんだろうか。おなじような形態が一つで地域の中で複合的、総合的に非常に豊かに展開をされている。もう一つは出資・利用・運営を消費者がやるという三位一体の原則が世界的に資本主義社会の中でも特に受け入れられてきているというようなことですよ。そういう点では違いとか似たようなこととかがありましたら、ぜひ教えて頂きたいというのが一点です。

それからもう一点、例えば福祉ですと、スウェーデンや北欧が一つの視察のポイントになるんですけども、何回行って来られてもですね、日本でそれが具体的にどう定着して発展をしているのかというのは良く見えないんですね。モンドラゴンも30年くらいになると思いますが、日本には生協も農協も漁協もあれば、民医連のような共同組織を持った医療機関も力を持っているわけですね。ですからこの日本の中で、どういうようなことを私達がこれからやっていかなければならないのかということについて、ぜひご意見を頂ければと思います。

石塚 ロッチデールが生協のもとだというのは一種の定説ですが、ワーカーズコープをやろうとして失敗して、いわゆる生協部分だけ残っていったということが一つあると思うんです。モンドラゴンタイプで比較できるのはイタリアの労働者協同組合運動です。規模としては15万人くらいは労働者組合員数があると思います。それぞれの規模が小さいのでモンドラゴンみたいに国際化したりして目立ってはいませんが、相当な力がやっぱり運動としてあると思います。最近研究する人が少ないので目立たない。もう一つ世界的にいま

見ると、イギリスとかアメリカで起きている民主的、従業員所有制の企業ですね。これが基本としては民主的にやっているということで、アメリカでもかなりあるんですね。議論としては社会的企業という言い方がアメリカにもありますし、これも研究している人が少ないので日本ではあまり言われませんが、実態としてはあります。中南米でいろんな政治の風が吹いているのは、やっぱり政治だけじゃなくって、長年のいわば非営利・協同セクター、向こうでは社会的経済、連帯経済、人民経済と言っていますけれども、いわば協同組合とか自主管理だとかの運動がかなり根っこにあって政治が動いている。モンドラゴンは確かに孤立というか目立ちすぎて、資本主義の大海に浮かぶ島に見えるかもしれないけれども、しかし協同組合という狭い枠で考えなければ、かなりいろんなものが運動としてあると思います。そしてまた企業の社会的責任が一般の営利企業でも言われてきていますので、ここにもやはり株式会社がいわゆる協同組合化していくという流れが基本的にあると思います。

それからいわゆる北欧モデルは日本には定着が難しいと思います。つまり普遍主義的な社会保障制度は日本の現状では無理で、むしろイタリアとかスペインとかが参考になるのではないかと。スペインは医療はやっぱり普遍主義的な点ではスウェーデンにちょっと似てるんですけども。つまり強い政府、公的セクターがすごく良いことをやるような、そういう風土には日本はちょっとないだろう。

それから、労働者協同組合が日本で何で定着してきていないのか。これは歴史があつて1900年くらいの日本で産業組合を作った時の理論的なスタートがドイツを真似したからということがあります。明治時代にヨーロッパ的な労働運動が展開できなかった。天皇制の問題とかいろいろあると思いますけれども。そういうことで先進国で唯一、いわゆる労働者協同組合運動が発展しなかったのが日本だと思っております。

角瀬 石塚さんが説明されましたが、世界各国におけるモンドラゴン型の消費者協同組合の普及の問題ですが、これについては同じ考えですね。特

に付け加えるものではありません。敢えて付け加えらるるならば、やはり工業生産の分野において株式会社と協同組合が競争する困難さです。いろいろな要因が挙げられると思います。資本の問題もかなり関係ありますし、それから経営の問題も挙げられるかと思ひます。そういう中で最近、注目されているのが、新しい企業が資本主義の大株式会社に対抗してグローバルな世界市場の中で闘って、それなりの地位を占めてきています。その例として挙げられるのが中国のレノボというIT企業ですこれがアメリカのIBMのPC部門を買収した。そしてこれからも世界市場でいろんな企業と闘って力を伸ばしていくんだということを、その社長は明言しておりますが、確かにそれだけの力を中国はつけてきていると思ひます。まだ、問題として残るのはレノボの場合は国有企業なんですね。中国が知識先端的な国有企業でも力を示しておりますが、これが国有企業のまま行くのか、国有企業として資本主義のアメリカの企業と競争して勝ちを収めるといふ目標を追求していくべきなのか、それとも株式会社化していくべきなのか、これはまだ回答が与えられてない問題だらうと思ひます。ちょうど1920年代の終わり、ロシアでも国有企業を株式会社にするという課題が提起されたことがあります、法律も準備されまして。しかしこの時は株式会社化すれば、これは資本主義を導入することになるということ、否定されました。市場経済も否定されました。そして、がんじがらめの国家管理の体制が続いていったと、ま、こういう経験があるわけです。これから21世紀の新しい時代において、こうした問題がどういふふうで解決されるのか、恐らく私が目の黒いうちに結末をみることは無理だらうと思ひますが、私なりに将来に対するロマンなりを持ち続けていきたいものだと思ひておるわけです。

坂根 ぼちぼち時間が迫ってきましたが、確かにモンドラゴン型の実践経験と日本の事例は意味とか歴史とかがみんな違ふと思ひます。細かいこといくつも挙げると差がやっぱりあるよな気がします。僕自身は皆さん方と同じかどうかは別ですが、やっぱりその働いている人の所有ということに対する参画の仕方、意味みたいなものが僕は重

要ではないかなとそこの部分については思ひています。それから株式会社と協同組合、あるいは協同組織みたいなことも、今のそれぞれの国の法律の制度の基づく会社なり協同組合ですから、そこをまた変化発展するんだらうと思ひます。したがって会社ということか協同組合なのかということ、はやっぱり中身を含めてといふふうで理解をしていて、あまりそこに私自身は差を感じているわけではないと。06年5月から施行される新しい会社法の中にも議決権の数、株式の数に関わらず一人一票原則の労働会社の仕組みが出来てきました。これは市場の中に配置するのに金を持ってなくてもかなりの技術なりノウハウなり、あるいは営業努力なりみたいなことを評価して重要な位置を占めるみたいなこと、人をベースにした新たな会社の形態みたいなものを配置をしようといふことの意味合いですが、そのこともニュアンスとしては協同組合的な株式会社、こういうふうで今のところ言われていて、そのことはどういふ実態を持つてくるのかということになっていまして、これは僕らの側のところでも少し検討、研究課題ではないかなと思ひたりもしています。僕自身はもし87年にモンドラゴンに行つてなかつたとする、やっぱり非営利・協同みたいな事柄をうんと考えなかつただらうと。もともと行つたときの動機は山梨勤医協が倒産した直後で、この管理運営をどういふ考えたらいいのか、そのモデルが民医連や生協といふところにはどうもはつきり私には当時分からなかつた。で、たまたま、これも多少は遊びのつもりで行つたんですが、そこには、ある意味じゃ日本にはないことも含めて、考えさせられる部分があつて、そのことをそっくりそのまま応用しているつもりはありませんが、いろいろ日本の管理運営、あるいは組織のあり方みたいな事柄に自分自身としては非常に活用をしていふと。そのことと自分の専門領域の部分でも、いろいろ勉強になっている部分はあるなといふふうで思ひております。したがって将来もモンドラゴン型の協同組合群が日本に成立するのとなつると、そうでもないとなつた私と思ひていますが、ただ、いま申し上げた通り、学ぶところがあると思ひます。最後に、お一人ずつ本日の締めめの言葉を。山内さんからお願ひします。

山内 いまさら付け加えるところはないですが、企業はやはり人間中心の運動であるということですね。だからそのためにどう発展していくかということの基本の部分、我々自身、ややもすると利益追求、経済発展という中に日頃立たされる中ではですね、やっぱり社会的な発展というところが一応大切なのかなというふうに思います。

角瀬 最後に質問された方の質問内容を見ますと、かなり勉強を積んでこられているなというふうなことを感じました。恐らく他にもまだそういう方が何人もおられるかと思えます。もうちょっと欲を言えば今日は第1回目ですが、次回やる時には、どんどん皆さん方から質問、ご意見が出てですね、この壇上とフロアの側と議論ができるようになればというふうに思います。

石塚 モンドラゴンの使命の重要なものの一つは地域社会で雇用を作る、それから不況の時に首を切らないことですね。そうすると首切らないなら安心して働かないじゃないかって言う人がいるけど、それを逆に言うと金持ちは税金を下げないと働く気がなくなるといって税金下げてるようなもので、そういうことはなくて、やっぱり人々の生活やいのちとくらし、地域をどうやって発展させていくかっていうことが一番根本にあるのがモンドラゴンであり、日本のいろんな事例・経験とも共通のことじゃないかなと思って今日は話をさせていただきました。ありがとうございました。

高柳 いろいろ思い付きみたいなことをいっぱい考えているのですが、取りあえず二つのことを感じています。ひとつは我々は民医連はどういうふうこれから前進していったら良いんだろうかということを繰り返し繰り返し自問自答しなきゃならない。その時モンドラゴンはとっても参考になる。それから角瀬先生を中心に未来社会についていろいろ今日教えていただきましたけれども、我々はきっとそんなに抽象的な未来を生きているのではないと、我々っていうのは僕が生きている間っていう意味じゃなくて、人間は、とても具体的なはずだいうふうに思っています。だからそういう意味で未来っていうのは、21世紀っていうの

はどんな具合にあいなるんだろうかというふうに言った時にですね、思いついて釣りに行くとか、そういう話じゃなくて、少々嫌でも仕事しなきゃなんない。だけどそれは根本的に労働の阻害された形態から開放されているというはずだ。それから単純に労働者対資本家っていうんじゃなくて、かなりいろんなレベルで人間の生活を自分のものにしようとする人達、簡単に言うと市民っていう層が出てきた。民医連運動も山内さんが指摘した通り最初は、てんから貧乏、医療から阻害された人達の医療の権利を復権させるという闘争として生まれた。それが消極的なレベルから広範な日本の市民層が自らのものに参加しながら、していくという闘争の段階に民医連が入った。それは迂闊にしておく和我々のやっていることは何だということがさっぱり訳分からなくなると。それからそもそも人間同士、連帯して生きているものだということすら、自分の組織の枠の中で競争させられてへとへとになって、少々みんなに迷惑でもこの際は背に腹はかえられないというようなことも起こってくる。モンドラゴンも民医連も新しい時代への可能性と非常に諸問題を抱えているなど。今日は時間がなかったので教えていただけなかったんですけども、モンドラゴン批判の専門家の議論のポイントを、次回あたりにいろいろ教えていただくといいなと思っております。僕は本能的に民医連がでかくなることに非常にある意味で恐怖を感じています。これは現地に行った時も質問したんですけども、スモールイズビューティフルっていう思想が案外好きで、モンドラゴンがでかくなっていく過程で、いろんな問題が内外から発生するなと思っているんですけども、今回は批判の対象にするほど傲慢であるべきではないと。我々たくさんものを学ぶべきだというふうに思っております。以上です。

坂根 ほちほち時間になりました。大方、予定通りだったんですが、司会が少しまじったかも知れませんが、これに終わりにします。最後に現地を代表して福岡県連の事務局長である塩塚さんに閉会の挨拶をお願いします。



塩塚事務局長

塩塚 約3時間、皆さんご苦勞様でございました。それからシンポジストの方々、大変ありがとうございました。総研の地域シンポがこの福岡が第1回目ということで、大変恐縮しております。いろいろ難しいお話もありましたが、福岡県連としても今日の議論を含めて民医連運動そのものを今後どのように将来を見据えて頑張っていくのかという

ことについて、これをひとつのきっかけにして大いにまた議論をしていきたいと思っています。大変ありがとうございました。

(2006年4月22日開催)

※事務局より

今回のシンポジウムでは、資料として3月に発行した『スペイン・ポルトガルの非営利・協同取材報告書』をお渡ししました。p.91に報告書の紹介をしているので、御覧下さい。

【事務局ニュース】2・会員募集と定期購読のご案内 (巻末の入会申込書をご利用下さい)

会員募集 「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」の会員を募集しています。会員には正会員（個人・団体）と賛助会員（個人・団体）があり、入会金・年会費は以下のようになっています。また、機関誌『いのちとくらし』を追加購入される場合、会員価格でお求めいただけます。（なお、会員への機関誌送付部数は、団体正会員1口5部、個人正会員1口1部、団体賛助会員1口2部、個人賛助会員1口1部となっています。）

研究所ニュースが無料配布されます。

○会費（年会費）

	区分	適用	入会金	年会費(-口)
正会員	団体会員	団体・法人	10,000円	100,000円
	個人会員	個人	1,000円	5,000円
賛助会員	団体会員	団体・法人	なし	50,000円
	個人会員	個人	なし	3,000円

○会員の種類

- ・正会員（団体、個人）：研究所の行う行事に参加でき、機関誌・研究所ニュースが無料配布され、総会での表決権があります。
- ・賛助会員（団体、個人）：研究所の行う行事に参加でき、機関誌・

定期購読 機関誌『いのちとくらし』定期購読の申し込みも受け付けています。季刊（年4冊）発行、年間購読の場合は研究所ニュースも送付いたします。また、会員の方には機関誌が送付されますが、会員価格で追加購入もできます。詳細は事務局までお問い合わせください。

- ・1冊のみの場合：機関誌代 ¥1,000円＋送料
- ・年間購読の場合：機関誌年4冊＋研究所ニュース＋送料 ¥5,000円

「非営利・協同」の“母国”で暮らして ～「いのちとくらし」を考える～

杉本 貴志

2004年秋から1年間、筆者はイングランド北部の古都ヨークを拠点にして在外研究に従事した。いうまでもなくイギリスは、筆者の研究対象でもある協同組合発祥の地である。非営利・協同セクターの中心的存在が協同組合であることを考えれば、「非営利・協同」の“母国”であるといってもいいだろう。在外研究中は、協同組合の歴史を中心に、さまざまな資料を発掘して新たな知見を得ることができたが、それ以外にも、日本とは些か異なる「いのちとくらし」の有り様を見ることができたのは貴重な経験だった。

異国で暮らすとき、通常もっとも心配となるのが医療の問題だろう。イギリスの医療が現在非常に大きな問題を抱えていることは日本にも伝えられているから、出国前、筆者もその点をかなり懸念していた。1年も滞在すれば1度くらいは病院のお世話になるかもしれないが、果たして大丈夫なのだろうかという生活者としての当然の心配と、せっかくの機会なのだから彼の地の医療事情をこの身で体験してみたいという研究者魂（というよりも野次馬根性というべきか…）との両方の気持ちを抱きつつ渡英したのだが、幸か不幸か、結局、医療機関に通院あるいは入院するような機会には恵まれなかった。

ただそれでも、生活協同組合や大手スーパーの店頭で大量に並ぶ自社プライベート・ブランドの市販薬（ちょうど滞在中にアスピリンの副作用が問題になったこともあり、圧倒的に多いのがパラセタモールで、次がイブプロフェン。その他基本的な日常薬はスーパーでもひと通り揃っている。

価格はほとんどが非常に安く、日本と比べれば数分の一以下であろう）を目にし、滞在記念に(?) これを買い揃えたり、実際にそれを服用したりすることはできた。驚いたのは、数日分で50円もしないような鎮痛剤やせいぜい数百円のアレルギー抑制剤（花粉症等に用いる）が実によく効くことで、日本の売薬では薬効を感じたことがあまりない筆者にも、英国のそれはなぜか効果抜群だった。このようにして、医療をめぐるイギリス人の生活の一端——たとえインフルエンザで40℃近い熱があっても「薬を飲んで寝ていなさい」と救急車ににべもなく搬送を断られるから、通常の病気はスーパーマーケットで薬を買って治すというのがイギリス人の闘病生活の基本である——を実感としてある程度は感じ取ることができたように思っている。また、滞在中に行われた総選挙でも、最大の争点の一つが医療問題であったから、イギリスの人々が医療に抱く不満と期待とをメディアを通じてかなり見聞することができたように思う。

ひとことで言えば、資本主義の母国であると同時に「ゆりかごから墓場まで」という福祉国家の母国でもあるイギリスは、医療に関しても、その他の問題に関しても、いま再び、市場経済の荒波にどう身を委ねるべきか悩みに悩んでいる。それが医療問題、福祉政策、交通事情等々の国民生活に直結した領域で、21世紀にどう舵取りをしていくのか、政治家も世論も明確なビジョンを描けないでいる事態に結びついているように感じられた。見方を変えれば、それはアメリカ主導のグローバルズムにどうつきあっていくかという問題である。

イギリスというと、アメリカといつもべったり一体化しているというのが国際社会におけるイメージだろう。事実、イラク戦争ではこの両国が突出して最前線で武力を行使して犠牲者を重ねているのだが、実はイギリスの一般市民はアメリカ合衆国に対して、きわめて批判的(あるいは侮蔑的)である。これは政治や経済といった政策面の判断においても、あるいはもっと日常的な意識においてもそうであるし、また保革を問わずそうである。保守的な市民も革新を支持する労働者も、理由は異なるにせよ、ブレア政権のアメリカ寄りの姿勢に歯がゆさを感じている点では一致している。天下の公共放送(BBC)のモノマネ番組に登場するブッシュ大統領は常に保育園児の制服のようなものを着させられ、徹底的にコケにされているが、そこには没落した大英帝国の国民が抱く歴史的な(あるいは時代遅れの)プライド意識とともに、米国発の文化の流入、言い換えればアメリカ流市場経済の圧倒的大攻勢——たとえば、地方の小都市も含めて、今やイギリスの街を席捲しているのは紅茶の店ではなくスターバックスのチェーン店である——に対する彼らの苛立ちをも感じ取ることができるだろう。(そうはいっても、ウォルマートに買収されたチェーンストア＝アスタで買い物する以外に選択肢はなく、伝統あるフィッシュ・アンド・チップスの店でも置いてある飲み物はコカコーラしかない、というのが今の英国の現実であり、イギリス人も、実はそれに相当程度満足している自分自身に気がついていないに違いないのだが…)

そんなふうにはアメリカを毛嫌にするイギリス人であるが、われわれ日本人からすると、ひとつだけ彼らがアメリカ人と一体化して共有しているものがあるように強く感じられる。それは、日本に関係した歴史認識、とくに原子爆弾の投下を含む、第2次世界大戦における諸々の出来事に対する価値判断である。

アメリカの世論が、広島や長崎への原爆投下に対して今でも肯定的であることは、日本でもよく知られている。何しろ当事者であるのだから、そうした世論が形成されることも、納得はできない

にしる、ある程度は理解できるかもしれない。日本にだって、南京やバターンでの出来事を何とか正当化しようとする輩が少なからずいるのである。しかし、イギリス人の多くが全く同じような考えを抱いているのは、少し意外なことだといってもいいのではないだろうか。皮肉屋でアメリカ嫌いの彼らであるから、野蛮で単純な「ヤンキー」の思慮が足りない蛮行を軽蔑しても良さそうなのだが、日頃から人種間の憎悪を煽り立てるような記事を書き立てる、悪名高い『サン』のようなタブロイド紙ばかりでなく、イギリスを代表する高級紙『タイムズ』にも、原子爆弾こそが多くの米兵の命を救ったのだという解説記事が幾度か掲載されるのである。(念のために書いておくと、こうした見方が軍事的にも間違っていることは、終戦直後に他ならぬ米軍の戦略爆撃調査団が報告書で示している通りである。原爆投下がなければ日本本土侵攻作戦が実行され、多数の米兵が犠牲になったに違いないという「神話」は、投下を命令したトルーマン大統領が自らの政治的判断の正当性を主張するために考え出し、大々的に宣伝・普及させたものではないかとも言われている。)

筆者が住んでいたヨークでも、戦勝60年の記念すべき夏、地元の夕刊紙『イブニング・プレス』にそのような考え方に基づいた元英兵を含む複数の読者からの投書が掲載された。いわく、「先に真珠湾で仕掛けたのは日本だ」「ヒロヒトは東京初空襲のドーリットル隊の乗組員を日本刀で斬殺して海に捨てるよう命令した」「だから原爆は当然の報いなのだ」…。外国に暮らしていると誰もが愛国者になり右翼的になるものだと言われる。したがって、そう単純にはならないように、むしろ外から日本を客観的に見る視点を身につけようと気をつけていたつもりだが、この時ばかりは、史実も論理も無視した無茶苦茶な言い分にさすがに腹が立ったので、「民間人の大量殺戮など、いかなる状況下でも正当化されるものではない」という趣旨の手紙を書き、新聞社に送らざるを得なかった。それでも、地元の小さな新聞だからこんな少数派の意見は無視されるかもしれないと半ば覚悟していたのだが、数日後、この投書が採用されて掲載されたばかりでなく、日本の蛮行を非難

するあまりに原爆を正当化しようという考え方を痛烈に批判し、イギリスにだって恥ずべき植民地支配の歴史があるのではないかと指摘するイギリス人からの投書が同時に掲載されたのには些か驚くと同時に感心した。やはり民主主義の母国はそれなりに健在なのである。

新聞に投書が載ったことで、地元で長く平和運動に携わっているという高齢の女性から手紙を受け取ったし、思いがけず自宅の近所の住民からも、“投書を読んだが自分も賛成だ”と言われたりした。必ずしも多数派ではないのかもしれないが、小さなヨークの町にも、確実にそういう人々は存在しているのである。筆者の受け入れ先でもあつ

たヨーク・セント・ジョン大学は、「For Peace and Better Life」をスローガンとする日本の大学生協連から、広島で被爆したアオギリの木の苗木を寄贈され、これを友好と平和のモニュメントとしている。国が変われば「いのちとくらし」のあり方も変わるし、その大前提であるところの「平和」についての思いも一様ではないだろう。しかしだからこそ交流に意味があるともいえるのである。そうした多様さを学ぶことができた在外研究であったが、今後さまざまな形で、自分の「非営利・協同」の研究のなかに、その成果を生かしていきたいと考えている。

(すぎもとたかし 研究所理事、関西大学助教授)

【事務局ニュース】3・会員の海外医療体験談、情報掲載について

会員の皆様から海外医療体験談、活動近況報告を募集します。皆様の応募をお待ちしています。

- ・ 字数：400字～800字程度
- ・ 原稿料：掲載された方には薄謝を進呈
- ・ 内容：
 1. 会員活動状況、情報募集
活動状況や情報募集など、読者へお知らせする内容をお書きください。
 2. 海外医療体験談
海外で生活し、実際に現地の医療を受診した

方の体験談を募集します。

- ・ 投稿先：
事務局へ郵送あるいはFAX、電子メールでお寄せください。
なお投稿いただく際には「活動報告」「情報募集」「海外医療体験」などのテーマを明記し、「情報募集」の場合は連絡先を必ず入れてください。

看護と福祉

野村 拓

社会福祉の原点は？

看護教育で使われている社会福祉の教科書は看護学生たちにとってピンと来ない場合が多い。看護という practice にどうかかってくるのかがはつきりしないだけでなく、「社会福祉」なるものの系統性につかみにくいからである。

『新社会福祉史』

☆Phyllis J. Day: *A New History of Social Welfare*. 5版(2006) Allyn & Bacon.

が出された。これを読めば、社会福祉を系統的にとらえることができるかと思っただが、いささか期待はずれであった。改正救貧法(1834年)あたりまでイギリスを辿り、その後はアメリカという構成である。つまり、ヨーロッパにおける「社会政策ラウンド」(帝国主義段階)とビスマルクによる公的医療保険など重要な事項が省略されており、「アメリカ社会福祉史」という書名ならば、これでいいだろうという本である。世界史的に社会福祉をとらえるのであれば「歴史書」を名乗った本よりも、

『福祉国家の歴史事典』

☆Bent Greve: *Historical Dictionary of the Welfare State*. (2006) Scarecrow Press.

のような「事典」の方が役に立つというのが社会福祉史の現在のレベルではないだろうか。

世界史的な社会福祉史ではなく、特定の国の社会福祉史であっても、社会科学の骨格のしっかりしたものでなければ困る。

例えばエリザベス救貧法(1601年)を取り上げる場合にも

『女王様の奴隷貿易商人』

☆Nick Hazlewood: *The Queen's Slave Trader*.

(2005) Harper Perennial.

というような視点、つまり救貧支出の財源に目を向けることも必要だろう。

Sick Poor に対して

また、救貧法の対象となる人たちの多くは Sick Poor であり、したがって、その後の改正で救貧医 (poor law doctor) がおかれるようになる。イギリスで出される本には、「医療と社会ケア」「看護と社会政策」というように看護的なものと福祉的なものを「横並び」でとらえた書名が多いのは、このような歴史的経過を反映しているものと思われる。

しかし、アメリカの社会福祉史は Sick Poor のうち、Sick の方はよくわからないから対象からはずし、Poor の方だけとりあげるきらいがある。そして Sick Poor は看護史の対象としてとりあげられている。

『アメリカにおける看護と在宅ケアの歴史』

☆Karen Buhler-Wilkerson: *No Place Like Home — A History of Nursing and Home Care in the United States*. (2001) The Johns Hopkins Univ. Press.

は Sick Poor を対象とした訪問看護やセトルメント活動の歴史である。

『看護思想の歴史』

☆Linda C. Andist 他: *A History of Nursing Ideas*. (2006) Jones & Bartlett.

も、移民貧困者の健康問題ととりくんだヘンリー・ストリート・セトルメント(ニューヨーク)の看護婦たち、リリアン・ワルド、ラビニア・ドックなどの活動を重視している。また

『ホームケア——看護の実際』

☆Robyn Rice: Home Care—Nursing Practice. (2006) Mosby.

にも、ヘンリーストリート・セツルメントの看護婦たちが馬に乗って訪問看護に行く写真が紹介されている。

ナイチンゲールをはじめ上流階級出身の看護婦たちは Sick Poor を対象に活動するが、19世紀の看護婦たちは、どちらかといえば貧困階層の出身者が多かった。

『アイルランドの看護婦養成史』

☆Gerard M. Fealy: A History of Apprenticeship Nurse Training in Ireland. (2006) Routledge.

には、ダブリンのミース病院の看護婦たちの写真(1872年)が載っているが、いずれもみすぼらしい中高年婦人といった感じである。Poor な看護婦が Sick の最前線で働けば、Sick と Poor の一体性が体験されることだろう。

Sick Poor の多い社会を「社会が病んでいる」ととらえた古典が

『病む社会』

☆A. J. I. Kraus: Sick Society (1929) Univ. of Chicago Press.

である。「病む社会」は歴史的には産業革命の所産とされているが、イギリス産業革命を豊富なイラスト、写真、文書資料で記述した本が出された。

『産業革命——ドキュメント史』

☆Laura L. Frader: The Industrial Revolution—A History in Documents. (2006) Oxford Univ. Press.

で、講義担当者にとっての必読(あるいは必見)文献といえる。

福祉と看護の分離

Sick Poor の多い「病む社会」の出現あたりが社会福祉的アクションの起点と考えられるが、社会福祉従事者には看護婦ほどの明確な職能性はなかった。また看護の対象としての「病み、傷つく」ことは社会生活においてよりも、例えば戦争のような「非日常」の場で露骨な形で現われる。だから、病む人、傷ついた人を対象とする看護は、クリミア戦争、南北戦争などを通じて形成され(ナイチンゲールの時代)、やがて「日常」の中に潜

む Sick Poor にも向けられようになる。

しかし、先行的に Sick Poor をとらえた看護も、医療技術革新のあおりを受けて、病院中心の Sick 対策看護に変わり、Poor の方は、病院においては相談窓口程度の存在になってしまう。つまり、福祉的なものと看護・医療的なものとの分離が始まる。

イギリスのように救貧法という屋台骨のある国では

『関連する経験——医療と社会ケアから』

☆Caroline Malone 他編: Relating Experience—Stories from Health and Social Care. (2005) The Open Univ. Press.

『高齢者のための医療と社会ケアの統合』

☆Jenny Billings 他編: Integrating Health and Social Care Services for Older Persons. (2005) Ashgate.

という書名に見られるように、看護・医療と社会ケアとの横並び、対等性がまだ維持されている。

しかし、アメリカのように、市場型医療に看護が引きずられていくと、公的サポートの弱い福祉分野は Charity に矮小化され、ケアラーなど福祉職種が看護の下働き職種に組みこまれる傾向が生まれている。多分に社会福祉施設的性格を持っていたナーシングホームがメディケア(1965)、メディケイド(1966)によって医療機関に組み込まれ、退院促進用の受け皿に使われると同時に、福祉系職員が看護婦の管理下におかれるようになったわけだが、このプロセスを研究するための参考書として

『貧困者の医療——メディケイドと1965年以降のチャリティ・ケア』

☆Jonathan Engel: Poor People's Medicine—Medicaid and American Charity Care Since 1965. (2006) Duke Univ. Press

が出されている。

管理的看護婦と助手

このプロセスは看護職種にも少なからぬ影響を与えた。つまり正看護婦(RN)層は一方で医師の領域に踏み込む専門性を備えた Nurse Practitioner(NP)と、管理的マネージャーとに分解す

る傾向が生まれたわけだが、NP自身も管理職的色彩を持つものであることを示したのが

『NPのための管理ガイドライン』（第6回で紹介）

☆Kathleen M. Pellitier Brown: Management Guidelines for Nurse Practitioner Working with Women. 2版. (2004) F. A. Davis.

『NPの業務と法的ガイド』

☆Carolyn Buppert: Nurse Practitioner's Business Practice and Legal Guide. 2版. (2004) Jones & Bartlett. (第9回で紹介)

などである。また、看護書にManager, Managementをキーワードとするものがふえたのも最近の傾向といえる。

『看護・医療専門職の管理』

☆Alister Hewism: Management for Nurses and Health Professionals. (2004) Blackwell.

は看護師や医療専門職種にとっての管理(術)であり

『看護ケースマネジメント』

☆Elaine L. Cohen 他: Nursing Case Management. 4版. (2005) Elsevier Mosby. (2版を第2回で紹介)

は看護師にとってのケースマネジメントである。さらに看護師の病院管理における中枢の役割を示したものが

『看護マネージャーの医療財政管理』

☆Janne Dunham-Taylor 他: Health Care Financial Management for Nurse Managers. (2006) Jones & Bartlett.

で、ここではHome Health Aideの人件費の安さを重視している。他方、

『看護助手のスキル向上』

☆Francie Wolgin: Advanced Skills for Nursing Assistants (2005) Pearson Prentice Hall.

のように書名は「看護助手」であっても、本文中の主語はCaregiver(日本でいえば介護職)であり、福祉職としてのCaregiverイコール「看護助手」という関係を示した本もある。

『看護助手の基本』

☆Mary E. Stassi : Basic Nursing Assisting. (2005) Elsevier Mosby.

などで紹介されている看護助手の業務内容は

Caregiverにはマイコールであるし、前掲の

『ホームケア——看護の実際』(p.70)

でも、ホームケアに従事する看護師の業務として、「Caregiverに対する教育、支援」があげられている。

公的支援なき福祉

もし、社会的弱者に対する公的支援制度が整っている国であれば、Caregiverは第一線でそれなりの経済的処遇を受けながら働けることだろう。Caregiverを福祉系職種と考えれば、それは公的支援があってはじめて十分な働きができる職種であり、また、ケースに応じて公的支援をひき出すことをその職能と考えるべきである。

しかし、公的医療保険さえ、国民の一部にしか適用されていない国の公的支援は貧弱なものであり、看護は市場型医療、利益追求型医療に包みこまれた形となっている。利益追求型の医療とは、「金のとれる医療」を「なるべく金をかけずに行なう」ことであり、医師よりはNP、正看より准看、准看よりは助手という代替傾向が強く、公的支援なき福祉系職種やCaregiverは看護代替労働力として医療の外延部分に組みこまれやすい。

看護職種の資格試験問題集としては

『准看試験問題』

☆Mary E. McDonald 編: Review Guide for LPN LVN Pre-Entrance Exam. 2版 (2004) NLN

『正看試験問題』

☆Mary E. McDonald 編: Review Guide for RN Pre-Entrance Exam. 2版、(2004) NLN

があるが、准看の数学の問題などは、最近、子どもの学力低下が指摘される日本でも、小学校4、5年程度の問題である。

プエルト・リコにはアメリカのための准看養成コースがあり「カリブ看護師」という言葉もある。その「准看」の下で、いわゆる「無資格流民」が「助手」をつとめながら、同時に待遇、賃金面におけるbottomの相場づくりの役を果しているわけであり、第12回ではこれをthe bottom-line orientationとして紹介した。

Bottom と移民

それぞれの国（先進諸国）での Bottom の相場づくりに貢献しているのが移民であるが、労働力の国際流動が活発になれば、Bottom の相場もグローバルになり、医療・看護の下働きの処遇とかわりを持つようになる。その意味では、あらためて「移民史」的な学習をしなければ、世界の現状はとらえられないのではないか、という気がする。

『アジアにおける移民と健康』

☆Santosh Jatrana 他編: *Migration and Health in Asia*. (2005) Routledge.

には commercial sex workers という言葉が登場するのでショックを受ける。とうとう sex work が対人サービス労働分野で市民権を持つようになったのか、という気がするからである。

移民とジェンダー、貧困とのからみを取りあげたのが

『ジェンダー、民族、階級そして健康』

☆Amy J. Schulz 他編: *Gender, Race, Class and Health*. (2006) Jossey-Bass.

『保健計画における貧困とジェンダー』

☆WHO: *Integrating Poverty and Gender into Health Programmes*. (2005) WHO.

である。また、移民が流入先で、どのような位置を占めているかを分析したものとしては

『彼等自身の場——20世紀における黒人の郊外化』

☆Andrew Wiese: *Place of Their Own——African American Suburbanization in the Twentieth Century*. (2005) Univ. of Chicago Press.

『新都市移民労働力』

☆Sarumachi Jayaraman 他編: *The New Urban Immigrant Workforce*. (2005) M. E. Sharp.

などがある。

移民は流入先の国において Bottom の相場づくりに貢献するだけではない。

『健康のための人的資源——危機の克服』

☆WHO: *Human Resources for Health——Overcoming the Crises*. (2004) WHO.

では、「移民の最大の問題は、貧乏国の高度医療

職種が富裕国に流れること」という指摘がなされている。これは国際的不平等を拡大するものといえる。

不平等に立ち向かえるか

国際的不平等の健康問題への投影をとりあげたものとしては

『健康の社会的決定因子』

☆Michael Marmot 他編: *Social Determinants of Health*. 2版. (2006) Oxford Univ. Press.

があり、不平等に対する闘いについては

『公的住宅政策——都市の不平等に対する黒人女性の闘い』

☆Ronda Y. Williams : *The Politics of Public Housing——Black Women's Struggles Against Urban Inequality*. (2004) Oxford Univ. Press.

が出されている。また保健統計の上で国際的不平等を示したものとしては

『グローバル保健統治』(第12回で紹介)

☆Obijiofor Aginam: *Global Health Governance*. (2005) Univ. of Toronto Press.

『社会正義——公衆衛生と医療政策の倫理的基礎』

☆Madison Powers 他: *Social Justice——The Moral Foundations of Public Health and Health Policy*. (2006) Oxford Univ. Press.

などがある。

国際的不平等と国内的不平等とは密接な関係を持つが、主として国内的不平等の方を槍玉にあげたのが

『野蛮国——福祉資本主義と不平等』

☆Edward J. Martin 他: *Savage State——Welfare Capitalism and Inequality*. (2004) Rowman & Littlefield.

である。ここでいう福祉資本主義とは市場型医療の外延部分に低賃金・単純労働のヘルパーや介護職種を配置するシステムを指すのではないか。

『世界の分断——グローバル経済における社会的不平等』

☆Scott Serman : *World Apart——Social Inequalities in a Global Economy*. (2006) Pine Forge Press.

は世界の金持ち番付を紹介した上で、日本が一番「不平等度」が低い、と評価している。

アメリカに比べれば、公的医療保険や公的社会福祉システムを持つ日本ではあるが、いまや「野蛮国」の方に吸引されつつある。

入院日数短縮のために、療養型病床や介護保険を導入し、病院→療養型→在宅という流れを、逆流を防止しながら構築し（no return road）、在宅ケアのヘルパーの低賃金から bottom oriented な形で准看や正看の賃金水準を下にひきずりながら低診療報酬体系・入院日数短縮を誘導するというサイクルがまわりはじめている。そして no return road と bottom oriented というサイクルができたところで、「療養型」を大幅に減らし、在宅ケアの条件をさらに厳しくしながら、さらなる悪循環サイクルをまわそうとしている。しかも、公的支援においてなされるべき障害者などのケアまでも、介護保険を通じてこのサイクルに組みこもうとしている。

看護職種も福祉職種も、この悪循環サイクルを断ち切るための「ふんばりどころ」を確認すべき

ときであるが、残念ながら、そのための社会科学的方法のアプローチは稀薄である。特にアメリカの場合『理論にもとづく看護実践』

☆Shirley Melat Ziegler 編: Theory-Directed Nursing Practice. 2版.(2005) Springer.

は没社会科学的であり

『農村看護』

☆Helen J. Lee 他編: Rural Nursing. 2版. (2006) Springer.

は没歴史的である。そして

『看護理論家とその業績』

☆Ann Marriner Tomey : Nursing Theorists and Their Work. (2006) Mosby.

も、概して没社会科学的であって、索引には poor という言葉もない。

看護職には社会科学的視点を喪失した看護書が出され、下働きに組みこまれた福祉系職種にはマニュアル本しか出されていない。「これでいいのか看護と福祉」である。

(のむら たく、国民医療研究所顧問)

【事務局ニュース】4・2006年度定期総会および講演会のお知らせ

会員の皆様には改めてご案内をしますが、2006年度定期総会を下記の日程で開催します。総会議決権があるのは正会員のみですが、その他、講演会出席ご希望の方は、事務局へご連絡下さい。

日時：2006年6月17日（土） 午後3時～5時30分（講演会は午後4時～）

場所：平和と労働センター8階 全日本民医連会議室

議題：2005年度事業報告および会計報告、2006年度事業計画および予算、役員改選

総会講演：

講師：角瀬保雄（総研理事長・法政大学名誉教授）

演題：「CSR・コーポレートガバナンスと経営参加——中小経営における新しい労使関係の形成に向けて——」

機関誌『いのちとくらし』バックナンバー

●第14号（2006年2月）—特集：民営化と非営利・協同

- 巻頭エッセイ「福祉と環境に立向かう協同の仕組みの役割」藤田暁男
 - 論文「郵政事業改革の国際類型とわが国の郵政民営化」桜井徹
 - 座談会「介護保険改定と福祉事業の新たな課題と対応」
浦澤正和、岡田孝夫、日吉修二、司会：石塚秀雄
 - 論文「改定介護保険法の特徴と問題点」林泰則
 - 論文「介護ショップのマネジメントの課題について—介護保険7年目をむかえ、地域において人と人との接点を大事にする事業をめざして」小川一八
 - 論文「国民健康保険料に関する自治体格差の実態について」鈴木岳
 - 書評 山口二郎・坪郷實・宮本太郎（著）『ポスト福祉国家とソーシャル・ガバナンス』（ガヴァナンス叢書）石塚 秀雄
 - エッセイ韓国から④「富の偏在と新自由主義」朴賢緒
 - 文献プロムナード⑬「マルチ医療論」野村拓
-

●13号（2005年11月）—特集：非営利・協同と福祉国家

- 巻頭エッセイ「次は医療と農業？」吉田万三
 - 論文「社会的排除としてのホームレス問題」中嶋洋子
参考資料：「ホームレスの実態に関する全国調査報告書」から
 - 論文「『構造改革』の頂点と医療構造改革」後藤道夫
 - 座談会「介護への取り組みについて」鈴木洋、松本弘道、森尾嘉昭、武井幸穂、
司会：石塚秀雄
 - 翻訳「中央のサポートと地域への動員のバランス——スウェーデン協同組合開発システム」
Y. ストルイヤン 竹野ユキコ
 - シリーズ医療事故問題②
座談会「医療事故問題をめぐって②」高橋正己、根本節子、中村建、伊藤里美、棚木隆、
司会：石塚秀雄
 - 資料「アメリカの医療事故過誤救済制度について」石塚秀雄
 - エッセイ韓国から③「爪痕癒し」 朴賢緒
 - 文献プロムナード⑩「階層化・流動化」 野村拓
-

●12号（2005年8月）—特集：雇用失業問題と非営利・協同セクター

- 巻頭エッセイ「よみがえれ、8月15日」小川政亮
- 論文「大量失業に直面した、われわれの課題—フランスの失業対策を参考にして」都留民子
- 論文「障害者自立支援法と真の自立への通」立岡暁
- 論文「共働事業所運動と障害者の労働参加」齊藤縣三

- 定期総会記念講演「スウェーデンの福祉戦略と市場主義への対抗ビジョン」宮本太郎
 - 論文「スウェーデンでは、ケア付き高齢者集合住宅等における医行為を誰がどのように担っているか」高木和美
 - シリーズ医療事故問題①
 - 座談会「医療事故問題をめぐって」新井賢一、二上護、高柳新、大橋光雄、篠塚雅也、伊藤里美、棚木隆司会：石塚秀雄
 - （転載）「個人のニーズに対応する新規医療」新井賢一
 - 資料「医療過誤補償機関制度（スウェーデン、フランス）」石塚秀雄
 - シリーズ・文献プロムナード⑩「はたらきかけ」野村拓
 - 書評・本の紹介：岡崎祐司『現代福祉社会論—人権、平和、生活からのアプローチ』谷口一夫
 - 書評・本の紹介：角瀬保雄著『企業とは何か—企業統治と企業の社会的責任を考える』石塚秀雄
-

●11号（2005年5月）—特集：インフォームド・コンセントと患者・医療者の関係

- 巻頭エッセイ「和をはかること」と民主主義 中澤正夫
 - 第5回公開研究会報告：「患者と医療者の医療技術観—相互理解のインフォームド・コンセントのため—」尾崎恭一
 - 論文「インフォームド・コンセントを患者医療参加の契機に」岩瀬俊郎
 - 翻訳 M.ファルケフィッサー、S.ファンデルヘースト「オランダ疾病金庫の価格競争」竹野幸子
 - インタビュー「労働運動から見た非営利・協同」小林洋二
 - エッセイ韓国から②「易地思之の心構えで」朴賢緒
 - シリーズ・文献プロムナード⑩「社会的再生産失調」野村拓
 - 書評 八田英之『民医連の病院管理』石塚秀雄
-

●10号（2005年2月）——特集：非営利・協同と労働

- 巻頭エッセイ「地域づくりと協同のひろがり」山田定市
 - 座談会「非営利・協同組織における労働の問題——医療労働について」
 - 田中千恵子、二上護、大山美宏、岩本鉄矢、坂根利幸、角瀬保雄、司会：石塚秀雄
 - 非営利・協同入門⑥「ワーカーズ・コレクティブ、NPOでの就労に関する論点と課題」山口浩平
 - 論文「市民を守る金融システムは出来るのか」平石裕一
 - 論文「介護保険制度『改革』の狙いと背景」相野谷安孝
 - 第4回公開研究会報告「地域医療と協同の社会——金持ちより心持ち」色平哲郎
 - 海外医療事情②「セネガル保健事情——見過ごされた優等生？」林玲子
 - エッセイ韓国から①「わだかまりを越えて」朴賢緒
 - 文献プロムナード⑨「全人的ケアの歴史」野村拓
 - 書評「ボルザガ、ドゥフルニ著、内山哲朗、石塚秀雄、柳沢敏勝訳『社会的企業——雇用・福祉のEUサードセクター』、日本経済評論社、2004年」日野秀逸
-

● 9号（2004年11月）—特集：非営利・協同と教育／破綻と再生から学ぶ非営利・協同の事業

- 巻頭エッセイ「セツルメント運動」升田和比古
 - 座談会「非営利・協同と教育」三上満、村口至、大高研道、川村淳二、司会：石塚秀雄
 - インタビュー「全日本民医連における教育の取り組み」升田和比古
 - 教育アンケートに見る特徴
 - 教育体験談： 長野典右、矢幅操
 - Part 1 「民医連北九州健和会再生の決め手」馬渡敏文
Part 2 「破綻と再生から学ぶ非営利・協同の事業」
吉野高幸、山内正人、八田英之、角瀬保雄、司会：坂根利幸
 - 論文「社会的責任投資（SRI）と非営利・協同セクターの役割・課題—コミュニティ投資を中心として」小関隆志
 - 翻訳「EUの労働挿入社会的企業：現状モデルの見取り図」訳：石塚秀雄
 - 文献プロムナード⑧「医療と市場原理」野村拓
 - 書評「近藤克則『医療費抑制の時代を超えて』」柳沢敏勝
-

● 8号（2004年8月）—特集：非営利・協同と文化

- 巻頭エッセイ「アメニティと協同」植田和弘
 - 座談会「非営利・協同と宗教」若井晋、日隈威徳、高柳新、司会：石塚秀雄
 - 論文「今日の日本のスポーツ状況と非営利・協同への期待」森川貞夫
 - 論文「非営利・協同と労働・文化を担う人間の発達」池上惇
 - 論文「協同社会の追究と家族の脱構築」佐藤和夫
 - インタビュー「前進座・総有と分配」大久保康雄
 - 論文「国際会計基準と協同組合の出資金をめぐる最新動向—IAS32号解釈指針案と農協法の改正—」堀越芳昭
 - 論文「フランスの社会的経済の現状と事例」石塚秀雄
 - 団体会員訪問①「千葉県勤労者医療協会」
 - 文献プロムナード⑦「平和の脅威」野村拓
 - 書評「二木立『医療改革と病院』」川口啓子
-

● 7号（2004年5月）—特集：コミュニティと非営利・協同の役割

- 巻頭エッセイ「『満足の文化』といまの日本」相野谷安孝
- インタビュー「栄村高橋村長に聞く」高橋彦芳、福井典子、角瀬保雄、前沢淑子、司会：石塚秀雄
- 栄村REPORT
 - ・「栄村訪問記」角瀬保雄
 - ・「小さくても輝いていた栄村：山間部と都市との比較から学んだこと」福井典子
 - ・「栄村を訪ねて10年、いま思うこと」前沢淑子
 - ・資料 事務局
- 論文「市町村合併政策と保健事業の危機」池上洋通

- 第3回公開研究会報告「インドネシアの非営利・協同セクターと社会保障制度」サエディマン
 - 書評「橋本俊詔『家計からみる日本経済』その基本理念に関連して」石塚秀雄
 - 文献プロムナード⑥「医療職種」野村拓
 - 非営利・協同入門⑤「イギリスにおける社会的企業とコミュニティの再生—サンダーランドにおける非営利・協同組織の試み—」中川雄一郎
 - 海外医療体験エッセイ「英国の医療と『シップマン事件』」大高研道
 - 書評・東京民主医療機関連合会50年史編纂委員会編／『東京地域医療実践史—いのちの平等を求めて』相澤與一
-

● 6号（2004.02）—特集：非営利・協同と共済制度・非営利組織と公共性

- 巻頭エッセイ「出征」日隈威徳
 - 座談会「共済事業と非営利・協同セクター」本間照光、根本守、伊藤淳、司会：石塚秀雄
 - 論文「新非営利法人法の制定議論と税制改悪の方向」坂根利幸
 - 論文「社会的企業体の連帯で保健・福祉・医療の複合体を」大嶋茂男
 - 論文「長野モデルにおけるコモンスについて」石塚秀雄
 - シリーズ非営利・協同入門④「非営利・協同と社会変革」富沢賢治
 - 文献プロムナード⑤「Careを考える」野村拓
 - 書評／南信州地域問題研究所編『国づくりを展望した地域づくり…長野・下伊那からの発信』石塚秀雄
-

● 5号（2003.11）—特集：行政と非営利組織との協働（1）

- 巻頭エッセイ「民医連の医師」千葉周伸
 - 座談会「行政と非営利・協同セクターとの協働について」
富沢賢治、高橋晴雄、窪田之喜、司会：石塚秀雄
 - インタビュー「医療と福祉に思う」秋元波留夫
 - 特別寄稿（再録）「津川武一と東大精神医学教室」秋元波留夫
 - 論文「韓国の社会運動と非営利・協同セクター」丸山茂樹
 - 論文「韓国の医療保険制度と非営利協同セクター」石塚秀雄
 - 第2回公開研究会報告「ヨーロッパの医療制度の特徴と問題点」松田晋哉
 - シリーズ非営利・協同入門③「サードセクター経済と社会的企業—ライブリネスのデベロップメント—」内山哲朗
 - 文献プロムナード④「医療の国際比較」野村拓
 - 書評／野村拓監修・赤十字共同研究プロジェクト著『日本赤十字の素顔』角瀬保雄
-

● 4号（2003.08）—特集：障害者と社会・労働参加—支援費制度をめぐって—

- 巻頭エッセイ「NPOによる地域福祉貢献活動とその困難」相澤與一
- シリーズ非営利・協同入門②「非営利・協同の事業組織」坂根利幸

- 座談会「非営利・協同と共同作業所づくり運動」 立岡暁、斎藤なを子、長瀬文雄、岩本鉄矢、坂根利幸、司会：石塚秀雄
 - 論文『「共同作業所づくり運動」の過去・現在・未来』 菅井真
 - 第1回公開研究会報告「米国のマネジドケアと非営利病院」 松原由美
 - 「アメリカのNPO病院の非営利性の考え—薬品安価購入に関連して—」 石塚秀雄
 - シリーズ「デンマークの社会政策（下）」 山田駒平
 - 文献プロムナード③ 「医療政策」 野村拓
 - 書評・宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』 田中夏子
-

● 3号 (2003.05)

- 巻頭エッセイ「わが家の庭から考える」 高柳新
 - シリーズ非営利・協同入門①「非営利・協同とは」 角瀬保雄
 - 座談会「福祉国家の行方と非営利・協同、医療機関の役割」 後藤道夫、高柳新、司会：石塚秀雄
 - 論文「地域づくり協同と地域調査実践」 大高研道・山中洋
 - 論文「介護保険制度見直しと法改正に向けての展望」 伊藤周平
 - 文献プロムナード② 「地域への展開」 野村拓
 - シリーズ「デンマークの社会政策（上）」 山田駒平
 - 「アメリカの医療と社会扶助の産業統計の特徴」 石塚秀雄
 - 書評・八代尚弘・日本経済研究センター編著『社会保障改革の経済学』 高山一夫
-

● 2号 (2003.02)

- 巻頭エッセイ「医療事故と非営利・協同の運動を思う」 二上護
 - 新春座談会「NPOの現状と未来」 中村陽一、八田英之、角瀬保雄、司会：石塚秀雄
 - 論文「コミュニティ・ケアとシチズンシップ——イギリスの事例から」 中川雄一郎
 - インタビュー「介護保険にどう取り組むか」 増子忠道、インタビュアー：林泰則
 - 論文 「『小さな大国』オランダの医療・介護改革の意味するもの——ネオ・コーポラティズム的政労使合意のあり方——」 藤野健正
 - 文献プロムナード① 「もう一度、社会医学」 野村拓
 - 海外事情 「アメリカの医療従事者の収入事情」 石塚秀雄
 - 書評 「日本へ示唆 福島清彦著・『ヨーロッパ型資本主義』」 窪田之喜
-

● 準備号 (2002.10)

- 発起人による「新・研究所へ期待する」
- 特別寄稿論文
 - ・「市場経済と非営利・協同—民医連経営観察者からの発信—」 坂根利幸
 - ・「医療保障制度の問題点—フランスの事例を中心にヨーロッパ医療制度改革の問題点—」 石塚秀雄

「研究所ニュース」バックナンバー

○No.14 (2006.04.30発行)

理事長のページ、副理事長のページ(坂根利幸)「病院・介護専門ファンド」、「公共性(=共通善 Common goodの実現)こそ政治の課題」(大嶋茂男)、「CPE. フランスの若者は街頭に溢れる一若者雇用契約と社会的経済セクターの雇用の取り組み」(石塚秀雄)、事務局ニュース

○No.13 (2006.01.31発行)

理事長のページ、副理事長のページ(高柳新)、参加報告(ダカールでの社会的経済・グローバル化会議、11.27市民国際フォーラム、シンポジウム「改正保険業法とこれからの共済」、書評『医療の値段』

○No.12 (2005.10.28発行)

理事長のページ、副理事長のページ(坂根利幸)「ベレー・ロッホ」、参加報告「2005年度夏季医療・福祉政策学校参加記」(高山一夫)、「第7回全日本民医連・学術運動交流集会参加報告」(竹野ユキコ)、「NPO・社会的企業が議論された協同組合学会」(石塚秀雄)、書評・真田是著『社会保障と社会改革』(石塚秀雄)

○No.11 (2005.7.25発行)

総会報告、理事長のページ「企業と社会」、副理事長のページ(高柳新)「主権者学のすすめ」、フランスの医療事情(廣田憲威)、ポルトガルの医療制度の特徴(石塚秀雄)、書評:北島健一・藤井敦史・清水洋行『イギリスの社会的企業の多元的展開と組織特性』・中川雄一郎『社会的企業とコミュニティの再生ーイギリスでの試みに学ぶ』

機関誌およびニュースのバックナンバーは、当研究所ウェブサイトからも御覧になれます。

いのちとくらし別冊

No.1

『スペイン社会的経済概括報告書(2000年)』

J. バレア、J. L. モンソン著、佐藤誠、石塚秀雄訳

2005年4月発行、44ページ、頒価500円

スペインCIRIEC(国際公共経済・社会的経済・協同組合研究情報センター)から2002年に出された報告書の翻訳(序文等は省略)です。地域における雇用創出、事業の民主的運営、働く者の働きがい、医療・福祉・社会サービスの営利民営化への代案としての社会的企業の役割など、社会的経済セクターが認知されているスペインの事例が日本の課題にも大いに参考になるのではないのでしょうか。

お申し込みは研究所事務局まで。



報告書(2006年3月発行)

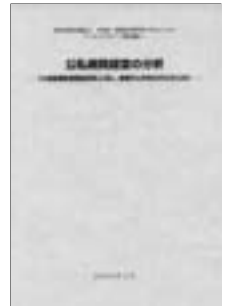
ご希望の方は、研究所事務局（民医連関係者は(株)保健医療研究所）にご連絡下さい。

◎公私病院経営の分析—「小泉医療制度構造改革」に抗し、医療の公共性をまもるために—

(ワーキンググループ報告書 No.1、A 4判73ページ、頒価1,000円)

日本の病院医療をめぐる問題について経営主体別に経営構造を比較分析し、医療の公共性を高める運動論、政策作りに寄与しようとするもの。

- | | |
|-----|------------------------------|
| 序論 | 問題意識とワーキンググループの目的（村口至） |
| 第1章 | 設立形態ごとの病院間経営分析（根本守） |
| 第2章 | 独立行政法人国立病院機構の分析（小林順一） |
| 第3章 | 地方自治体病院の分析（根本守） |
| 第4章 | 済生会（石塚秀雄） |
| 第5章 | その他の非営組織病院経営と、経営論点（坂根利幸） |
| 第6章 | 民医連病院の分析（角瀬保雄） |
| 第7章 | 医療の公共性をめぐって—民間医療機関の立場から（村口至） |



◎全日本民医連・総研いのちとくらし共催「スウェーデン・福祉の国づくりを探るツアー」報告書

(A 4判72ページ、頒価500円)

2005年11月に行われた視察の報告書。医科、歯科それぞれの現状、医療介護セクターと労働組合の役割、医療供給者区分についての論文と翻訳、参加者感想。

- 序文（宮本太郎）
スウェーデン・福祉の国づくりを探るツアーを実施して（長瀬文雄）
日程概要と報告（林泰則）
論文：スウェーデンの医療についての視察報告と考案（吉中志文）
歯科医療政策の転換の意味するところは？（藤野健正）
スウェーデンの医療介護セクターと労働組合（石塚秀雄）
感想：升田和比古、長崎修二、大高研道、石原廣二郎、上條泉、山本淑子ほか
翻訳：スウェーデンの福祉セクターの供給者の区分化と
制度設計—1991—1994年。新しい道筋と古い依存性（Y. ストルイヤン）



◎「スペイン・ポルトガルの非営利・協同取材」報告書

(別冊いのちとくらし No.2、B 5判96ページ、頒価500円)

2005年10月に行われた視察報告書。モンドラゴン協同組合の成功の鍵、最新データや幹部聞き取りの内容など。非営利セクター運営の病院、高齢者施設の訪問報告、参加者感想。

- 序文（角瀬保雄）
- I. スペイン・MCC視察
モンドラゴン協同組合企業MCC（石塚秀雄）
MCCの協同労働と連帯、その組織と会計（坂根利幸）
エロスキ（坂根利幸）
労働金庫（CL）（根本守）
MCCの事業の維持と拡大の財政面の支え労働人民金庫（大野茂廣）
イケルラン（坂根利幸）
まとめにかえて—MCCと非営利・協同（角瀬保雄）
 - II. ポルトガルの非営利・協同セクター
ポルトガルの非営利・協同セクターと医療制度の特徴（石塚秀雄）
高齢者施設ミゼルコルデア（村口至）
 - III. 感想（野村智夫、村上浩之、山内正人ほか）
日程概要
あとがき（坂根利幸）



【入会申込 FAX 送付書】

切り取ってお使いください
研究所のFAX番号：03 (5770) 5046

特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし入会申込書

会員の別 正会員 (個人 ・ 団体) 賛助会員 (個人 ・ 団体)
入会口数 () 口

ふりがな	
団体名称または氏名	

※団体正会員の場合は法人・団体を代表して入会する個人名を、個人正会員の場合は所属・勤務先等を記入して下さい。(団体正会員は、入会時に登録された個人が定款上の社員となります。)

※団体会員で、登録する人物と実務担当が異なる場合は、担当者の氏名も記入して下さい。

(団体会員のみ)	ふりがな 代表して入会する個人名	
	ふりがな 実務担当者名	
(個人会員のみ)	ふりがな 所属・勤務先等	

※機関誌等の郵送先、連絡先を記入して下さい

〒番号	—		
住所			
電話番号	()	FAX番号	()
電子メール	@		

※専門・主たる研究テーマまたは研究して欲しいテーマ・要望等を記入して下さい

--	--	--	--

入会金と会費	(1) 入会金	団体正会員	10,000円
		個人正会員	1,000円
		賛助会員 (個人・団体)	0円
	(2) 年会費 (1口)	団体正会員	100,000円 (1口以上)
		個人正会員	5,000円 (1口以上)
		団体賛助会員	50,000円 (1口以上)
		個人賛助会員	3,000円 (1口以上)

へきりとり

【次号第16号の予定】(2006年8月発行)

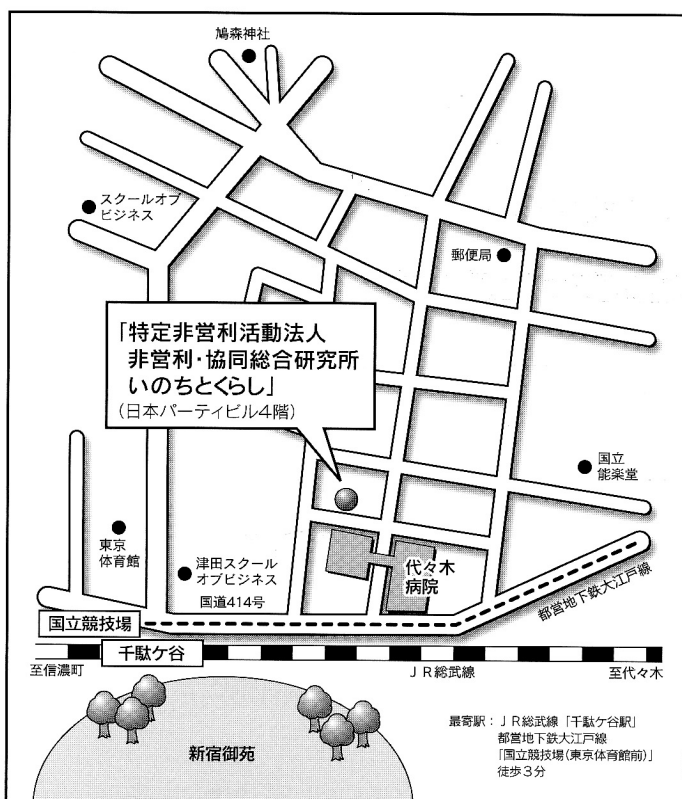
特集：格差社会と非営利・協同セクター

- ・ 座談会
「格差社会と社会的連帯（仮題）」
- ・ 論文
「医療福祉政策と非営利・協同セクター（仮題）」
- ・ 定期総会講演
「CSR・コーポレートガバナンスと経営参加」
- ・ 医療事故問題、など

【編集後記】

共済と改正保険業法について（これだけに限りませんが）、今年1月に開催されたシンポジウムに参加するまであまり知らずにいました。民間保険会社の広告は特にこの1、2年で何らかの形で毎日目にするようになった感がありますが、一方、共済とは何かを知る機会は多くはなかったと思います。関連する研究会などでも共済についての広報の大切さが強調されていましたが、これからも情報発信をしていきたいと思います。

04年発行の機関誌6号には共済の座談会が掲載されています。今回、数に限りがありますが10号までを無料配布しますので、希望者は事務局までご一報ください。



「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」 事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-29-3 日本パーティビル4階

TEL : 03-5770-5045 / FAX : 03-5770-5046

ホームページ URL: <http://www.inhcc.org/> e-mail: inoci@inhcc.org